主體を拘束する昇給規定を設けることは出來ない。そこで、この弊害を避けるためには本法(恩給法)に於て恩給算出の基礎となる俸給に制限を加へるより外に途はない。

二、卽ち、「退職當時ノ俸給」を改めて「退職前ノ俸給」とし、退職前一年間に受けた俸給總額を以て、退職前の俸給額とし、之を基礎として恩給額を算出するようにした。但し、嚴格にいふと必ずしも退職前一年內に現實に受けた俸給總額とは言はれない。例へば月の途中就職又は昇給のあつた場合は現實に受ける俸給は其の月は日割計算であるがそれを全月分を以て俸給額とするが如きである。これ等に付ては施行令第二十四條ノ九に規定してゐる。(註一、二)そこで、多少の例外はあるが一般の場合の俸給年額の算定を設例によつて說明すれば、退職前一年內の俸給が最初の十ヶ月が五級俸で、最後の二ヶ月卽ち退職二ヶ月前が四級俸であつたら、五級俸の俸給月額を十ヶ月分と、四級俸の俸給月額を二ヶ月分とを合算したものが、この者の退職前の俸給年額となる。

現行俸給令による俸給額は晉俸給額に換算されて計算することに注意せねばならぬ

退職前の俸給

退職一年內といふのは滿一年の意義ではないそこで月計算で曆月にすれば十三月となれば前の月を捨てる

退職前一年內の最初の二ヶ月が五級俸で次の九ヶ月が四級俸で、退職の月一ヶ月が二級俸であつたとすれば、五級俸二ヶ月分、四級俸九ヶ月分、二級俸一ヶ月分の合計が、この者の退職前の俸給年額となる。

(註一)　休職又は罰俸等の事情により本來給與せらるべき俸給に比し一時的に減俸(全然給與されない場合も含む)を受けたときもこれを本來給與せらるべき俸給により俸給額を定める。そこで、この場合は現實に受けた俸給額と異なる。

(註二)　月の途中で就職した場合は現實に受けた俸給は其の月は日割計算であるが、この場合の俸給額とする。又、月の途中に昇給のあつた場合は、其の月は日割計算であるが、この場合も全月分を以て其の月も其の月は昇給後の俸給額を以て其の月の俸給額とす。

三、本法に於て單に俸給と言はれる場合は當然、年功加俸、特別加俸又は職務俸の如き準本俸も含まれるのであるからこれ等の準本俸を受けてゐる場合は、前述の本俸の如き方法によつて退職一年內に受けた金額を本俸額に加算するのである。

四、右の如く、退職前一年內の俸給總額を以て俸給年額とする原則に對しては、次の如

き二つの特例がある。

公務傷病のため退職の際の昇給

(一) **公務傷病のため退職(又は死亡)した者に付ては、退職(又は死亡)の際昇給ありたるときは、其の爲された昇給の中一級だけ、級俸の定めない俸給に付ては昇給前俸給の百分の十五を限度として退職一年前から昇給あつたものとして取扱はれる。**

(設例) 退職一年前の俸給が五級俸、この者が公務上の傷病を受けて、退職したため一般に行はれる退職の際、二級俸に昇給した。この場合、この者の恩給の基礎となる俸給額は、一般の場合であれば、五級俸十一ヶ月分、二級俸一ヶ月分の合計であるが、公務傷病のため退職した故を以て、恩給法第五十九條ノ二第一項第一號の特例規定によつて、退職の際の昇給の中一級だけ、即ち四級俸は、退職一年前に遡つて昇給あつたものとして取扱はれる。換言すれば、四級俸が十一ヶ月分、二級俸一ヶ月分の合計が俸給年額となる。そこで、名義上の俸給(退職日に昇給のあつた者は現實に昇給した俸給はこれを日割としても受けることがないから便宜上名義上の俸給とした)は三級、四級と昇給があつても恩給法上は一級の昇給だけか認められない。尚、昇給辭令が退職辭令よりも一日でも早ければ昇給した俸給を(日割計算)受けるが名義上の俸給は日割計算としても之を受けないけれども退職の月だけはこの名義上の俸給(一級に限らず何級の昇給でもよい)によつて計算する。

一級昇給の意義

(二) **退職前一年内の昇給であつても、其の昇給が前俸給二年以上据置かれた後爲されたときに限り一級の昇給に限り、級俸の定めない俸給に付ては昇給前俸給の百分の十五を限度として退職一年前から昇給あつたものとして取扱はれる。**

前俸給二年以上据置かれた際の昇給

(設例) (イ)二年以上四級俸であつたものが、退職一年内、例へば退職六ヶ月前三級俸に昇給したときは三級俸十二ヶ月分を俸給年額とし、又は二年以上四級俸であつた者が退職の際二級俸に昇給したときは、三級俸十一ヶ月分と二級俸一ヶ月分とを合せたものをとす俸給年額とす。(ロ)二年以上四級俸であつた者が退職一年内に(例へば退職六ヶ月前に)三級俸になり、更に退職の際一級俸(二級昇給)になつた場合は、三級俸は退職一年内の昇給でも前俸給から二年以上經過しての昇給であるから、一年前から昇給あつたものとして取扱はれる。尚、退職の際の一級俸は三級俸から一級俸になるのに二年以上を經過してゐないから特例にならぬ。そこで、原則に立ち歸つて、一級俸は退職の月だけ(現實には一級俸は日割計算としても受けなかつた所謂名義上の俸給でも差支へない)を俸給年額に算入する。そこでこの場合三級俸を十一ヶ月分と一級俸を一ヶ月分との合計を以てこの者の退職前の俸給年額とする。

二十年以上勤續の場合の特例の特例

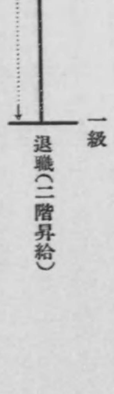

同じ教育職員であれば初等中等教員の區別、又は員數の多いが、府縣學務部と他教育一種類文官とは同一種類とは云はれない

(三) **上述の特例に對しては當分の間又次の如き經過的の特則がある。再言すれば、(イ)公務傷病で退職(又は死亡)したため二級以上の昇給のあつたとき、或は又(ロ)前俸給が二年以上据置かれてゐた者が二級以上の昇給のあつたときに、其の公務員が恩給法上の同一種類の公務員(教育職員、文官、軍人といふが如き種類、準教育職員は教育職員に**

準じて取扱ふ）として、實在職年二十年以上勤續（註一）したる者で特殊の事情の（註二）あるときには、其の昇給を二級まで、級俸の定めないものは百分の三十まで、退職一年前から昇給のあつたものとして取扱はれる。

（註一）實在職年とは加算年を算入せざる事實上の在職年で勤續とは引續きたる在職年をいふ。（一六七頁參照）

（註二）特殊の事情とは、例へば、中等教員小學教員等に見ることが多い俸給總算の關係で、昇給の非常に遲れてゐるような事情をいふのである。この特殊の事情があるか否かは裁定官廳が認定する問題である。

（設例）小學校訓導から中學校教諭と引續き二十年以上在職せる者が、公務のため傷病を受け、これがため退職（又は死亡）したとき、退職（死亡）の際一時に三階級を昇給して一級俸を受けるようになつたときは、普通の特例（恩給法第五十九條ノ二、第一項第二號）に從へば、一級の昇級だけか認められないが、特例の特則（改正法附則第十條）によつて、二級の昇級が認められるので、この場合二級俸を以て退職一年前からの俸給として（退職の一ヶ月分は一級俸として）俸給年額を定める。又前例の如き二十年以上の實勤續在職者であれば、公務傷病のための退職でなくて二年以上据置かれてゐた俸給が二級以上昇給した場合も同樣の取扱を受ける。

一級昇給の意味

五、一級の昇給とは如何なる程度の昇給を意味するかは次の如くである。

①　級俸の定めある俸給（例へば市町村立小學校教員の俸給令、公立學校職員俸給令等の如く俸給に段階が法定せられてゐるもの）に付ては一階段上位の級俸をいひ、別にこれが規定を要せないようであるが、しかし、級俸の定めはあつても所謂當分給を受けてゐるものは如何にすべきか、其の他にも相當疑問の起る場合もあるので、恩給法施行令第二十四條ノ十にこれが取扱例を示してゐる。即ち同條によれば、

A　級俸の定めのある場合に、給與級俸（級俸定額）より少額の所謂當分給を給されてゐるものは、給與級俸の直近上位の級俸の額に、給與級俸に對し當分給が有する割合を乘じた額が當分俸給に對して一級上位の俸給額とする。

（設例）公立中等學校職員（判任待遇）で三級俸當分百二十圓の一級昇給（一級上位の俸給額）は次の如くして算出した俸給額とする。三級俸の給與定額は百二十五圓、三級俸の直上の二級俸の給與定額は百三十五圓、尙實際換算の場合は、舊俸給によるので二級給與定額は舊二級百四十圓として計算せねばならない。

$$\text{當分給} \times \frac{\text{當分給與定額}}{\text{給與定額}} = \text{當分昇給額}$$

$$140 \times \frac{120}{125} = 135\text{圓}$$（圓位未滿の端數は常に圓に切上げる）

B　同一級俸に付上下の區分のある場合に於ては其の上俸はこれを下俸に對する一級一位の俸給と看做す。例へば市町村立小學校教員俸給に於て三級下俸が、三級上俸になれば一級の昇給、二級下俸になれば二級の昇給と看做される。

當分給に對する一級昇給

上俸下俸の別あるもの

級俸の定めない俸給

②　級俸の定めない俸給、例へば大學教授の職務俸、公立學校職員又は市町村小學校

教員の年功加俸の如く、何圓以上何圓以下又は何圓以下と或るものは最高限額のみ、或るものは最高限額及び最低限額を定められ、階段が法定せられない俸給は一級上位ということが意味をなさないので、かゝる俸給に對しては昇給前の俸給の百分の十五を限度として、これを一級昇給のものに相當せしめる。

轉任の場合の俸給の增加

㈧ 市町村立小學校教員にして、特別俸を受けるものの一級昇給は、前俸給の百分の十五を限度としてこれを一級昇給とする。一級上俸に對して、特別俸は其の金額の如何に拘らず常に一級上位の俸給と見てはならない。

六、官職轉任の場合の俸給の增加は嚴格の意味に於て昇給ではないが、これを實質的に見て俸給年額算出については昇給と看做して取扱ふ。そこで新舊官職の俸給が級俸の定めあるものであれば兩者について對當を見、これによつて一級昇級なりや否やを定める。若し新官職の俸給に級俸の定めないときは一割五分の制限に依るべきである。尙は新舊級俸の對當については恩給法施行令第二十四條ノ十第一項第三號の規定によらせねばならぬ。即ち轉官により昇給を來す場合に於ては新官職につき定められた級俸中、前の官職につき給された俸給に直近(最も接近してゐる)に多額なるものを以て一級上位の俸給とする。尙

實際に換算する場合は舊俸給によらねばならぬ

は、この場合其の額が前官職につき給せられた俸給に、其の百分の十五を加へた金額に達せないときは、之に達する金額を以て一級上位の俸給と看做す。

(設例) 市町村立小學校訓導で四級上俸を受ける者が、公立中學校教諭三級俸として轉任したときの一級の昇給は、小學校教員舊三級上俸百圓は公立學校職員俸給の舊六級俸の一級上位即ち五級俸(百十圓)を以て一級昇給とする。但しこの場合前俸給(小學校教員舊三級上俸百圓)に一割五分を加へた金額に達せないから(百圓の一割五分增しは百十五圓)これを達する金額即ち百十五圓を以て一級上位の俸給額とする。

又設例の如き場合の六級上俸(七十五圓)のものが五級俸に轉任したときは丁度公立學校職員俸給令には七十五圓相當の級俸はないが七十五圓に最も近い多額の級俸は八級俸(八十圓)である。この八級俸を以て一級上位の俸給とするのであるが、この場合も八十圓では前俸給の一割五分增に達せぬから、八十七圓を以て一級上位の俸給とするのである。

實在職一年未滿の場合の俸給

七、實在職期間が一年未滿であるときは一年分の俸給實額を計算することが出來ないから、其の俸給額を月數の割合に依り一年分に換算する。(恩給法第五十九條ノ二第四項)

退職前の俸給月額の意義

㈡ 退職前の俸給月額

改正法は、一時恩給又は一時扶助料は、退職前の俸給月額を基礎として算出する。しかして、退職前の俸給月額とは、前述の如き方法によつて、算出せられた俸給年額の十二分

の一に相當する金額とする。そこで、從來の如く一時恩給、一時扶助料は退職當時の俸給月額又は其の月の名義上の俸給月額を基礎として計算するのではない。

減俸後の俸給額算出

第三款　減俸後の俸給の舊俸換算

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件

一、昭和六年六月一日以降一般公務員は俸給令の改正によつて、所謂減俸を受けることになつた。從つて、其れ以後に退職（又は死亡）した者は減俸された俸給を基礎として恩給が算出されるので、減俸前の退職者と恩給法上不權衡を生ずるにいたつた。そこで、昭和七年法律第十三號を以て「恩給ノ減額補給及停止ニ給スル件」が制定せられて、この減俸による恩給の減額を補給するやうにした。この減額補給の法律は昭和八年改正恩給法施行後の俸給に付ても當然適用せられ將來、勅令で廢止せられる時期までは有效である。再言すれば改正法施行後に於ても恩給額を算出する基礎俸給の金額はこの法律による。これを例へば退職前一年内の俸給が二級上俸（改正俸給令では百三十五圓）であれば退職前の俸給額は千六百二十圓であるが、この法律によつて、舊俸令二級上俸の百四十五圓として千七百四十圓を退職前の俸給額とし恩給を算定する。

恩給の減額補給

二、「恩給ノ減額補給及停止ニ關スル」規定の根本は改正俸給によつて算出した恩給額に對し、改正前の俸給によれば受けることの出來た恩給額との差額を增加補給するにある。換言すれば、改正俸給令實施後も將來勅令にて指定せられる或る時期まで恩給の計算に付ては、舊俸給又は舊俸給に近い俸給によつて恩給額を算定するといふのである。しかしてる「恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件」及び「昭和七年法律第十三號施行令」は極めて複雜してり得る場合をのみの說明に止めて置くことにする。

級俸定額の換算

（一）級俸の定めのある本俸に付ては改正俸給規程に定められる級俸定額を受けてゐるもの（當分給を受けてゐないもの）は、其の級俸定額に對應する改正規程の五級俸、百五圓を受ける者は舊規程の五級俸、百十圓とする。（百九十五頁以下の俸給令參照）

當分級の換算

（二）級俸の定めある本俸に付て級俸定額に該當する俸給を受けざるもの（當分給を受けるもの）は、其の當分給の金額が最も近い下位の級俸定額が、これに對應する改正前の

俸給規程に定める級俸定額に對して有する割合を以て當分給を除したる金額とする。

（設例）改正規程の三級俸當分給百十九圓のものは改正規程の四級俸定額百二十圓との割合を以て百十九圓を除したる金額即ち 111 圓（※端金切捨分）$\div \frac{\text{改正四級俸定額}}{\text{舊四級俸定額}} \cdots\cdots \frac{119}{120} = 124$ 圓

（この場合圓位未滿は常に切捨る）又 115 圓：120 圓 ＝ 119 圓：x　$x = 124$ 圓 でもよろしい。）

市町村立小學校教員で特別俸（例へば二百圓）を受ける者は特別俸を一級上俸の新舊級俸定額で除したる金額、即ち

特別俸 $\times \frac{\text{新一級上俸給額}}{\text{舊一級上俸給額}} \cdots\cdots 200 \text{ 圓} \times \frac{165}{180} = 218 \text{ 圓}$

（三）本俸に準すべき俸給（準本俸）に付て、官公立大學の教授及び助教授の職務俸、又は市町村立小學校加俸令第七條による特別加俸の如く、最高限のみ規程するものにあつては、改正法と舊法との最高金額の割合を以て準本俸を除したる金額とする。

（例設）公立大學教授として、改正規程により年額千圓の職務俸を受けるものは改正規定の最高金額千九百五十圓が舊規程最高金額二千二百圓に對する割合で千圓を除した千百二十八圓が換算金額となる。（百七十七頁參照）小學校教員の特別加俸には新舊規程の金額に變更がないから換算の問題は起らない。（二百四頁參照）

（四）本俸に準すべき俸給に付て、帝國大學教授の職務俸又は公立學校職員及市町村立小學校教員の年功加俸の如く、最高限と最低限とを規定する準本俸にあつては、改正規程による最高金額及び最低金額が夫々舊規程による最高金額及び最低金額に對して有する割合を準本俸の額によつて補間計算した割合を以て準本俸を乘じた金額とする。これだけでは到底了解出來ぬことと思ふが、換言すれば、最高百二十圓最低九十六圓の規程の場合に百五圓の年功加俸を受けるものは最高百三十二圓最低百八圓の規程の場合にはその金額に相當せしめたら公平であるか其の算出方法を規定したものである。

本法ではこの相當額を算出する方法を補間計算といひ、其の算出率を補間計算による割合といつてゐる。

内閣恩給局の指示する所に據れば、補間計算の割合は、改正規程による最高額（b′）最低額（a′）、舊規程による最高額（b）最低額（a）とすれば $\left(\frac{b'}{b} - \frac{a'}{a}\right) \div (b' - a')$ 即ち新舊最低額の割合と新舊最高額との割合との差を新最高額と新最低額との差で除したものとなる。これを簡單にいへば $(ab' - a'b) \div ab\,(b' - a')$ となる。

仍てこれを α で表し新最低額の舊最低額に對する割合を β、新最低額と改正規程に依る退職又は死亡當時の俸給額との差を δ、退職又は死亡當時の俸給額に依り該の場合の具體的補間計算をなすべき割合を α とすれば $\alpha = \beta + \delta$ となる（δ が負數となるときは β からこれを減ずれはよい）從つて新規程に依る俸給を舊規程に依る額に換算される金額を y とすれば $y = \frac{x}{\alpha}$ となり求むるところの換算額を算出し得るのである。

一、公立學校職員年功加俸の補間計算による新舊金額の對照表

其の一A——學校長所長教諭助教諭舍監にして俸給月額八十圓以上の者

其の一B——同　右　俸給月額八十圓未滿の者

其ハ二A——訓導保姆として（市町村立小學校にあらず）俸給月額八十圓以上の者

其の二B——同　右　俸給月額八十圓未滿

市町村立小學校教員の年功加俸の中五年以上勤續したる者の最初の給額は新舊變化なし、そこで本還元表は最初年功加俸を受けたものが後勤續五年を加ふるごとに改正加俸せられたときに適用せらるのである

㈠　勤續五年以上十年未滿

其の一A

舊	108	109	……（項數）……	132
新	96	97	……（項數）……	120

其の一B

舊	60	61	63	65	67	69	71	73	75	77	79	81	84
新	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72

其の二A

舊	84	85	……	108
新	72	73	……	96

其の二B

舊	56	57	……	60
新	36	37	……	60

㈡　勤續十年以上十五年未滿

其の一A

舊	156	157	……	180
新	144	145	……	168

其の一B

舊	96	97	……	120
新	84	85	……	108

其の二A

舊	132	133	……	156
新	120	121	……	144

其の二B

舊	72	73	75	77	79	81	83	85	87	89	91	93	96
新	72	74	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84

㈢　勤續十五年以上

其の一A

舊	216	217	……	276
新	192	193	……	252

其の一B

舊	132	133	……	168
新	120	121	……	156

其の二A

舊	192	193	……	252
新	168	169	……	228

其の二B

舊	108	109	……	144
新	96	97	……	132

二、市町村立小學校教員年功加俸の補助計算による金額還元

科目	教員	舊	18	19	20	21	23	24	26
本俸		新	18	19	20	21	22	23	24

科目	教員	舊	12	13	15	18
專俸		新	12	13	14	15

恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件

（昭和七年六月十八日　法律第十三號）

第一條　昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依リ俸給ヲ給セラレ勅令ヲ以テ指定スル時期迄ニ退職シ若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給額ト改正前ノ俸給ニ關スル規程ニ依レバ受クベカリシ俸給ヲ基礎トスル恩給額トノ差額ヲ恩給ニ在リテハ退職又ハ死亡ノ翌月ヨリ增額シ一時金タル恩給ニ在リテハ追給ス

前項ノ規定ハ昭和六年六月一日以降勅令ヲ以テ指定スル時期迄ニ新ニ制定セラレル俸給ニ關スル規程ニ依リ俸給ヲ給セラレテ退職若ハ死亡シタル軍人以外ノ公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ニ付之ヲ準用ス

第二條　恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ從前ノ例ニ依リ普通恩給ト其ノ基礎ト爲リタル在職年ニ通算スルコトヲ得ル官職ニ就キ受ケル俸給トノ合算額ノ退職當時ノ俸給ヲ超過スル差額ダケ普通恩給ヲ停止スル場合ニ於ケル其ノ退職當時ノ俸給ハ本法施行後ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル時期迄昭和六年六月一日以降減俸ノ爲改正シタル俸給ニ關スル規程ニ依ル其ノ俸給ニ相當スル俸給トス

前項俸給ノ算定ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本條施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和七年七月勅令第二百三號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行）

昭和七年法律第十三號施行令

（昭和七年七月三十日　勅令第二百四號）

第一條　昭和七年法律第十三號第一條第一項ノ規定ニ依リ增額シ又ハ追給スベキ恩給金額ヲ算出スル爲ニ要スル改正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ俸給ヲ左ノ各號ニ依ル

一、昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シ俸給ヲ減額セラレタル者爾後其ノ俸給ヲ變

(イ)本俸にして級俸の定めあるものの換算
1級俸定額の換算
2當分給の換算
(ロ)本俸にして級俸の定めないものの換算
(ハ)準本俸の換算
1最高限のみ規定する本俸の換算
2最高限及び最低限を規定する準本俸換算

勤セラレルコトナクシテ退職シ又ハ死亡シタルトキハ減俸直前ノ俸給トス

二、昭和六年六月又ハ七月減俸ノ爲改正シタル俸給規程施行ノ際在職シタル者爾後其ノ俸給ヲ變動セラレテ退職シ又ハ死亡シタルトキ及該俸給規程施行後就職シタル者退職シ又ハ死亡シタルトキハ

(イ)本俸ニシテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ガ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額ガ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス但シ其ノ俸給ニ直近スル上位ノ級俸定額ノ改正前ノ級俸定額ニ還元セラレタル額ヲ超ユルコトナシ

(ロ)本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官官等俸給令判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シ(イ)ノ規定ニ依リ算出シタル金額トス

(ハ)本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ義定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額ガ改正前ノ俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ガ夫々改正前ノ俸給規程ニ定マル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ノ額ニ依リテ補間計算シタル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ乘シタル金額トス但シ本俸及本俸ニ準ズベキ俸給ノ改正前ノ俸給額ニ還元セラレタルモノヲ合算額ハ改正前ノ俸給規程所定ノ最高限ヲ超ユルコトナシ

前項ノ場合ニ於テ前項各號ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ切捨ツ

退職又ハ死亡當時ノ本俸ト本俸ニ準ズベキ俸給トノ合算額ガ第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ノ規定ニ依リ改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給ニ還元セラルベキ最低額ニ達セザルモノナルトキハ第一項第三號(ハ)ノ規定ニ依ル算出ヲ行ハズ

第二條　昭和六年六月二十二日以降官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給(本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ)ヲ受ケ二以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ又ハ二以上ノ官職ニ在職中死亡シタル者前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ該當スル場合ニ在リテハ其ノ本俸ニ付テハ退職又ハ死亡當時ノ各官職ノ俸給ニ付假ニ前條第一項第二號(イ)又ハ(ロ)ニ規定スル算出スル方法ニ依リ減俸前ノ俸給額ニ還元シ各還元額ヲ退職又ハ死亡當時ノ俸給額ノ比率ニ依リテ按分シ其ノ各俸給ニ屬スベキモノヲ以テ改正前ノ俸給規程ニ依リ受クベカリシ各官職ノ俸給額トス

第三條　昭和七年法律第十三號第二條ノ規定ニ依リ退職當時ノ俸給ヲ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ依ル相當俸給ニ換算スルニハ左ノ各號ニ依ル

一、大正十二年十月一日以降昭和六年六月又ハ七月ノ減俸ノ爲メ改正シタル俸給規程ノ適用前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ

(イ)本俸ニツテ級俸ノ定アル俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職當時ノ俸給ガ改正前ノ俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ該當スルモノナル場合ニハ其ノ級俸定額ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額トシ之ニ該當スルモノナラザル場合ニハ其ノ俸給ニ直近スル下位ノ級俸定額ガ之ニ對應スル減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル級俸定額ニ對スル有スル割合ヲ以テ其ノ俸給ヲ除シタル金額トス

(ロ)本俸ニシテ級俸ノ定ナキ俸給規程ニ依ルモノニ付テハ其ノ退職又ハ死亡當時ノ俸給ヲ高等官及同待遇者ニ在リテハ高等官官等俸給令、判任官及同待遇者ニ在リテハ判任官俸給令ニ依リ受ケタルモノト假定シ(イ)ノ規定ニ

依リ算出シタル金額トス

(ハ)　本俸ニ準ズベキ俸給ニ付テハ俸給規程ニ於テ其ノ最高限ノミヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額ニ對シテ有スル割合ヲ以テ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ除シタル金額トシ最高限及最低限ヲ規定スルモノニ在リテハ減俸ノ爲改正シタル俸給規程ニ定ムル最高金額及最低金額ガ夫々改正前ノ俸給規程ニ定マル最高金額及最低金額ニ對シテ有スル割合ヲ退職又ハ死亡當時ノ本俸ニ準ズベキ俸給ヲ乘シタル金額トス

二、大正十二年九月三十日以前ニ退職シタル者ノ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給ハ大正十二年十月一日恩給法ニ依リ更正增額セラレタル恩給ノ基礎ト爲リタル俸給額ヲ以テ退職當時ノ俸給額トシ前號ノ規定ニ依リテ算出シタル金額トス

前項ノ規定ニ依リ算出シタル俸給金額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第四條　昭和六年六月二十二日前官吏又ハ待遇官吏タル二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給（本俸ニ準ズベキモノヲ含マズ）ヲ受ケ二以上ノ官職ヲ同時ニ退職シ其ノ合算額ヲ基礎トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ノ退職當時ノ本俸ノ額ノ換算ニ付テハ昭和六年勅令第四十三號ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ昭和六年六月一日以降同月二十二日前退職シタル者ニ付テハ其ノ俸給ハ之ニ對應スル改正前ノ俸給規程ニ依ル俸給トス

第五條　減俸ノ改正シタル俸給規程ニ於テ改正當時ノ在職者ニ付經過的ニ數俸定額ノ減率ヨリ低キ減率ニ依ル俸給ヲ給スル規定アリタル官職ガ退職當時ノ官職タリシ者ニシテ同規程施行ノ當時在職シタルモノニ關シテハ引續キ在職スル間ニ限リ前二條ノ規定ニ依ル金額ニ依ラズシテ其ノ退職當時ノ俸給額ニ付定メラレタル低キ減率ニ依ル俸給ヲ以テ退職當時ノ俸給ニ相當スル俸給トス

第六條　第三條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ俸給（二以上ノ地位ニ基キ二以上ノ俸給ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ合算

額）ノ年額千百四十圓以下ナルトキハ其ノ減額ヲ行ハズ千百四十圓ヲ超エ千二百圓以下ナルトキハ之ヲ千百四十圓トス但シ前條ノ規定ノ適用ヲ妨ケズ

附　則

本令ハ昭和七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七條　本令中退職又ハ死亡當時ノ俸給ノ換算ニ關スル規定ハ退職又ハ死亡前一年內ノ各俸給ノ換算ニ付之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス（昭和八年九月二十五日勅令第二四七號ヲ以テ追加）

一、市町村立小學校教員及び幼稚園長保姆の俸給（小學校施行規則第百四十八條幼稚令第十五條）

【注意】一、太字ハ減俸ノ爲改正シタル俸給額　二、細字ハ改正前ノ舊俸給額以下全部同ジ

	特別俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級
本科正教員		二一五圓 マヂ 上	一六五圓 一八〇圓	一五五圓 一七〇圓	一四五圓 一六〇圓	一三五圓 一五〇圓	一二五圓 一四〇圓	一一五圓 一三〇圓	一〇五圓 一二〇圓	九五圓 一〇〇圓
幼稚園長		二四〇圓 マヂ 下	一五五圓 一六五圓	一四五圓 一五五圓	一三五圓 一四五圓	一二五圓 一三五圓	一一五圓 一二五圓	一〇五圓 一一〇圓	九五圓 一〇〇圓	八五圓 九〇圓
專科正教員	一四五圓 マテ 上	一二〇圓	一一五	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五	四五
幼稚園保	一六〇圓 マヂ 下	一三〇圓	一二五	一一五	一〇五	九五	八五	七五	六五	五五
		一〇〇圓	九五	八五	七五	六五	五五	四五	三五	
		九〇圓	八五	七五	六五	五五	四五	三五		
		八〇圓	七五	六五	五五	四五	三五			

准教員	
上	下
六〇〇	五五
五〇〇	四五
四〇〇	三五
三五	三〇

二、公立學校職員俸給令（判任官待遇ノ分）

公立學校職員の俸給（判任官待遇）

判任官待遇		
	專門學校 實業專門學校	助教授
	大學豫科 高等學校 高等女學校 （高等科ヲ置キタル）	生徒主事補
	實科高等女學校 女子實業學校 實業補習學校 盲學校 聾唖學校	學校長
一級		一四五円 一二〇
二級		一三五円 一〇〇
三級		一二五円 九〇
四級		一一五円 八〇
五級		一〇五円 七〇
六級		九五円 六〇
七級		八五円 五五
八級		七五円 五〇
九級		六五円 四五
十級		六〇円 四〇
十一級		五五円
十二級		五〇円
十三級		四五円
十四級		四〇円

高等學校 師範學校 中學校 高等女學校 實業學校	師範學校 盲學校 聾唖學校	專門學校 實業專門學校 高等學校	盲學校 聾唖學校	高等學校 師範學校 中學校 高等女學校 實業學校	師範學校 盲學校 聾唖學校	專門學校 實業專門學校 高等學校	盲學校 聾唖學校
教諭	訓導	書記		助教諭			
				二五円 二〇	二五円 二〇	二四円 一八〇	二五円 一八〇
				一〇五円 一一〇	一三五円 一三〇	一三五円 一四〇	一三五円 一四〇
				九五円 一〇〇	一二五円 一二〇	一二五円 一三〇	一二五円 一三〇
				八五円 九〇	一〇五円 一一〇	一一五円 一二〇	一一五円 一二〇
				七五円 八〇	九五円 一〇〇	一〇五円 一一〇	一〇五円 一一〇
				六五円 七〇	八五円 九〇	九五円 一〇〇	九五円 一〇〇
				六〇円 六〇	七五円 八〇	八五円 九〇	八五円 九〇
				五五円 五五	六五円 七〇	七五円 八〇	七五円 八〇
				五〇円 五〇	六〇円 六〇	六五円 七〇	六五円 七〇
				四五円 四五	五五円 五五	六〇円 六〇	六〇円 六〇
				四〇円 四〇	五〇円 五〇	五五円 五五	五五円 五五
					四五円 四五	五〇円 五〇	五〇円 五〇
					四〇円 四〇	四五円 四五	四五円 四五
						四〇円 四〇	四〇円 四〇

公立學校職員の俸給（奏任官待遇）

（實業專門學校ヲ除ク）盲學校																	
聾啞學校																	
師範學校	舍監																
中學校																	
高等女學校																	
實業學校（實業專門學校ヲ除ク）	保姆	一一五円	一〇五円	九五円	八五円	七五円	六五円	六〇円	五五円	五〇円	四五円	四〇円	三五	三〇円			
盲學校		一二〇	一一〇	一〇〇	九〇	八〇	七〇	六〇	五五	五〇	四五	四〇	三五	三〇			
聾啞學校	書記																

三、公立學校職員俸給令（奏任官待遇ノ分）

專門學校、實業專門學校、大學豫科 高等學校、（公立大學職員ニ對シテハ公立大學職員俸給令ガアル）

	一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸	十一級俸	十二級俸
學校長	四、〇五〇円	三、六六〇円	三、四〇〇円	三、〇五〇円	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、二五〇円	二、〇〇〇円	一、八〇〇円			
	四、五〇〇	四、一〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、五〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇			

教授	三、四〇〇円	三、〇五〇円	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、二五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円	一、三〇〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円					
生徒主事	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、五〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇					

高等女學校（高等科ヲ置キタルモノ）

學校長	三、六六〇円	三、四〇〇円	三、〇五〇円	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、三三〇円	二、一五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円						
	四、一〇〇	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇						
教授	三、〇五〇円	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、三三〇円	二、一五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円	一、三〇〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円					
	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇					
教諭	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、三三〇円	二、一五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円	一、三〇〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円	九七〇円				
	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇				

高等學校尋常科、高等學校豫科、師範學校、中學校、高等女學校（高等科ヲ置クモノヲ除ク）**實業學校、盲學校、聾啞學校**

學校長	三、四〇〇円	三、〇五〇円	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、三三〇円	二、一五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円	一、三〇〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円				
	三、八〇〇	三、四〇〇	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇				
教諭	二、七七〇円	二、五〇〇円	二、三三〇円	二、一五〇円	二、〇〇〇円	一、八二〇円	一、六五〇円	一、四七〇円	一、三〇〇円	一、二二〇円	一、一五〇円	一、〇五〇円	九七〇円				
	三、一〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、四〇〇	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇				

四、判任官俸給令

判任官の俸給

級俸	特別俸	一級俸	二級俸	三級俸	四級俸	五級俸	六級俸	七級俸	八級俸	九級俸	十級俸
月額	一八〇円	一四五円	一二五円	一一〇円	九五円	八五円	七五円	六五円	五五円	五〇円	四五円
	二〇〇	一六〇	一三五	一一五	一〇〇	八五	七五	六五	五五	五〇	四五

五、高等官官等俸給令（奏任文官ノ分）

高等官の俸給

① 別表第二號表

奏任文官年俸表（別ニ定ムルモノヲ除ク）

級俸	第一號	第二號	第三號
一級	四、〇五〇円	四、五〇〇円	三、四〇〇円
二級	三、六六〇	四、一〇〇	三、〇五〇
三級	三、四〇〇	三、八〇〇	二、七七〇
四級	三、〇五〇	三、四〇〇	二、四二〇
五級	二、七〇〇	三、一〇〇	二、一五〇
六級	二、四二〇	二、七〇〇	一、八二〇
七級	二、一五〇	二、四〇〇	一、六五〇
八級	一、八二〇	二、〇〇〇	一、四七〇
九級	一、六五〇	一、八〇〇	一、三〇〇
十級	一、四七〇	一、六〇〇	一、一〇〇
十一級	一、三〇〇	一、四〇〇	九七〇
十二級	一、一三〇	一、二〇〇	九〇〇
十三級	一、〇五〇	一、一〇〇	八四〇
十四級	九七〇	一、〇〇〇	七八〇
十五級	九〇〇	九五〇	七二〇
十六級	八四〇	九〇〇	六六〇
十七級	七八〇	八五〇	六〇〇
十八級	七二〇	八〇〇	五五〇
十九級	六六〇	七五〇	五〇〇
二十級	六〇〇	七〇〇	四五〇
二十一級	五五〇	六五〇	四〇〇
二十二級	五〇〇	六〇〇	三六〇
二十三級	四五〇	五五〇	三二〇
二十四級	四〇〇	五〇〇	二八〇
二十五級	三六〇	四五〇	二四〇
二十六級	三二〇	四〇〇	二〇〇
二十七級	二八〇	三六〇	一八〇
二十八級	二四〇	三二〇	一六〇
二十九級	二〇〇	二八〇	一四〇
三十級	一八〇	二四〇	一二〇
三十一級	一六〇	二〇〇	一〇〇
三十二級	一四〇	一八〇	八〇
三十三級	一二〇	一六〇	七〇
三十四級	一〇〇	一四〇	六〇
三十五級	八〇	一二〇	五〇
三十六級	六〇	一〇〇	四〇
三十七級	四〇	八〇	三〇
三十八級	二〇	六〇	二〇
三十九級		四〇	
四十級		二〇	

級俸	第一號	第二號	第三號
六級	二、四二〇円	二、七〇〇円	一、八二〇円
七級	二、一五〇	二、四〇〇	一、六五〇
八級	一、八二〇	二、〇〇〇	一、四七〇
九級	一、六五〇	一、八〇〇	一、三〇〇
十級	一、四七〇	一、六〇〇	一、一三〇
十一級	一、三〇〇	一、四〇〇	一、〇五〇
十二級	一、一三〇	一、二〇〇	九七〇
十三級	一、〇五〇	一、一〇〇	九〇〇
十四級	九七〇	一、〇〇〇	八四〇
十五級	九〇〇	九五〇	七八〇
十六級	八四〇	九〇〇	七二〇
十七級	七八〇	八五〇	六六〇
十八級	七二〇	八〇〇	六〇〇
十九級	六六〇	七五〇	五五〇
二十級	六〇〇	七〇〇	五〇〇
二十一級	五五〇	六五〇	四五〇
二十二級	五〇〇	六〇〇	四〇〇
二十三級	四五〇	五五〇	三六〇
二十四級	四〇〇	五〇〇	三二〇
二十五級	三六〇	四五〇	二八〇
二十六級	三二〇	四〇〇	二四〇
二十七級	二八〇	三六〇	二〇〇
二十八級	二四〇	三二〇	一八〇
二十九級	二〇〇	二八〇	一六〇
三十級	一八〇	二四〇	一四〇
三十一級	一六〇	二〇〇	一二〇
三十二級	一四〇	一八〇	一〇〇
三十三級	一二〇	一六〇	八〇
三十四級	一〇〇	一四〇	六〇
三十五級	八〇	一二〇	五〇
三十六級	六〇	一〇〇	四〇
三十七級	四〇	八〇	三〇
三十八級	二〇	六〇	二〇
三十九級		四〇	
四十級		二〇	

第一號ニ依ル諸官

一、文部省書記官事務官、督學官、社會教育官、圖書事務官、學校衞生官、帝國大學書記官、國民精神文化研究所員、朝鮮公立專門學校教授、朝鮮總督府諸學校長、同教授、朝鮮公立師範學校長、同中學校長、同高等女學校長、同普通學校長、同女子高等普通學校長、同實業學校長、臺灣公立中學校長、同高等女學校長、同師範學校長、同實業學校長、關東廳中學校長、同高等女學校長、旅順高等公學校長、同公立高等女學校長、樺太廳高等女學校長、同公立高等女學校長等

第二號ニ依ル諸官

少年保護司、維新史料編纂官、帝國大學事務官、帝國大學司法官、官立大學事務官、朝鮮總督府諸學校教諭、同公立師範學校　中學校　高等女學校　高等普通學校　女子高等普通學校　實業學校教諭、臺灣總督府諸學校教諭、同

公立の中學校　高等女學校　實業學校ノ教諭、關東廳高等女學校教諭、同旅順高等公立校教諭、同公立ノ高等女學校　實業學校ノ教諭、樺太廳中等學校教諭、同高等女學校教諭、同公立高等女學校教諭、地方視學官等

第三號表ニ依ル諸官

神宮皇學館教授、國立癩化院教諭、臺灣公立盲啞學校長等

㊁ 別表第五號表

帝國大學教授、同學生主事、同豫科教授、官立大學教授、同學生主事、同豫科教授、高等師範學校教授、文部省直轄學校教授等

級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
年額	四、〇五〇円	三、九二〇円	三、八〇〇円	三、六八〇円	三、五六〇円	三、四五〇円	三、三四〇円	三、二三〇円	三、一二〇円	三、〇一〇円	二、九〇〇円	二、七九〇円
	四、三〇〇	四、一〇〇	三、九〇〇	三、七八〇	三、六六〇	三、五五〇	三、四四〇	三、三三〇	三、二二〇	三、一一〇	三、〇〇〇	二、八九〇

東京盲學校長、東京聾啞學校、師範學校長

級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
年額	三、四〇〇円	三、二五〇円	三、一〇〇円	二、九五〇円	二、八〇〇円	二、六五〇円	二、五〇〇円	二、三五〇円	二、二〇〇円	二、〇五〇円
	三、六〇〇	三、四五〇	三、三〇〇	三、一五〇	三、〇〇〇	二、八五〇	二、七〇〇	二、五五〇	二、四〇〇	二、二五〇

帝國大學助教授、官立大學助教授、高等師範學校教授、文部省直轄學校教授

公立學校職員の年功加俸

師範學校長の勤務加俸

六、公立學校職員年功加俸令

級俸	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
年額	二、七五〇円	二、六五〇円	二、五五〇円	二、四五〇円	二、三五〇円	二、二五〇円	二、一五〇円	二、〇五〇円	一、九五〇円	一、八五〇円	一、七五〇円	一、六五〇円
	二、九〇〇	二、八〇〇	二、七〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇	二、四〇〇	二、三〇〇	二、二〇〇	二、一〇〇	二、〇〇〇	一、九〇〇	一、八〇〇

教員種類 / 勤續年數	學校長所長	教諭助教諭舍監	訓導	保姆
勤續五年以上十年未滿	俸給月額八十圓以上	俸給月額八十圓未滿	俸給月額八十圓以上	
	九六圓乃至一二〇圓	六〇圓乃至七二圓	七二圓乃至九六圓	三六圓乃至六〇圓
	一〇八圓——一三二圓	六〇圓——八四圓	八四圓——一〇八圓	三六圓——六〇圓
勤續十年以上十五年未滿	一四〇圓乃至一六八圓	八〇圓乃至一〇八圓	一二〇圓乃至一四〇圓	七二圓乃至八四圓
	一三二圓——一五六圓	九六圓——一二〇圓	一三二圓——一五六圓	七二圓——九六圓
勤續十五年以上	一九二圓乃至一二五二圓	一二〇圓乃至一五六圓	一六八圓乃至二二八圓	九六圓乃至一三二圓
	二一六圓——二七六圓	一三二圓——一六八圓	九二圓——二五二圓	一〇八圓——一四四圓

七、師範學校長勤續加俸令

勤續年數	勤續加俸年額
五年以上十年未滿	九六圓乃至一二〇圓
	一〇八圓——一三二圓

十年以上十五年未満　一四〇圓乃至一六八圓
十五年以上　一九二圓乃至二五二圓

八、市町村立小學校教員加俸令

市町村立小學校教員の加俸

加俸種類	教員の種類	年功加俸ヲ受ケタル後勤續五年ヲ加フル毎ニ改正加俸ス
年加俸	本科正教員	年以上勤續シタル最初ノ給額
	專科正教員 准教員	年額二四圓乃至六〇圓（二四圓——六〇圓）
單級學校特別加俸		年額六十圓以下（六十圓以下）
複式學級特別加俸		年額四十八圓以下（四十八圓以下）
僻隅地特別加俸	本科正教員	年額三十六圓以下（三十六圓以下）
	專科正教員 准教員	年額十八圓以下（十八圓以下）
僻隅地勤續年功加俸	本科正教員	特別加俸ノ外ニ年額三十六圓以下（三十六圓以下）
	專科正教員 准教員	特別加俸ノ外ニ年額十八圓以下（十八圓以下）

加俸種類	教員の種類	年功加俸ヲ受ケタル後勤續五年ヲ加フル毎ニ改正加俸ス
年加俸	本科正教員	年以上勤續シタル最初ノ給額
	專科正教員 准教員	年額一八圓乃至二四圓（一八圓——二六圓）
單級學校特別加俸		年額一二圓乃至一五圓（一二圓——一八圓）

第三節　各種恩給の給與される場合及び其の請求手續

第一款　普通恩給

第一項　普通恩給を受くる要件

恩給法第四十五條——普通恩給發生の要件

普通恩給の所定要件

一、恩給を受くる權利を取得するには、本法所定の要件を充たさねばならない。而して所定要件は恩給の種類によつて異なるばかりでなく、公務員の種類によつても異つてゐる。普通恩給は、公務員の在職のみを基礎として給與される場合と、公務員又は準公務員の公務上の傷病を基礎として增加恩給と併給せられる場合と二つがある。

在職年を基礎とする普通恩給の要件

一、公務員の在職年のみを基礎として普通恩給を受くる場合の要件は次の如くである。

一、所定の恩給年限在職すること

1、教育職員・文官・待遇職員は在職十七年以上、但し國務大臣は在職七年以上（註）

（註）準教育職員・準文官は在職年のみでは普通恩給を受くる資格がない。

2、準士官以上軍人は在職十三年以上

3、下士官以下の軍人及び警察監獄職員は在職十二年以上

二、失格原因なくして退職すること

所定の恩給年限在職しても、其の退職が第五十一條の失格原因によるものであると、普通恩給を受くることは出來ない。失格原因なくして退職せねばならぬことは、凡ての恩給を受くる資格要件である。失格原因とは次のものを云ふ。（註）

失格原因

1、懲戒、懲罰又は教員免許狀褫奪の處分により退職したとき

2、在職中陸軍刑法若くは海軍刑法に依り死刑、懲役若くは一年以上の禁錮の刑に處せられ、又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたとき

（註）

一、從來の法令は、自己の便宜のため退職したときを失格原因とした。大正十二年の改正恩給法施行後は、自己便宜の退職も、當然、恩給を受くることが出來るやうになつた。

二、刑事被告事件に關して、休職を命ぜられた者が、被告事件に付ては、無罪又は罰金以下の判決が確定したが、休職滿期のため自然退職となつた場合は、此者の退職は失格原因とはならないから恩給を受くることが出來る。但し禁錮以上の所罰を受けたときは休職中と雖も當然失職するので、この失職による退職は、失格原因として恩給を受くることは出來ない。

三、小學校訓導が、短期現役兵として、服役中陸軍刑法によつて一年未滿の禁錮の刑に處せられても失格原因とはならない。

四、公立學校職員が、教育文官に轉任して、非教育文官を懲戒免官其の他失格原因によつて退職したときは、公立學校職員の在職年に付ても恩給を受くる一切の資格を失ふ。

五、公立學校職員が陸海軍現役に服し、又は戰時事變に際し召集せられたるため、當然、休職者となりたる者は、除隊となる日を事故の止んだ場合と見て、其の後三ケ月を經過したとき、始めて、休職が滿期となつて自然退職となる。從つて、此の時、始めて恩給を請求することが出來る。但し兵役法第十條による短期現役に服するものは此の限りでない。（公立學校職員分限令第八條第九條）

六、教員養成を目的とする官立府縣立の學校に入學のため、休職を命ぜられた者が、在學中半途退學した場合は、この半途退學したときが「其ノ事故ノ止ミタル」ときであるから退學後、尙ほ三ケ月經過しないと休職滿期とはならない。故に退學と同時に恩給を請求することは出來ない。（公立學校職員分限令第八條第九條）

二、公務上の傷病を基礎として普通恩給を受くる場合の要件

公務上の傷病を基礎として普通恩給を受くる場合の要件

公務上、傷病を受け又は疾病に罹つて不具癈疾となり、これがため退職したときは、其

の者の在職年が所定の普通恩給年限に達しないでも、又、準公務員(準文官・準敎育職員)であつても、普通恩給を給與せられる。尙、この場合は增加恩給を併給せられるから、增加恩給のところで說明しよう。

第二項　普通恩給請求の手續

恩給給與規則第一、二條——恩給請求手續

恩給請求の必要

一、恩給は、本人からの請求を俟つて、始めてこれを給與することになつてゐる。(恩給法第五條)そこで、公務員が所定の普通恩給年限在職し、失格原因なく退職したときは、普通恩給請求の手續をせねばならぬ。換言すれば、自己に普通恩給を受ける權利のあることを主張し、かつ、其の權利の內容(普通恩給年額)の確定を裁定官廳に求めねばならぬ。

恩給給與規則

二、新に、恩給を請求するに當つての手續は、恩給給與規則(勅令)に一般的の大則が定められてゐる。すべての恩給請求の手續は、これに依らねばならぬ。尙ほ、請求書類の書式その他の細則は、恩給給與規則をもつて定めず、各裁定官廳をしてそれぞれ定めしめられることになつてゐる。例へば、內閣恩給局長の管掌に係るものゝ給與細則は恩給給與細則(閣令)があり、各府縣知事の裁定に係るものには、當該府縣知事の定める給與細則(府縣令)がある。(例へば、恩給法中大阪府知事裁定ニ係ルモノ給與細則)(大正十三年大阪府令第七號)そこで、恩給請求するには、まづ、恩給給與規則の示すところにより、かつ、其の請求する恩給に對して裁定權を有する裁定官廳の定めたる恩給給與細則に依らねばならぬ。

恩給給與細則

普通恩給請求手續

三、恩給給與規則に據れば、普通恩給を請求するには、普通恩給請求書(添附書類として、履歷書、戶籍抄本)を退職當時の本屬廳(註)を經て裁定官廳に差出せばよい。この場合本屬廳は經由廳となる。そこで、恩給請求書類を裁定官廳に提出するに當つて、經由廳の(本屬廳)の定めあるものは其の經由廳を經て提出せねばならぬ。

(註)

一、本屬廳とは大體に於て、其の公務員の身分進退を專行し得る廳といふ程の意である。內閣恩給局長の管掌する恩給請求に付ては如何なる行政廳が本屬廳であるかは恩給給與細則第一條に規定してゐる。そこで、これに準據して考へると內地の公立の小學校敎員又は中學校職員(判任)の本屬廳は其の學校の所在する(府縣廳)長官である。公立中等學校職員でも奏任待遇者は文部省が本屬廳となる。在外指定學校職員は、所管領事館である。尤も領事館のない關東州に於ては關東長官となる。

二、恩給請求書類を退職當時の本屬廳を經て裁定官廳に差出させることは、本屬廳には恩給請求者の履歷簿があるから、本人から提出した履歷書に誤りないことを證明させんとするにある。そこで、本屬廳は所謂經由廳であるから、

たゞ履歴書に記載の誤りはこれを訂正を命ずることが出來るが、恩給權の存否及び其の範圍を決定する權限はない。恩給請求者の主張があれば、假令、恩給請求權がない者と見ても一應は裁定官廳に送付せねばならぬ。

【例規】恩給請求書ハ進退權ヲ有スル官廳ヨリ進達スヘシ

三、本屬廳を經由して提出さすのは、本屬廳のみ經由せよといふのではない。從つて、各公務員の所屬した廳即ち本屬廳の下級廳をも經由させて差支へないゝそこで、最後の勤務廳と本屬廳とが一致しないやうな場合には、まづ勤務廳に差出し、勤務廳はこれを本屬廳に送付し、本屬廳は履歴書に證明してこれを裁定官廳に送付する手續を取るのが普通である。例へば、府縣知事の裁定に係る恩給請求の場合に於ては退職又は死亡當時の所屬學校長、所長を經て提出させることが一般である。

普通恩給請求書類

四、普通恩給を請求するに當つて提出すべき書類は次の如くである。

一、普通恩給請求書（例へば、恩給給與細則別表第一號書式）

二、在職中の履歴書（例へば、同第十二號書式）

三、戸籍抄本（之に準すべきものを含む以下同じ）

戸籍抄本は退職後請求までの間に於て作成せられたものでなければならぬ。

戸籍のない日本人例へば臺灣本島人の如きは戸口調査簿の抄本でよい。

一、普通恩給請求書

普通恩給請求書の書式

普通恩給請求書

昭和　年　月　日（官職）ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年　月　日

内閣恩給局長　殿

（支給郵便局　○○郵便局）

氏名　㊞

（備考）請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スルコト

記載上の注意事項

（註）

一、右の普通恩給請求書の書式は内閣恩給局長を裁定官廳とする場合の例示である。

二、府縣知事を裁定官廳とする場合には當該府縣の恩給給與細則に據らねばならぬ。しかし各裁定官廳とも概ね内閣恩給局長の管掌に係る恩給給與細則（閣令）に準據してゐるから、この書式に準據すればよい。そこで、内閣恩給局長氏名を當該裁定官廳、例へば○○縣知事氏名とすればよい。

國庫支辨の恩給は年金恩給支給規則(大正十二年十一月遞信省令第九十二號)によつて、遞信省貯金局が取扱つてゐるので、支給郵便局指定の必要あるが、地方費支辨の恩給金は支給郵便局を指定することが出來ない。

三、內閣恩給局長の管掌に係る普通恩給請求書類の書式には支給郵便局名を附記指定するやうになつてゐるが、これは必ずしも指定するの要はない。たゞ前以て支給郵便局を指定して置けば恩給の裁定を受けたとき改めて、支給郵便局を指定しなくても、直ちに其の郵便局から現金支給を受け得る便利がある。支給郵便局の指定は、自分が恩給金の支給を受けようと思ふ郵便局であるからいづれの郵便局を指定するも任意である。

二、在職中の履歷書

履歷書の書式

履　歷　書

退職當時ノ官職名

氏　名　㊞

年　月　日	記　事	官公署名

右相違ナキコトヲ證明ス

年　月　日　（退職當時ノ所屬廳長）

官　職　氏　名　㊞

記載上の注意事項

備考

一、履歷書ハ二通提出スヘシ

一、學歷、位記、勳記、賞與等ノ記載ヲ要セス

一、官職ノ任免轉任、陞等、昇級等ハ順ヲ逐ヒ間隙ナキ樣ニ詳記スヘシ

一、退職ノ事由ヲ記スヘシ

一、退職當時ノ所屬廳ノ長ハ他廳ニ關スル事項ニ付テハ照會ノ上之ヲ詳記スヘシ

【例規】恩給金額分擔關係ヲ生セサルモノニ限リ履歷書ハ特ニ一通添附ニテ差支ナシ

(註)

一、退職當時の官職名のところは、官吏は官名、待遇官吏は職名を書けばよい。補職名は記載するのではない。例へば、公立學校職員であれば、公立學校教諭とだけ書けばよいので、何々學校教諭と書くの要はない。市町村立小學校教員にも昭和七年八月一日から任命と補職とか區別されるようになつたので職名は何縣(府道)公立小學校訓導であるから、其れだけ書けばよい。(何縣何郡何小學校訓導は補職である)

二、記事欄には任官(任命)、退官(退職)、俸給(加俸)昇級等詳細に記載する必要はあるが、恩給權の裁定に關係のない、例へば學歷、位記等の記載の要はない。

三、「右相違ナキコトヲ證明ス」以下は本人が記載すべき事項ではないから本人の作る履歷書の用紙に其れだけの餘白を存して置けばよい。

四、最にも述べたが如く、右の履歷書の書式は內閣恩給局長を裁定廳とする場合の書式であるから、府縣知事を裁定官廳とするものは其の者規定するところに據らねばならぬ。しかし、普通恩給請求書類の書式と同じく他の裁定官

廳の履歴書も大體これに準據してゐるからこの書式に準據すればよい。たゞ府縣知事は裁定廳であると同時に本屬廳になつてゐるので、「右相違ナキコトヲ證明ス」の場合と相異する。所屬廳長の證明を必要とせない。そこで、「普通の履歴書に於けるが如く、本人が「右ノ通相違無之候也」とか「右ノ通リニ候也」として、年月日、氏名捺印すればよい。この點は恩給局長を裁定官廳とするものと異なる點である。

戸籍抄本

履歴書

退職當時ノ官職名　氏名

年月日生

年月日	記事	官公署名

右ノ通リ候也

年月日　氏名㊞

三、戸籍抄本

（註）

一、戸籍抄本は、退職後後請求迄の間に作られたものに限る。其れで古い戸籍抄本では要をなさぬ。

二、臺灣本島人の如き戸籍のないものはこれに準ずべき戸口調査簿の抄本を添付すればよい。

一時恩給發生要件

第二款　一時恩給

第一項　一時恩給を受くる要件

恩給法第四十五條――一時恩給發生の要件

一時恩給を受けるには左の條件を充たさねばならぬ。

一、所定の年限在職すること

公務員が三年以上在職し、且つ普通恩給年限に達せないで退職したときは、一時恩給を受くることが出來る。普通恩給の場合の如く、公務員の種類によつて其の最短年限に差等はない。等しく三年以上となつてゐる。三年未滿の在職では之を受くることが出來ない。二回の在職年に通算して三年以上となつても、それは引續三年以上の在職といへないから一時恩給は給與せられない。（註一）

三年未滿の在職年數も恩給法上無價値といふのではなく、普通恩給の基礎となる在職年には通算される。例へば第一回目の在職が一年、第二回目が二年、三回目が一年と、こんな在職年が通算されて十七年以上となれば、普通恩給は給與される。併し、一時恩給の基礎となる在職年には、斯る三年未滿の在職年を通算することは絶對に出來ない。

二、失格原因なく退職したこと（註二）

この點は、普通恩給の場合と同樣で、失格原因による退職では一時恩給にはならない。

（註一）一時恩給の基礎となる在職年（一三五頁）參照

（註二）一、公立學校職員から教育文官に轉じ、教育文官を失格原因のため退職したときは、公立學校職員の在職年に對しても一時恩給を受くることが出來ない。

二、教育職員が準教育職員に轉任した場合、例へば小學校專科の訓導が高等科の准訓導となつたときの如きは、之を退職と看做して一時恩給を受くることが出來る。

三、教育文官として七年在職して退職し、一時恩給（退官賜金）を受けたものが、公立學校職員として再就職して十年在職して失格原因なく退職した時は、前後を通算して普通恩給は給せられるも、後の在職十年に對しては一時恩給は給與されない。

第二項　一時恩給請求の手續

恩給給與規則第四條——一時恩給請求の手續

一時恩給を請求するには、左記の書類を、退職當時の本屬廳を經て裁定官廳に差出すればよい。本屬廳、卽ち經由廳及び裁定官廳については普通恩給請求の場合と同一である。

たゞ、內地の公立中學校又は之と同程度以下の學校職員の一時恩給の裁定官廳は、普通恩給の裁定官廳と異つて、北海道廳長官又は府縣知事となつてゐる。從つて、上述の如き學校職員も一時恩給は地方廳の定める規定によつて請求せねばならぬ。

一時恩給の請求手續

請求書類

一、一時恩給請求書（恩給給與細則別表第六號書式）（註）

二、在職中の履歷書（同第十三號書式）

一時恩給請求書

年　月　日（官職）ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年　月　日

氏名　㊞

內閣恩給局長氏

名殿

支給郵便局〇〇郵便局

（備考）請求書氏名ニ振假名ヲ附ス

（註）

一、請求書類中の官職名の記載方及び支給郵便局の附記等については普通恩給請求書に於て述べたと同一である。

二、內閣恩給局長以外の者を裁定官廳とする場合、例へば、府縣知事が裁定官廳である場合に請求する一時恩給請求書の書式もこれに準據すればよいことは普通恩給請求書のところに於て述べたと同樣である。

第三款　增加恩給の給與される理由

第一項　加增恩給の給與される理由

增加恩給給與理由

一、普通恩給及び一時恩給は在職年のみを基礎として給與せられるが、增加恩給は公務上の傷痍・疾病を基礎として給與せられ、在職年の長短は問ふところでない。又、增加恩給は常に普通恩給と併せて給與せられる。

二、思ふに、公務員又は準公務員が、公務執行に付て傷病を受けたときは、これに要する治療費は當然、國家又は公共團體が支辨すべきである。尙ほ、傷病が全快しても不具癈疾となつたときは、公務員又は準公務員の經濟的損失は多大で、中にはこれがため、自ら、生活資料を得ることの出來ないやうになる場合もある。この場合には、國家又は地方公共團體は、これ等の者に對して慰藉的の補償をしてやらねばならぬ。これが增加恩給の給與せられる所以である。

增加恩給權利者

三、普通恩給及び一時恩給は、原則として公務員のみが之を受くる資格を有し、準公務員（準軍人を除く）は其の資格がない。然るに、增加恩給にあつては公務員・準公務員の區別なく一樣に其の資格を有する。

第二項　增加恩給を受くる要件

恩給法第四十六條——增加恩給發生の要件
恩給法第四十七條——準公務員に準用規定
恩給法第五十條——有期增加恩給
施行令第二十條——不具癈疾の程度

不具癈疾となつて退職したるときの要件

一、公務員又は準公務員が增加恩給を受くるには、①不具癈疾となつて退職したとき、②退職後不具癈疾となつたときでなければならぬ。茲に、不具癈疾となつて退職したと言はれるには、次の如き場合でなければならぬ。

1、傷痍を受け又は疾病に罹りたること
2、公務に起因する傷痍又は疾病なること
3、不具癈疾の程度に至りたる傷痍又は疾病なること
4、傷病又は不具癈疾が自己の重大過失によらざること

5、失格原因なく退職したること

傷病の意

(1)　如何なる場合が傷痍であり又は疾病であるかは、固より、醫學上の觀念によつて決定すべきであらうが、これを常識的に區別したならば、傷痍は外部的傷害で、疾病は內部的故障をいふ。

公務上の傷病の意義

(2)　公務員又は準公務員の傷痍・疾病は、自己の不攝生から起る場合もあれば、又、自己の不法行爲による場合もある。併し、增加恩給の基礎となる傷病は常に公務に基因するものでなくてはならぬ。換言すれば、公務のために受けた傷病でなくてはならぬ。

因果關係の觀念

公務の爲め傷病を受け、不具癈疾となつたといふには、公務執行といふ行爲と、傷病といふ結果との間に相當因果關係(註)がなくてはならぬ。尙ほ、傷病と不具癈疾との間にも相當因果關係がなくてはならぬ。

(註)　相當因果關係とは、客觀的に觀察して、同一の條件が存在する場合には、同一の結果を生ずることが一般的なる場合に因果關係ありとすることである。例へば、毒瓦斯の中で勤務する行爲と、呼吸器病になつたといふ結果との間に相當因果關係ありとする。何んとなれば、普通人は毒瓦斯の中で勤務すると呼吸器を害されて呼吸器病になることが一般であるからである。それを呼吸器の惡いものが、偶々小學校教員となつてチヨークを使用したため、呼吸器病になつたにしても、チヨーク使用と呼吸器病との間には相當因果關係がなくてはならぬ。尙ほ呼吸器の惡い人には、確かに、チヨークを使用したことによつて呼吸器病になつたにしても、即ち、事實上の因果關係はあつても、普通人はチヨークを使用すれば呼吸器病になることが一般的でないからである。

公務上の傷病と推定せらるる場合

斯くの如く、公務執行と傷病との間には、相當因果關係がなくてはならぬ。ところが、實際問題になると、果して、因果關係があつたかどうか、なかなか困難な問題で、これを公務員又は準公務員に證明さすことは聊か苛酷である。そこで、法律は一般の場合を想像して、次の場合には、相當因果關係あるものと推定して事實上、果して、因果關係があつたか否かを問はず、常に、公務の爲の傷病と看做して、公務員又は準公務員に因果關係の擧證責任を免除する。(施行令第二十一條別表第三號)

不具癈疾の意義

一、勅令を以て指定する地域に在勤中其の地に於て流行病に罹つたとき

二、戰地に於て又は公務旅行中流行病に罹つたとき(施行令第二十二條)

三、公務員たる特別の事情に關聯して、生じた不慮の災厄に因り、傷病を受け又は疾病に罹り、恩給審査會に於て公務に起因したると同視すべきものと議決されたとき(註)

(註)　刑事巡査が博徒を檢擧したがため一味の者の不意の襲撃によつて傷害を受けたときの如きである。

(3)　公務に基因する傷病を受けてもこれだけでは增加恩給を受くることが出來ない。傷

病が不具癈疾の程度に至らなければならぬ。如何なるものを、不具癈疾とするかに付ては、恩給法施行令第二十四條に定める。これに依れば、不具癈疾の程度を、特別項症から第六項症まで七項症に分ける。

公務上の傷病から不具癈疾となつたといふには、其の間に相當因果關係を必要とする。換言すれば、公務上の傷病を受けても、それが不具癈疾に至つたことが、偶然の事情に基因したものであるときは、公務上の不具癈疾とは言はれない。例へば、公務執行中輕傷を受けた者が偶々喧嘩をしたため、更に、重傷となつて、これがため不具癈疾となつたとき（自己の不法行爲による場合）、又は、公務上輕傷を受けたものが治療を受けんために病院に行く途中車馬に軋かれて、遂に不具癈疾となつたとき（他人の不法行爲による場合）の如きである。

重大過失の意義

(4)　公務傷病から不具癈疾になつたことに付て、公務員又は準公務員自身に重大な過失があるとき、詳しく云ふならば、公務傷病を受くることに重大過失があるとき、又は公務傷病を受けたことには、重大過失がないにしても其の傷病から不具癈疾となつたことに重大過失のあるときは、增加恩給を受くることは出來ない。如何なる程度の過失が重大過失であるかは、事實上の問題で、其の當時の四圍の事情によつて判斷すべきである。

蓋し、法律上、過失はこれを輕過失と重過失とに區別する。いづれも行爲者の不注意をいふもので、行爲者が行爲に際して、豫見し得べく又は豫見せざるべからざることを不注意のために豫見しなかつたことである。そうして一般人の要する注意を著しく缺いてゐる場合を重大過失があると言はれる。（恩給法第四十六條三項）（註）

（註）　火藥製造に從事するものが、火藥製造場内で喫煙したため、火藥爆發して負傷を受けたときの如きは、自己の重大過失によるものである。又、公務上傷害を受けたものが重症に向くのも意とせず强いて飲酒して、遂に、不具廢疾となつたときは自己の重大過失によるものと云はねばなるまい。

適法の退職の意義

(5)　失格原因による退職は、如何なる恩給もこれを受くるの資格を失ふ。失格原因については既に述べた。

退職後不具癈疾又は程度增進の要件

以上述べた所の要件を具備しないと、增加恩給は給與されない。尙ほ、增加恩給は、常に普通恩給と併給される。この場合、公務員が普通恩給最短年限に達してゐないときは、其の恩給額は最短年限に達した者と看做して算定する。

二、增加恩給は前述するが如く、不具癈疾となつて其れがため退職した場合に給與せら

れるが、また、退職當時は公務上の傷病が不具癈疾の程度に至らなかつたが、退職後始めて不具癈疾となつた場合にも給與せられる。或は又、退職當時から不具癈疾であつたが、其の後其の程度が增進した場合には其の額を增額して給與せられる。この場合は左の各號の一に該當せなければならぬ。

一、退職後五年內に公務傷病が原因で不具癈疾となつたとき之を五年內に請求したとき

二、退職後五年內に不具癈疾の程度が增進したとき之を五年內に請求したとき

右の如く退職五年以後の不具癈疾に付ては新に增加恩給を給したり又は改定しないことを原則とする。退職後五年內の不具癈疾を退職後五年內に請求すればよいが、五年以後に請求した時は裁定官廳は請求期間經過の理由だけで其の請求を却下することが出來る。しかし、この場合裁定官廳が不具癈疾が公務に起因したことの證據が顯著なものがあり、恩給審査會の議に付しても增加恩給を給與することを相當と認めるときは、恩給審査會の議に付し、恩給審査會に於ても公務に起因することが顯著なものであるとの議決があつた場合は議決のあつた日の翌月から給與又は改定する。退職五年以後の不具癈疾又は程度の增進に付ても同樣の取扱が出來る。但しこれには反對說がある。恩給審査會の決議といふの

五年內に發生したるもの

五年內に請求することを

五年後に請求する場合

五年後の不具癈疾の場合

有期增加恩給

有期裁定

は請求期間五年を徒過した場合の例外規定であつて、五年以後の不具癈疾又は其の程度の增進に付ては裁定官廳も恩給審査會もどうすることも出來ないのである。（註）

（註）退職後二年目に初めて不具癈疾となつたとか又は其の程度が增進したときは、其の時から三年內（退職後五年內）に、增加恩給の請求又は改定を請求すべきである。然るに、其の期間を經過して退職後六年も經つて、請求するものは審査會の決議によらねばならない。然らば六年目に初めて不具癈疾となつたり、程度が增進したものに對しては如何にするか、恩給局の取扱は退職五年以後の不具癈疾に付ても、恩給審査會が公務に起因したること顯著なりとの決議したときはこれに增加恩給を給與したり又は其の額を改定することが出來るとしてゐた。

三、元來、不具癈疾は永久的の障害狀態を云ふので、一朝、一夕に、これが回復したり、又は、其の程度が低下するものではない。そうかといつて、永い年月の間には、回復又は低下しないとも限らない。是に於て、增加恩給裁定の當時近き將來に不具癈疾が全治するか、又は其の程度が低下するものであるといふ豫測が出來るときは、終身增加恩給を給與するの要はない。そこで、不具癈疾の程度によつては、五年の期間に限り增加恩給を給與することがある。これを有期裁定といふ。蓋し、有期裁定とは增加恩給は、年金恩給として終身給與されるものであるのを、一定期間に限り給與すと裁定するからである。五年の期間は法定期間であるから、其れより長くも短かくもすることは出來ない。例へば、裁定

當時二年を經過すれば、不具癈疾は全治するものと判斷されても五年間は、これに增加恩給を給與せねばならぬ。

裁定當時の不具癈疾が、回復又は低下するものとして有期裁定することは、所謂豫測であつて、五年經過しても事實上回復又は低下しないこともある。其の場合は引續き給與するの必要がある。是に於て有期裁定の增加恩給を受くるものは、期間滿了六月前迄に傷病が回復しないときは恩給再審査を請求させて、恩給審査の結果、果して給與の事由あるときは、再審査當時の不具癈疾の程度によつて之に相當する增加恩給を引續き給與する。

再審査請求

第三項　增加恩給請求の手續

恩給給與規則第一條―第三條―增加恩給請求手續
恩給給與細則第一條―第三條―增加恩給請求書類の提出廳

新に請求する場合

一、新に、增加恩給を請求せんとする者は、左記書類を、退職當時の本屬廳を經て、裁定屬廳に提出する。本屬廳及び裁定廳については普通恩給請求の場合と同樣である。

一、普通恩給增加恩給請求書（恩給給與細則別表第二號書式）（註）

（註）既に普通恩給を受くるものは「增加恩給請求書」とすればよい。

二、在職中の履歷書（同第十三號書式）

三、戸籍抄本（退職後請求迄の間に於て作製されたもの）

四、傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類（例へば、現認者の現認說明書、所屬長の事實證明書等）（同第十四號、第十五號書式）

改定を請求する場合

五、症狀の經過を記載した書類

六、請求當時に於ける診斷書（可成詳細のもの）

二、增加恩給の改定を請求せんとする者は、左記の書類を本屬廳を經て、裁定官廳に提出する。（註）

再審査を請求する場合

一、增加恩給請求書（同第三號書式）

二、前號の二より六までの書類

三、恩給證書（從前の增加恩給證書）を添付すること

三、增加恩給の再審査を請求せんとする者は、（恩給法第五十條の規定によつて）其の期間の滿了前六ヶ月以內に、左記の書類を裁定官廳に直接提出する。この場合、本屬廳を經

由する要はない。

一、再審査請求書（同第十二號書式）

二、症狀の經過を記載した書類

三、請求當時に於ける診斷書

裁定官廳は必要と認むるときは、其の指定する醫師の現在症狀證明書の提出を請求者に命ずることがある。

（註）

一、增加恩給のみ單獨に請求する場合は、極めて稀れで、普通は、普通恩給と增加恩給とは同時に請求する。この獨合の請求書の書式は、「普通恩給、增加恩給請求書」とすればよい。（恩給給與細則別表第二號）增加恩給のみ單場に請求する場合の請求書の書式は同則別表第三號に據ればよい。

二、「退職當時官職名」、「裁定官廳名」、「支給郵便局ノ指定」等の記載につき內閣恩給局長の管掌する以外のものの請求書式についての注意は、普通恩給請求書の場合と同樣である。

三、傷痍疾病が公務に起因したことを認むるに足るべき書類とは如何なる書類をいふか、例へば、

㋑　公務員が公務上、傷病となつた當時に其の事實を現認した者があるときは、其の者の現認した顚末を記載した證明書（現認證明書）、現認者が多數あるときは二人以上連名する。書式は恩給給與細則別表第十四號書式に準據すればよい。

㋺　公務員の公務上の傷痍又は疾病に就て公務員の所屬した廳の長官、其の當時の報告に基いて作つた所の事實の證明書（事實證明書）、書式は同則別表號十五號書式によればよい。

これ等の證明書は事實を詳細に記載したものを必要とするのであつて、特に公務執行と傷痍（疾病）との間に相當因果關係（一八八頁參照）があることについての事實の證明が大切なことである。抽象的に「右ノ傷痍（疾病）ハ公務ニ基因シタルモノト認ム」などと記載したものでは不充分である。公務に基因したるや否やは、請求者や、所屬長の爲すべきことでなく裁定官廳が認定すべきことである。

四、症狀の經過を記載したる書類とは公務の執行に起因して傷痍（疾病）を受けた後の症狀の經過を詳細に記載した書類をいふ。この書類の必要は公務上の傷病を受けたことは受けたが不具癈疾の程度に至つたことは、其の公務傷病が基因でなく、他の原因によることもあり得るから、（二一二頁參照）其の不具癈疾に至る症狀の經過をも證明さす必要がある。從つて、（三）の公務傷病に關する證明書と密接の關係を有するものであるから、公務傷病に關する證明書と同一の文書中に記載しても差支へない。又、これを併記することが一般のようである。症狀の經過を記載した書類は、內容が醫學上のことに屬するので、醫師をして作成さすことが最も適當であるが、必ずしも醫師に限らない。本人自ら作成してもよい。

第四款　傷病年金

第一項　傷病年金を受くる要件

恩給法第四十六條ノ二――傷病年金發生ノ要件
恩給法第四十七條――準公務員に準用規定
恩給法第六十五條ノ二――傷病年金額
施行令第二十四條ノ二――傷病程度

傷病年金發生の要件

一、公務員及準公務員が傷病年金を受くるには次の條件を充す場合でなければならぬ。

一、公務のため永續性を有する傷痍を受け又は疾病に罹りたること

二、不具廢疾の程度に至らないも其の傷病が勅令の定める程度に達したること

三、公務のため傷病を受け又は疾病に罹つたことにつき公務員に重大なる過失のなきこと　（二二〇頁以下參照）

傷病の程度

四、傷病のため其の職に堪へずして一年内に失格原因なく退職したること

二、公務員及び準公務員が公務のため傷痍を受け又は疾病に罹りたる場合、其の被りたる機能障害の程度が不具廢疾の程度にいたるときは、前款に述べたが如く增加恩給と普通恩給とを併給せられる。しかるに、其の障害が不具廢疾の程度にいたらないときは、從前は下士官以下の軍人を除く一般公務員には何等の恩給も給與せられなかつた。これを、改正法では、不具廢疾の程度に達せないでも、其の程度の比較的重いものには(註)、凡べての公務員に傷病年金として年金恩給を給するようにした。尙、傷病年金を給される傷病程度より輕い傷病に對しては、從來通り下士官以下の軍人に限り傷病賜金(一時金)を給與する。

(註)　傷病年金の給與せられる傷病の程度は恩給法施行令第二十四條ノ二に定められてゐる。同條によれば、傷病の程度は第一款症から第四款症の四款に分れてゐる。第四款症は最も輕微な傷病で、(例へば　一、一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ　二、一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ　三、一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ　四、一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ)其れより第二、三、四款と重症となるのである。施行令第二十四條ノ二の第二項の規定によつて施行令第二十四條第二項第三項の規定が準用せられるので、傷病程度の査定に付各款症に該當せざる傷病の款症は同條に規定するものに準じて査定する。視力測定は萬國共通視力標に依る。

爾後重症

三、公務傷病のため其の職に堪へずして一年内に退職したが、其の傷病の程度が其の當時は、勅令(恩給法施行令第二十四條ノ二)の定むる程度に達せなかつたので、傷病年金を受けられなかつたが、其の後に至り勅令の定める程度に至つたとき、卽ち、爾後重症の場合はいかにすべきの問題である。この場合は、退職五年内であれば、新に傷病年金を給與し、又は其の程度が進んだときは增額改定したものを給與する。退職五年後爾後重症につ

いても增加恩給の場合と同じく、裁定官廳が恩給審査會の決議を經れば新に傷病年金の給與又は增額改定せられたものを給與せられる。（二百二十六頁參照）

必ずしも普通恩給を併給せられない

四、傷病年金は普通恩給又は一時恩給と併給せられることはあるが、增加恩給の如く常に普通恩給を併給されるのではない。卽ち、普通恩給年限に達せないものが、公務傷病のため退職して、傷病年金を給與せられるようになつても普通恩給は給與せられない。又、傷病年金は增加恩給又は傷病賜金と併給せられることはない。傷病年金を受けてゐる者が爾後重症に趣いて不具廢疾の程度になれば、傷病年金の給與を廢して、增加恩給の給與に替へられる。

有期裁定

五、裁定官廳は傷病年金に付ても增加恩給に於けるが如く、有期裁定をすることが出來る。卽ち、裁定に當り、將來、傷病が回復し又は其の程度が低下するものと思料するときは、五年間に限り傷病年金を給與する有期裁定が出來る。有期裁定を受けた者は恩給法第五十條第二項の規定の準用を受けることが出來る。

第二項　傷病年金請求の手續

恩給給與規則第一、二、三條——傷病年金請求手續
恩給給與細則第一、二、三條——傷病年金請求書類の提出廳

新に請求する場合

一、新に傷病年金を請求せんとする者は、左記書類を退職當時の本屬廳を經て裁定官廳に提出する。本屬廳及び裁定官廳は普通恩給求の場合と同樣である。

一、傷病年金請求書　（恩給給與規則別表第二號書式ノ二）
二、在職中の履歷書　（同第十三號書式）
三、戸籍抄本
四、傷痍疾病が公務に起因したることを認むるに足るべき書類　（例へば現認者の現認證明書、所屬長の事實證明書等）（同第十四號、第十五號書式）
五、症狀の經過を記載した書類
六、請求當時に於ける診斷書

改定並に再審査を請求する場合

二、爾後重症に赴いたので傷病年金の改正（又は新に給與）を請求せんとする場合、又は有期裁定を受けた傷病年金の再審査を請求する場合は、增加恩給の其の場合と同一であるからこれに準すればよい。（二百二十七頁以下參照）

第四節　恩給を受くる資格を失ふ場合

恩給法第五十一條――失格原因

失格の意義

一、恩給を受くる權利を失ふ場合は、第一章第四節で說明したのであるが、茲では恩給を受くをる資格を失ふ場合を說明する。恩給を受くる資格を失ふことは、現在は恩給を受けてゐないが、現在の在職が基礎となつて將來これを受くることの出來るものが、偶々或る事由が發生したため、其の引續いた在職が無效となつて、自然、恩給を受けることが出來なくなることである。其の引續いた在職が無效となるとは、公務員として、事實上在職したものが、恩給法上在職したことにならないことをいふ。例へば、教育職員として引續き十七年在職した者は、正當なる理由卽ち適法に退職すれば、普通恩給を受くる權利を取得する。しかし、まだ退職しない中、卽ち、在職中は、適法なる退職を條件として、將來、これを受けることの出來る資格を有する。それが、不正當の理由で退職したときは、其の引續いた在職に對し恩給を受ける資格を失ふのである。所謂、不正當の退職に引續いた十七年在職年が無效となるのである。

二、又、在職中公務上の傷病を受け、これがため退職したときは、增加恩給を受くることが出來る。然るに、公務のため傷病を受けたことは受けたが、他の不正當な理由で退職したときは、增加恩給を受けることが出來なくなる。所謂、不正當の退職に引續いた在職中の公務傷病であるから、其の在職が無效となれば、在職中公務傷病を受けたことにならなくなる。

其の引續いた在職に對する失格

三、恩給を受くる資格を失ふといつても、將來、如何なる場合にも、如何なる恩給をも受けることが出來なくなるのではない。たゞ、其の引續いた在職に付てのみ失格者となるのであつて、新なる在職に付ては新なる恩給を受くる資格を有する。要するに、恩給の失格は、其の退職に引續いた在職に付てであつて、其の人について云ふのではない。

四、其の引續きたる在職とは、失格原因の起つた其の在職に引續いた、卽ち、勤續在職を云ふから、轉任による連續は勿論、恩給法施行令第三十五條の卽日又翌日再就職の勤續と見做される場合も引續いた在職に入る。(註)例へば、始め小學校訓導として就職したものが、中學校教諭に轉任し、更に、高等女學校長に轉じて、高等女學校長としての在職中に失格原因のため退職したときは、小學校訓導からの在職年が無效となる。

失格原因

懲戒懲罰

免許狀褫奪

（註）從來の法規では、失格の起つたときは、其れに引續いた在職のみならず、其れ以前の一切の在職年が無效になつた。それを、大正十二年の改正恩給法では、引續いた在職のみを無效として、其れに連續しない別個の在職年には、影響を與へないことにした。

五、如何なる事由の發生したとき、其の引續いた在職に付て恩給を受くる資格を失ふものであるか、卽ち失格原因となるものは次の場合である。

一、懲戒・懲罰又は敎員免許狀褫奪の處分に因つて退職したとき

二、在職中陸軍刑法若は海軍刑法に依り死刑・懲役若は一年以上の禁錮の刑に處せられ、又は其の他の法令に依り禁錮以上の刑に處せられたとき

六、懲戒、懲罰とは、官吏、待遇官吏が職務上の義務に背反し、又は職務を怠つたとき、若くは職務の內外を問はず官職上の威嚴又は信用を失ふべき行爲のあつたときに、之が制裁として加へられる行政處分である。（註一）懲戒は概ね、一、免官（免職）二、減俸、三、譴責に分れてゐるが、減俸及び譴責は恩給を受ける資格には何等關係を有せない制裁である。又、敎員免許狀褫奪の處分とは、敎員免許狀を有する者が不正の行爲其の他敎員としての體面を汚辱するの所爲があつて、其の情狀が重いものと認められたとき免許狀下附者たる文部大臣又は府縣知事が其の免許狀を褫奪することを云ふ。（敎員免許令第十一條、小學校令第四十九條）。この褫奪處分によつて免許狀は其の效力を失ふ。（註二）

これ等の懲戒・懲罰・敎員免許狀褫奪の處分によつて免官（免職）されたもの、又は失職したものは、其の引續いた在職に對し當然受くべき恩給を受くることが出來なくなる。

（註一）公立の小學校長及び敎員の懲戒處分竝に其の手續は、小學校令第四十八條、小學校令施行規則第百三十九條乃至第百四十二條に規定する。公立學校職員の懲戒處分竝其の手續は公立學校職員分限令第七條によつて文官懲戒令が準用せられる。

（註二）敎員免許狀が其の效力を失ふ（失效）ときは、自然敎員たるの資格を缺くこととなつて、當然、其の職を失ふ。（小學校令施行規則第一二九條）而して、免許狀は褫奪處分に因るの外、次の如き場合にも失效する。（敎員免許令第十條・小學校令第四十九條）

一、禁錮以上の刑に處せられたとき

二、破產若くは家資分散を受けたとき

併し、玆に注意すべきは、失格原因となるものは、只免許狀褫奪處分により免許狀が失效したため、其の職を失ふ場合のみであるから、破產又は家資分散の宣告によつて免許狀失效のため失職するに至つた場合の如きは、恩給を受ける資格を失ふものではない。

七、在職中、軍人にあつては、陸軍刑法又は海軍刑法によつて死刑・懲役刑若くは一年以上の禁錮の刑に處せられたるとき、軍人以外の一般公務員は、刑法（普通刑法）又は其の他の刑罰法令で禁錮以上の刑に處せられたときは、其の引續いた在職に對し恩給を受ける資格を失ふ場合。

格を失ふ。上述の如く、軍人は一年以上の禁錮とし、一般公務員は一年未滿の禁錮でも失格するやうにしたのは、軍人に對する刑罰が、比較的重いので其の均合ひをとるためである。(註)

(註)　教育職員在職のまゝ軍人として服役中、陸海軍刑法によつて一年未滿の禁錮の刑處せられることもあるも、併職中の教育職員の在職に付ては失格することはない。

刑の輕重

刑の輕重は死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留及科料となつてゐるから(刑法第九條第十條)、罰金以下の處刑は失格原因とならないが、禁錮以上の刑であれば刑期の長短は問はない。尚ほ、禁錮以上の有罪判決が確定すれば、假令、恩赦又は執行猶豫の言渡があつて刑の執行を受けることはないときでも失效する。

【例規】　在職中懲役ニ處セラレタルトキハ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル場合ニ於テモ恩給ヲ受クルノ資格ヲ喪失ス

刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サルヽコトナクシテ猶豫期間ヲ經過スルモ資格ヲ回復スルコトナシ

【例規】　大正四年勅令第二百六號(懲戒又ハ懲罰ノ免除ニ關スル件)ニ依リテ免職處分免除セラルルモ其ノ效力ハ既往ニ遡及スルモノニアラス從テ其ノ在職ニ對シ恩給ヲ給スヘキニアラス

(參考)　官吏、官吏待遇者等ノ懲戒及懲罰ノ免除ニ關スル件(昭和三年十一月十日、勅令第二百七十二號)

官吏又ハ官吏待遇者ニシテ昭和三年十一月十日前ノ所有ニ付懲戒又ハ懲罰ノ處分ヲ受ケタル者ニ對シテハ將來ニ向テ其ノ懲戒又ハ懲罰ヲ免除ス未タ處分ヲ受ケサル者ニ對シテハ懲戒又ハ懲罰ヲ行ハス

陸軍懲罰令又ハ海軍懲罰令ノ適用ヲ受クル者亦前項ニ同ジ

懲戒又ハ懲罰ニ基ク既成ノ效果ハ免除ニ因リ變更セラルルコトナシ

【例規】　本條第一項第二號(又ハ恩給法第九條第二號)ニ依リ恩給ヲ受クルノ資格(若ハ權利)ヲ失ヒタル者カ非常上告又ハ再審判決ニ依リ原判決破毀セラレ右條項ニ該當セサルニ至リタル場合ニ在リテハ當然ニ恩給ヲ受クルノ資格(若ハ權利)ハ原狀ニ回復シ原判決確定ノトキニ遡リ恩給ヲ給スヘキモノトス

恩給改定の場合

八、二官職併有の者が一方の官職に於て懲戒免職を受けた時は其の官職の在職年に付ては其の資格を失ふ。從つて、他の官職の在職年に付てのみ恩給を受くる資格を失ふ。

第五節　恩給を受くる者再就職して退職したときの恩給の改定

第一款　恩給の改定される要件

恩給法第五十四、五條——普通恩給增加恩給再任改定の要件

恩給法五十五條ノ二——傷病年金再任改正の要件

一、恩給を受くる者が、再び本法の公務員として就職したときは、其の在職中は恩給の給與を全部停止する。然るに、再在職を退職したときは、再び恩給を給與せねばならぬが、

再在職に對しては如何なる恩給を給與したらよいか、所謂再就職による恩給改定の問題が起る。換言すれば、恩給の改定は年金恩給を受くる者が、公務員に再就職して失格原因なく退職したときに起る問題である。そこで、一時恩給を受けた者が公務員として再就職して退職しても恩給改定の問題は起らない。(註)

(註)　昭和八年の改正法施行前は、教育職員の在職年は一般公務員との在職年に通算が認められなかつた。教育職員としての普通恩給を受くるものが、準教育職員又は警察監獄職員若くは非教育文官として再就職しても、恩給停止の問題も、又再就職を退職しても恩給改定の問題も起らなかつた。從來の教育職員の恩給改定は、教育職員としての年金恩給を受くる者が、再び教育職員又は教育文官若しくは學習院職員として再就職し、失格原因なく退職したときにのみ起つた。

從來の教育職員の恩給改定の場合

二、普通恩給を受くる者が再就職して失格原因なく退職したときは、在職年は前後を通算するから、前の在職年と後の在職年とを分けて二つの恩給を受けることは出來ない。前の在職年は後の在職年に吸收されて一個の在職年となつて、この一個の在職年を基礎として一つの普通恩給が給與せられる。換言すれば、前の恩給は後の恩給に吸收される。例へば、在職十七年に相當する普通恩給を受くる教育職員が、再び教育職員として就職し五年職して退職したときは、前の在職十七年と後の在職五年とを通算して二十二年に相當する

普通恩給改定の要件

普通恩給を受くる者が再就取したとき

普通恩給を給する。所謂十七年に相當する恩給を二十二年に相當する恩給に改定する。

一、普通恩給が改定せられるには再在職の退職は失格原因なく退職したときでなければならない。そこで、再就職の退職が失格原因によるものであつたら、再在職年は無價値のもので、固より、前の在職年に通算せらるべきでないがため恩給改定の問題は起らない。たゞ、停止されてゐた前の恩給が復活して給與されるのみである。

二、再在職一年以上で退職したときでないと、恩給の改定はされない。一年未滿の在職も恩給法上無價値のものであるといふのではないが、恩給金額算定に付ては一年未滿の在職年は切捨てられると同樣で、再在職年の月數を通算しても、結局、實質に於て變りはない。(註)　時に前在職年の月數と、再在職年の月數とを合算すれば、一年以上になることがあつても二年とはならないから、この場合は前後を通算するとしないとでは結局、恩給金額の率に於て、百五十分の一の增加を見るだけであつて、これが改定給與をしなくても受給者にとつて大した苦痛でもない。依つて、改定手續の煩瑣を防ぐため再場職一年未在滿の場合は恩給改定をしないことになつてゐる。

失格原因なく退職したとき

再在職が一年以上であるとき

(註)　前在職年が十七年二ヶ月で普通恩給を受けた者が再在職年九ヶ月で退職したときは、たとへ、前後を通算して

も十七年十一ヶ月で十八年以上とならない以上、十七年以上、十八年未滿のものは恩給率は同一であるから改定の要がない。

公務上の傷病ため不具廢疾となつたとき

三、㈠普通恩給と傷病年金のみ受ける者、或は又、㈡傷病年金と増加恩給とを受くる者が、再就職し在職中、公務のため傷病を受け又は其の程度が増進し若くは不具廢疾となつて退職した時は、再在職一年未滿の場合でも傷病年金又は増加恩給は當然改定される。又此の場合、再在職年が一年以上で前後通算して十七年以上となるときは、普通恩給をも併せて改定される。

増加恩給改定の要件

（註）普通恩給のみを受くる者が、再就職して在職中公務のため傷病を受け、其の傷病が勅令の定める程度に達したるとき、又は其の傷病が不具廢疾となつて之がため退職したときは、再在職一年未滿の場合でも新に傷病年金又は増加恩給を給與する。此の場合再職年が一年以上であるときは普通恩給も改定する。

右の場合に於て、傷病が勅令に定むる程度に達せないで、又は更に不具廢疾の程度に至らないで退職した者が、退職後五年内に勅令の定むる程度に達し又は不具廢疾となつたとき或は其の程度が増進した場合は、退職後五年内に之が改定又は給與の請求をしたときは、傷病年金又は増加恩給を改定又は新に給與される。五年を經過して請求した場合でも、恩給審査會に於て不具廢疾が公務に基因したことが顯著であるとの議決を得たときは、新に給與又は改定される。

第二款　恩給改定の方法

普通恩給改定の方法

恩給法第五十五條
恩給法第五十五條ノ二
恩給法第五十六條
恩給法第五十七條
――再任改定の方法

一、普通恩給改定の方法

一、普通恩給を改定するには前後の在職年を通算（合算）したものを以て在職年數として再在職を退職する前の俸給を以て一般、普通恩給金額算定の方法（二百五十九頁以下參照）によつて算出する。そこで、在職年のみに付て考へると前後を合算するから、常に、前より多額になる筈であるが、俸給は後の退職前の俸給が、前の退職前の俸給よりも少額の場合もあり得るから、再任改定によつて普通恩給金額は常に増加するとは限らない。而して、計算上後の恩給金額が少額となつたときは、恩給法第五十六條の規定によつて、前の恩給額を以て改定恩給額とし、前より少額にすることは絶對にない。

改定の不請求の結果

二、斯くの如く計算上後の恩給額が前の恩給額に比べて同額又は少額である場合は、別に恩給の改定を請求しても實益がないので、其の儘にして置いてもよいようであるが、併し、この場合でも常に恩給の改定の請求だけはして置かなければ、後日、不利益を蒙ることがある。(設例)それは、再在職年は前在職年と通算して、普通恩給權發生の基礎となる在職年である。それを偶々後の俸給額が少額なため改定を請求しても、前と同額で實益がないと云ふので、恩給の改定を請求しない時は、再在職に付て有する恩給を受くるの權利(在職年通算の利益)を行使しないことになる。從つて再在職の退職後七年を經過するときは、再在職に付いて恩給を受くる權利は時效に罹つて在職年の效力を失ふこととなり、爾後如何なる場合にも在職年として通算されない不利益を蒙るからである。

(設例)　退職前の俸給月額百八十圓(準本俸も加算)在職年數十七年で七百二十圓の普通恩給を受ける師範學校教諭であつた者が、其の後、公立小學校長として再就職し、在職五年、退職前の俸給百二十圓で退職したとき、恩給の改定を請求すれば、前の十七年と後の五年とを通算して二十二年を、爾後、此者の在職年として、小學校長を退職する前の俸給百二十圓を基礎として普通恩給金額算定の方法によつて算出する。この場合、俸給が少額なため五百二十八圓にしかならない。それでは前の恩給額を以て改定恩給額とする。更に、此者が三度目には中學校長として就職し、在職八年、年俸二千七百圓で退職したと假定すると、今度は最初十七年と次の五年と最後の八年とを通算して三十年を在職年とし、俸給二千七百圓を基　として千百三十四圓を以て改定恩給額とする。然るに、小學校長を退職當時實益がないといふので恩給の改定を請求しなかつたとすると、中學校長としての五年の在職年は時效によつて其の權利が消滅してゐるから、實益のある中學校長退職當時の在職年に通算されない。そこで此者の在職年は最初十七年と最後の八年合計二十五年にしかならぬ。この二十五年を基礎として、恩給改定するから不利益を受けることになる。

(註)　恩給法第六條の規定によつて一年以内に再就職したときは、時效は中斷されるのであるから再就職を退職して七年を經過せなければ消滅時效は完成しない。

三、軍人又は警察監獄職員の普通恩給を受ける者が敎育職員文官・待遇職員として再就職して退職したときは敎育職員の普通恩給に改定せられるが、この場合前後の在職年を通算して敎育職員としての普通恩給年限に達せない場合は事實上恩給を改定することは出來ないが、この場合に於ても別に後の在職年に對しては一時恩給を給與されない。(註)

(註)　恩給法第三十條第三十一條の規定は軍人、警察監獄職員の在職年が他の公務員の在職年に通算せられる場合に於ても加算性に有する規定ではない。そこで軍人二年、警察監獄職員六年、文官九年で文官の恩給を請求する場合には恩給法第三十條乃至三十一條の適用はない。

【例規】　普通恩給ヲ受クルモノ再就職シタル場合ニハ恩給法第五十四條乃至第五十六條ノ規定ニ依ルヘキモノトス若

シ前後ノ在職年ヲ合算スルモ後ノ公務員トシテノ普通恩給ヲ受クルノ年數ニ達セサルトキハ事實上、恩給ヲ改定スルコト能ハスト雖モ此ノ場合ニ於テモ別ニ後ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ給スヘキニアラス

二、増加恩給改定の方法

一、増加恩給を改定するに、先づ前後の傷病原因が同じである場合には、前後の傷痍又は疾病を合せたものを以て、不具癈疾の程度(何項症)を定め、恩給法別表第二號表によつて増加恩給額を算定し、之を以て改定増加恩給とする。例へば、中學校教諭(判任待遇一等)が、理化學實驗(普通公務)のため右手の拇指及食指を全く失ひ(第六項症)、之がため退職し増加恩給二百八十八圓を受ける者、再就職して在職中普通公務のため又、右側の中指無名指小指を失ひ、之がため退職(當時の階等は奏任待遇七等)したとき、この者に給する増加恩給額は前後の傷痍を合せて、第五項症(一側の總指を全く失つた者)として退職當時の階等(奏任待遇七等)によつて算定する。即ち、四百圓を以て改定増加恩給とする。

恩給法第五十六條の規定によつて、計算上改定増加恩給額が前の増加恩給額より少額となる場合は、前の増加恩給額を以て改定増加恩給額とする。このようなことは後の階等(官等等級)が前の階等より低い場合に起る。

増加恩給改定方法

前後の傷病原因が同じである場合

前後の傷病原因が異なる場合

二、以上述べた方法は前後の傷病が其の原因を同じうする場合で、例へば、前の傷病が普通公務に因るものであれば、後の傷病も普通公務に因る場合の改定方法である。然るに、前後の傷病が其の原因を異にするときは、次の如くして改定増加恩給を算定する。

一、前の傷病は普通公務に因るもので(乙號)、後の傷病が戰闘又は準戰闘に因る場合

(甲號)

先づ前後の傷病を合せたものを以て、不具癈疾の程度、即ち何項症であるかを定め、之を増加恩給表(恩給法別表第二號表)甲號表に當嵌めて一應増加恩給金額を見出し、其れから前の傷病(何項症)の乙號表と甲號表との金額の差額を控除したものを以て、此の場合の改定増加恩給額とする。

二、前の傷病は戰闘又は準戰闘に因るもので(甲號)、後の傷病は普通公務に因る場合

(乙號)

先づ前後の傷病を合せたものを以て、不具癈疾の程度即ち何項症であるかを定め、之を増加恩給表(恩給法別表第二號表)乙號表に當嵌めて一應増加恩給金額を見出し、其れから前の傷病(何項症)の甲號表と乙號表との金額の差額を加へたものを以て、この場合の改定

増加恩給とする。

蓋し、一、は差額を控除し、二、は差額を加へることは、前後の傷病を綜合して何項症なるかを定めたから、一、の場合に於ては綜合項症の中に普通公務に因るものを戰鬪又は準戰鬪に因るものと看做されてゐるから、其の差額を控除せねばならぬが、二、の場合は戰鬪又は準戰鬪に因る傷病を普通公務に因るものと看做されてゐるから、其の差額を加へねばならぬからである。

三、傷病年金改定の方法

一、傷病年金の改定は増加恩給の改定と同じである。即ち、前後の傷病を合せたものを以て、傷病の程度を定め、（この場合前後の傷病を合せると不具癈疾の程度に至る場合は、増加恩給と普通恩給を給すべく）て其の傷病に（第何款證）相當の上給の傷病年金に改定する。

二、前後の傷病が其の原因を異にする場合は増加恩給改定の場合（二一四頁參照）と同一の方法によつて改定する。但し後の傷病のみに對する傷病年金額が前後の傷病を合したるものに傷病年金額に等しいような場合には控除しない。

第六節　恩給給與の停止

恩給法第五十八條――恩給停止

恩給停止の意義

一、恩給の停止とは、年金恩給を受けるものに、或る事由が發生したため、其の事由の止むまで其の期間、恩給を給與しないことである。換言すれば、其の期間に對して支給せらるべき恩給支給請求權を失はせるもので、一時、恩給金の支給を延期するのではない。

普通恩給の停止事由

如何なる事由の發生した場合に恩給は停止されるかと云ふに、普通恩給にあつては、

一、公務員又は宮内職員として再就職したとき

二、二年以下の處刑を受け其の刑の執行にあるとき

増加恩給停止の事由

又、昭和八年の改正法は次の如き場合にも普通恩給の支給の一部を停止することにした。

三、恩給受給者が四十歳未滿であるとき

四、恩給受給者が其の恩給外に多額の所得があるとき

増加恩給及び傷病年金は、再就職又は恩給受給者の年齡等によつては停止されることはないが、二年以下の處刑を受け其の刑の執行中は停止される。

若年者の普通恩給停止

二、若年者の普通恩給の停止の規定は、昭和八年の改正恩給法が、新に追加した停止規定である。卽ち、普通恩給受給者は、年齡三十五歲に滿つる月までは、普通恩給額の六分の一、三十五歲に滿ちた月の翌月から四十歲に滿つる月迄は、普通恩給の八分の一を停止する。蓋し、若年者は退職後に於ても相當社會的活動も出來るので、其れ相當の報酬も他にこれを求めることが出來るといふ意味に於て、普通恩給の給與額の一部を停止する。從つて、若年者といへども公務傷病のため退職し、普通恩給が增加恩給又は傷病年金と併給せられる場合には前述の如き恩給停止はない。

停止額

經過規定

經過規定として、改正法施行前から普通恩給を受けてゐるものにはこの停止規定の適用のないことは勿論、改正法施行の際、現職にあり其の後引續き在職して退職したるものが普通恩給を受けるようになつた者にも改正規定を適用しない。（改正法附則第八條）但しこれ等の者でも改正法施行後再就職して既に受けた普通恩給を再任改定せられる場合には、其の再任改定によつて、增額する分に對しては、改正規定が適用せられる。卽ち、其の增額分の六分の一、又は八分の一が停止される。

多額所得者の普通恩給の停止

三、多額所得者の普通恩給の停止は、まづ（一）普通恩給の年額が千圓以上（增加恩給傷病年金等は含まない）であること、（二）其の普通恩給外の所得年額（普通恩給を除くすべての恩給をも含む）が五千圓を超えることの二條件を具備する者に對して適用せられる。それで、普通恩給年額が千圓未滿であれば、如何に他に多額の所得があつても停止の問題は起らない。右二條件を具備する者に對しては六千圓を超過した額の二割に相當する金額を普通恩給年額から停止する。但し、二割を減ずると普通恩給の支給額が年千圓未滿となるときは、千圓に滿つる程度の停止に止め、又、停止年額が普通恩給年額の二割を超えるときは普通恩給年額の二割に當る程度に止める。

停止額

恩給外の所得とは如何なる所得を謂ふかは、恩給法施行令第二十四條ノ三以下に規定するところで、所得稅法の第三種所得と同じ範圍となつてゐる。其の他所得の生ずる場所等についても規定がある。この改正規定は昭和九年四月一日以後に施行せられ、かつ、改正法施行前から受けてゐる普通恩給に對しても適用せられる。

普通恩給停止中の者の遺族扶助料

四、上述の如き普通恩給の停止は普通恩給金額其のものの減額ではないから、若し、若年者が相當の年齡に達するとか、又は多額所得者が多額の所得を失ふようになつたときは、停止は解かれ元に復活して給與せられる。一部停止中の普通恩給といへども、其の者が死亡

して、遺族扶助料となる場合には停止せられない金額を標準として扶助料が算出せられる。

教育職員の恩給停止

五、昭和八年の改正法施行前は、再就職による恩給停止の規定は、教育職員及び教官其の他教育事務に從事する文官に付ては適用されなかつた。(註二)それが、改正法によつて恩給法第九十九條が削除せられたので、今後は教育職員も一般公務員と同樣に、如何なる公務員として再就職しても恩給は全額停止せられることになつた。但し經過規定として、改正法施行の際即ち、昭和八年十月一日現に教育職員又は教育事務に從事する文官等に在職し、恩給法第九十九條の規定によつて、普通恩給の差額停止又は全部給與を受けてゐる者は、其の者が引續き其の官職に在職する期間に限り(註一)改正法施行後に於ても普通恩給の停止は舊法の例に依る。(改正法附則第十七條)

(註一)　恩給法附則第十七條の「其ノ官職」は次の各號中の同一號内の官職をいふのである。そこで差額停止を受ける小學校訓導が公立中學校教諭に轉任しても引續き其の官職にあると云へないから恩給は全部停止となる。㈠公立學校職員制に依る職員但し次號に入るものを除く　㈡恩給法第十六條第三號に規定する小學校其の他小學校に類する各種學校の教育職員　㈢公立圖書館職員　㈣教育文官　㈤非教育文官　㈥軍人　㈦警察監獄職員で恩給法第二十三條第一號に揭ぐるもの　㈧同じく第二號に揭ぐるもの　㈨同じく第三號に揭ぐるもの　㈩待遇職員で恩給法第二十四條第一號に揭ぐるもの　(11)同じく第二號に揭ぐるもの　(12)同じく第三號に揭ぐるもの　(13)同第四號に揭ぐるもの

普通恩給の停止差額停止

(註二)　改正法施行前の教育職員の普通恩給停止は次の如くであつた。普通恩給を受くる教育職員たりし者が在職年の通算せられる公務員即ち　教育職員(準教育職員を除く)教官其他教育事務に從事する文官として再就職した時は差額停止される。差額停止とは、再就職して受くる現時の俸給(給料)と普通恩給とを合せた金額が退職當時の俸給額を超えるときは、其の超過額だけ普通恩給から停止することである。固より、同額又は少額の場合は全然停止されない。(府退七・在退三・小退五)例へば、十五年在職、俸給年額千四百四十圓で退職し、年額四百八十圓の普通恩給を受くる小學校訓導であつた者が、中學校教諭に再就職し、俸給九十圓(年額千八十圓)を受けるやうになつたときは、普通恩給年額四百八十圓と現時の俸給年額千八十圓とを合算すると千五百六十圓となる。すると前の退職當時の千四百四十圓より百二十圓超過することになるので、この超過額だけ普通恩給を停止する。そこで此の者の普通恩給支給額は三百六十圓となる。尙ほ再就職後俸給が增加すれば又其れだけ停止される。玆に注意すべきことは、教育職員の在職年と通算の認められない他の公務員・準公務員に再就職しても恩給は全然停止されない。

昭和七年八月「恩給ノ減額及停止ニ關スル件」(昭和七年法律第三十號)が制定せられてからは退職當時の舊俸給を減俸になつた改正俸給に引下げられたので、差額停止額が多くなつた。(百九十三頁參照)

第七節　公務員の每月恩給納金

文官教育職員の納金

恩給法第五十九條——公務員の納金
恩給法附則第九條)
施行令附則第四條)——納金の時期

一、公務員は、退職後種々の恩給を受けるから、恩給經費の一部を負擔する意味に於ても在職中に俸給の幾分を割いて納金せしむることも、決して、不當のことでなく、且つ國

家財政上の立場から考へても之を必要とする。是に於て公務員個人の納金義務を規定し、

内地の小學校の教育職員

文官・一般教育職員・待遇職員は、毎月其の俸給（準本俸も加算する）の百分の二（改正法施行前は百分の一）の金額を國庫又は府縣其の他の地方經濟に納金せねばならぬ。内地の公立の小學校・實業補習學校・幼稚園及び盲學校・聾唖學校又は小學校に類する學校の教育職員も毎月其の俸給（準本俸も加算する）の百分の一（改正法施行前は納金の要なし）の金額を地方經濟に納金することになつた。

二、朝鮮、臺灣、樺太の公立小學校幼稚園又は小學校に類する學校及び在外指定學校の教育職員に百分の二の納金義務を負はされてゐるのに、内地のこれ等の學校の教育職員が百分の一納金は、如何にも不公平のように思はれるが、これは別に深い理由があるのではない。たゞ沿革上の理由によるのである。即ち、改正法施行前は、文官、一般の教育職員、待遇職員は百分の一の納金で、警察監獄職員、軍人並に内地の小學校幼稚園又は小學校に類する學校の教育職員には納金制度がなかつた。それを改正法によつて、從來から納金制度のあつた者には、更に百分の一を増加して百分の二に増額し、新に納金制度の設けられたものには百分の一とした。そこで、現行恩給法では、兵を除く外は、すべての公務員に納金義務が負はされた。（註）（十七頁參照）

（註）恩給法第五十九條の改正規定は（公務員の恩給納金）昭和九年四月一日から實施される。併し、俸給が其のまゝで新に納金を課せられたり、又は納金が増額することは減俸に等しい結果になるので經過規定として昭和九年四月一日以後に於て、新に就職したもの、及び一般的に俸給の増額が行はれたとか、個人的にでも増俸昇給のあつたものに付其の翌月から適用される。尚、如何なる場合を昇給と見るかに付ては施行令附則第四條に其の例を示してゐる。尚、附則第四條第二號規定は俸給は二圓増給された場合の如きをいふのである。

【例規】指定學校職員ハ本條ニ依リ國庫納金ヲ爲スヘキモノトス

第八節　恩給金額算定の方法

第一款　通則

一、増加恩給・傷病年金を除く、すべての恩給金額は、俸給額と在職年數とを基礎として算定する。而して、其の基礎となる在職年數並に俸給額の計算に付ては既に述べたが、是等のものによつて恩給金額を算出するには、次の事項に注意せねばならぬ。

恩給額算定の基礎

在職年

一、在職年の月數は切捨て、計算する。

恩給金額算定の場合、在職年の月數は常に切捨て計算される。何となれば十七年以上十八年未滿の在職年は、同一に取扱はれるから、（恩第六十二條第二項）十七年も十七年十一ヶ月も結局は、十七年として計算され、十八年も十八年十一ヶ月も結局十七年以上一年を増す

從來は就職の月から納金したが改正法施行後は就職の翌月すればよい

ものとして計算せられるからである。一時恩給金額算定の場合も同樣である。

二、四十年以上の在職年はこれを四十年として計算する。

事實上、四十年以上在職した場合でも、又加算年を算入して四十年以上の在職年となる場合でも、恩給金額算定の在職年としては、常に、これを四十年として計算する。（恩第六十條第四項・第六十二條第六項）。それで四十年が恩給法上の最高在職年となる。但し、軍人だけは五十年を以て最高在職年とする。

金額

三、恩給金額は常に圓單位とする。

計算上、圓未滿の端數を生じたときは、これを圓に切上げる。（恩第四條）例へば、計算上、普通恩給年金額が五百六十圓三十錢となつたときは、これを五百六十一圓とする。

俸給

四、恩給算出の基礎となる俸給は、昭和八年の改正恩給法施行前の如く退職當時の俸給にあらずして、退職前一年內の俸給をいふ。（俸給意義百七十四頁以下參照）

五、休職滿期による自然退職となつたときの俸給額は休職給によらない。即ち減額されない俸給によつて計算する。

六、懲戒のため減俸處分を受けた者が減俸期間中に退職したときは、減俸せられない俸給によつて計算する。

七、公立學校職員加俸令によつて休職中に年功加俸を受くるやうになつたときは、この年功加俸は現職當時受けてゐたものでないが俸給に加算してよい。

八、恩給の種類は退職當時の公務員の種類によつて定まる。例へば、十八年間小學校敎員（敎育職員）たりし者が縣視學に轉任し、縣視學（文官）を退官としたときの恩給は、文官としての恩給を給與する。從つて、恩給金額は恩給法第六十條の規定によつて算定すべきであつて、十八年以上小學校に勤續したるの故を以て、第六十二條第四項の再加給率を爲すべきではない。然るに、縣視學より更に公立學校敎諭に轉任し退職したときは、敎育職員としての恩給を給するものであつて、第六十二條の規定によつて恩給金額は算定する。

第二款　普通恩給金額の算定

第一項　敎育職員の普通恩給額

恩給法第六十二條——敎育職員の普通恩給
恩給施令第三十條——中學校同程度の學校

普通恩給金額算出の通則

一、教育職員の普通恩給金額も他の一般公務員の其れと同様に、在職年數と俸給年額とによつて計算する。それで原則としては、十七年の在職者に對しては、俸給年額の百五十分の五十、即ち三分の一の額を、十八年以上の在職者に對しては、十七年以上一年を增す毎に、百五十分の一を加へたる金額を以て、普通恩給年額とする。之を算式に表せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額}\times\left(\frac{50}{150}+\frac{\text{在職年數}-17}{150}\right)=\text{普通恩給年額}$$

基本率　增加率

教育職員の普通恩給金額算出の例外的規定

二、右の原則に對して教育職員には、教育職員としての在職年に特種の勤續在職年があるときは、教育職員の普通恩給額算定に付ては再加給率の規定があつて他の公務員の其れと異なる取扱を受ける。即ち、

小學校程度の學校に十七年以上勤續する場合

1、教育職員を退職したゝめ教育職員としての普通恩給を給與する場合に、教育職員としての在職年中に（註一、二）小學校・實業補習學校・盲學校・聾啞學校・幼稚園又は小學校に類する各種學校（註三）の教育職員として十七年以上の勤續在職年（註四、五、六七）があるときは、この勤續在職年に對しては勤續在職年中十七年以上一年を增す毎に、百五十分の一を再加給せられる。そこで、十七年以上の勤續在職年一年に對して、百五十分の二が加給せられる。之を算式に表せば、次の如くなる。

$$\text{俸給年額}\times\left(\frac{50}{150}+\frac{\text{在職年數}-17}{150}+\frac{\text{初等學校勤續在職年數}-17}{150}\right)=\text{普通恩給年額}$$

基本率　增加率　再加給率

（註一）恩給法第六十二條第三項の規定は教育職員として、初等學校に十七年以上勤續した者に對して、百五十分の一の再加給があるのであつて、教育職員としてでなく、文官其他の公務員として初等學校に勤續しても再加給率はない。例へば、關東州小學校（關東州小學校官制）又は南洋群島小學校（南洋廳小學校官制）の訓導として、十七年在職したものが內地の公立小學校訓導に轉任し三年在職したときは、恩給法第六十二條の規定によつて教育職員としての普通恩給を給する。而して其の金額の算定するに當り、二十年が此者の在職年になるが、第六十二條第三項の小學校の教育職員としての勤續在職二十年とはならない。何となれば、關東州又は南洋群島の小學校に勤續したことは文官としての勤續であつて教育職員としての勤續でない。

（註二）臺灣公學校の訓導又は朝鮮の公立普通學校訓導としての勤續在職年には再加給がある。

（註三）小學校に類する各種學校とは、實業學校令によらない尋常夜學校・裁縫女學校・技藝學校の類である。又朝鮮の公立普通學校、臺灣の公學校等はこの種の學校である。高等師範學校又は師範學校の附屬小學校・幼稚園は師範教育令による學校で、小學校令に準據して設立せられた學校でないから玆に包含されない。

【例規】師範學校附屬小學校ノ教育職員ハ本條（恩給法第六十二條）第三項ニ依ル小學校教育職員ニ該當セス

【例規】臺灣公學校訓導ハ本條第三項ニ規定スル小學校ニ類スル各種學校ノ職員ナルヲ以テ同項ニ定ムル加給ヲ附セラルヘク內地ノ小學校訓導休職中、臺灣、臺灣公學校訓導ニ就職スルモ固ヨリ勤續ナルヲ以テ加給セラルヘキモノトス

【例規】兼職トシテ在職年ニハ加給ヲ停サス

【例規】韓國官立學校訓導ハ恩給上ノ公務員（教育職員）ニ非サルヲ以テ本條第三項ニ列擧スル學校ノ教育職員ト謂フヲ得ス、從テ右ノ在職年ニ對シテハ加給ヲ附スヘカラサルモノトス

勤續在職年の意義

（註四）勤續在職年とは引續いて一度の退職をも挿まない在職年といふ。例へば、甲小學校訓導として就職したものが、甲小學校訓導を退職したときは、其の就職から退職までの在職を勤續在職年といふ。然るに、甲小學校訓導として十年在職し一旦退職したものが、其の後再び甲小學校訓導に就職し再在職年七年で退職したときは、前後を通算して十七年を勤續在職年とすることは出來ない。この場合はたゞの在職年が十七年となるのみである。

（註五）廢校、廢職、定員減少等によつて退職したる者が即日又は翌日再就職したときは、特に恩給法の適用に付ては之を勤續と看做されるのである。（施第三十五條）奏官廢職廢廳廢校等以外の事由で退職したるものが即日又は翌日再就職してもこれは勤續とはならない。尙ほ從來の退隱料法では、前在職が十五年以上であるときは、再在職は常に前在職と通算して勤續在職年として取扱つた。

【例規】休職小學校職員休職滿期ノ翌日再ヒ小學校教員ニ任セラレタル者ハ本條第三項（恩給法第六十三條）ノ勤續者ト看做サス

（註六）甲小學校訓導から乙小學校訓導に轉任し、更に丙實業補習學校教諭を退職するまでが勤續在職年となる。併し玆に謂ふ勤續在職年は、小學校・實業補習學校・幼稚園其の他之と類似の學校の教育職員としての勤續でなければならぬから、其の轉任も小學校・實業補習學校・幼稚園等の初等學校相互間の職員としての轉任は幾回あつても（轉任は勤續と看做さる）、最初の甲小學校訓導から最後の丙實業補習學校教諭を退職するまでが勤續在職年となる。併し玆に謂ふ勤續在職年は、小學校・實業補習學校・幼稚園其の他之と類似の學校の教育職員としての勤續でなければならぬから、其の轉任も小學校・實業補習學校・幼稚園等の初等學校相互間の職員としての轉任でなければならぬ。

小學校及之と類似の學校間の轉任は勤續となる

初等學校と中等學校との間の轉任は玆に謂ふ勤續とはならない

（設例）甲小學校訓導として就職したものが、乙中學校教諭又は書記に轉任し、更に丙小學校訓導に轉任して退職した場合は、最初の就職から最後の退職迄の在職年が玆にいふ所の（恩給法六十二條第三項）勤續在職年とはならない。何となれば中學校教諭又は書記に轉任したことによつて、初等學校の教育職員としての勤續在職年は、中斷（切れる）せられる。從つて甲小學校訓導と丙小學校訓導としての在職年を合算して、之を勤續在職年とすることも出來ない。この點は理論上多少の無理もあるやうであるが、しかし下級學校に長く優良教員を勤續せしむるための立法上の趣旨から考へると、斯く解すべきである。前例に於て甲小學校に十八年、乙中學校に四年、丙小學校に八年在職したとすれば、勤續在職年は十八年しかないわけで、此の者の恩給額算定は次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年}\ (18+4+3)-17}{150} \right) = \text{普通恩給年額}$$

實勤續在職年との別

（註七）實勤續在職年とは加算年を加入しない事實上の勤續在職年をいふ。例へば事實上の在職年は十七年二月であるが、加算規定による加算年を入れると十九年一月になることがあつても、之は實勤續在職年十七年以上一年を增すものとは謂はれない。玆に謂ふ勤續在職年とは、實勤續在職年の意味でないから當然加算年を算入した在職年を

いふ。例へば東京府の小等原島の如き邊陬の小學校に在勤する者は、一月につき半月を加算せられるから（恩第三十八條）事實上十年勤續すれば十五年勤續したことゝなり、事實上十五年勤續すれば二十二年六月勤續したことになるので、この二十二年六月が爰に云ふ所の勤續在職年となる。

【例規】實勤續ト規定セル場合ノ外、休職中ノ在職年及加算年ヲモ勤續在職年ニ算入ス、（註）改正法施行後ハ休職ノ事由ニヨッテハ其ノ休職期間ハ半減セラル

中等學校に十七年以上勤續する場合

2、教育職員を退職したため、教育職員としての普通恩給を受くる場合に、中學校又は之と同等以下の程度の學校の教育職員（註一、二、三、四）としての勤續在職年十七年以上あるときは、其の勤續在職年中十七年を超える部分の一年に付ては三百分の一の再加給がある。それで、結局、十七年以上の勤續在職年に對しては三百分の三の加給があることになる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{15}\right) + \frac{\text{在職年數}-17}{\text{300}} = \text{恩給年額}$$

（註一）前項の（註一）に於て說明したるが如く教育職員として、中等學校に勤續する場合でなくてはならぬから、文官として中等學校に勤續しても再加給率はない。例へば、關東廳中學校、高等女學校　樺太廳中學校、高等女學校、朝鮮總督府師範學校、中學校、高等普通學校、女子高等普通學校、實業學校、臺灣總督府師範學校並に臺灣公立中學校實業學校（實業補習學校を除く）の職員から內地朝鮮其の他の公立中等學校に轉任して退職したとき、恩給法第六十二條により教育職員としての普通恩給を給與する場合其の金額の計算に付て、關東廳中等學校以下學校の職員（文官）としての在職年を通算して教育職員としての在職年とすることは出來るが、第六十二條第四項の勤續在職年とすることは出來ない。

【例規】臺灣公立實業學校教諭ハ教育文官ニシテ教育職員ニ非ス從テ本條、恩給法第六十二條ノ第四項ニ依ル如給ヲ爲スヘキ限ニ在ラス

（註二）小學校又は之と類似の各種學校の教育職員としての在職年は轉任であつても、中學校同等以下の程度の學校の教育職員の在職年として勤續在職年に通算せられない。例へば、小學校訓導として五年在職したるものが、中學校教諭に轉じ任十年在職して、更に、高等女學校長に轉じ十年在職したときは二十年が、玆に謂ふ勤續在職年となるのみである。又、師範學校教諭又は訓導として十年在職した者が小學校長に轉任して五年在職し更に師範學校教諭に轉任し十年在職して退職した者は玆にいふ勤續在職年とはならない。何となれば、前の師範學校教諭又は訓導の在職年と後の師範學校教諭の在職年とは途中小學校長の在職年のため中斷されてゐるから前後を通算して二十年を勤續在職年とするわけにはいかない。

（註三）中學校同等以下の程度の學校とは勅令（恩給法施行令第三十五條）によつて定められてゐる。注意すべきことは高等師範學校の附屬中學校又は附屬高等女學校高等學校の豫科は、玆に謂ふ中學校又は同等以下の程度の學校の中に入らない。何となれば、これ等の學校は、師範教育令又は高等學校令に準據した學校で中學校令又は高等女學校令に依る學校でないからである。且つ、これ等の官立學校の職員は文官で、玆にいふ教育職員ではない。尙ほ、朝鮮の公立の高等普通學校女子高等普通學校は中學校同種の學校の中に含まれる。

中等學校と初等學校との間の轉住は玆に謂ふ勤續とはならない

中學校同等以下の程度の學校

（註四）【恩給法施行令第三十條】　恩給法第六十二條第五項ニ規定スル中學校ト同等以下ノ程度ノ學校トハ左ニ揭ク
ルモノヲ謂フ
一、師範學校
二、高等女學校
三、專門學校令ニ依ラサル實業學校（實業補習學校ヲ除ク）
四、中學校又ハ前二號ニ揭クル學校ニ準スヘキ學
五、實業補習學校教員養成所
六、朝鮮又ハ臺灣ニ於ケル中學校又ハ第一號乃至第三號若ハ第五號ニ揭クルモノニ準スヘキモノ
七、在外指定學校ニシテ中學校又ハ第一號乃至第三號ニ揭クル學校ニ準スヘキモノ

三、恩給法第六十條第三項の規定は教育職員にも準用せられるので、外國實勤續年數十七年以上に達するときは、其の實勤續在職年十七年以上一年を增す毎に三百分の一の外國在勤加給率が一般公務員と同樣にある。この外國在勤加給率は教育職員としては在外指定學校の職員として勤務する場合に起る問題である。但し、關東州・南洋群島は我が統治權の支配を受くる地域で、外國とはいはれないからこの地の指定學校に勤務しても外國在勤加給率はない。（註）

四、恩給法第六十條第四項の規定は教育職員にも準用されるので在職四十年以上の者に給する普通恩給は四十年の額とし、在職十七年に滿たないものに增加恩給と併給される場合の普通恩給額は、十七年の額、卽ち俸給額の百五十分の五十に相當する金額とする。

在外指定學校に十七年以上勤續する場合

四十年以上十七年未滿の在職者の普通恩給額

第二項　準教育職員の普通恩給額

準教育職員は、在職年のみを基礎としては普通恩給は給與されない。たゞ、公務上の傷病より不具癈疾となつて退職した場合に、增加恩給と併せて普通恩給が給與せられるときの普通恩給額は、在職年の長短に拘らず、十七年相當の金額、卽ち俸給額の百五十分の五十の金額とする。

準教育職員の普通恩給額

第三項　文官の普通恩給額

恩給法第六十條――文官の普通恩給額

一、官立學校の職員又は教育事務に從事する文官を退職した場合は、文官としての普通恩給を受け、決して教育職員としての普通恩給を受けるものでない。例へば、公立中學校長として十八年勤續した者が官立高等學校長に轉任し一年で退官したとすると、此の者に給する恩給は文官としての恩給である。從つて、普通恩給金額の計算は恩給法第六十條の

退職當時の公務員によつて恩給の種類は決定する

みによるもので、同法第六十二條第四項の中學校に勤續在職年十七年以上あるからといつて、再加給せらるべきものではない。この點は、從來の學校職員退隱料法では其の取扱を異にしてゐたやうである。其の事例としては、嘗ては公立學校職員たりし文部次官が、退官後文部省官吏は教育事務に從事する文官として、公立學校職員の在職年を通算されるの故を以つて、文部次官退職當時の俸給を以て給與率のよい公立學校職員退隱料を受けてゐたことがある。要するに、恩給の種類は退職當時の公務員の種類によつて定まる。

文官の普通恩給給與率

二、文官十七年の在職者に對しては俸給額の百五十分の五十、十七年以上の在職者に對しては十七年を超える一年に付百五十分の一を加へたる金額を以て普通恩給年額として、初等又は中學校職員の如く再加給率はない。（註）これを算式に表せば次の如くなる。

$$\text{俸給年額} \times \left(\frac{50}{150} + \frac{\text{在職年數}-17}{150}\right) = \text{普通恩給年額}$$

尙は、恩給法第六十條第三項によつて其の在職中に外國實勤續在職年十七年以上を含むときは一年に付三百分の一の再加給率がある。

改正法施行前の一時恩給

三、四十年以上の在職年は四十年に切止めること、增加恩給と併給せらる場合の十七年未滿の在職者に對しては、十七年の額とすることなどは教育職員の場合と變りない。

（註）官立學校職員（文官）として、初等・中等學校に十七年以上勤續する場合でも教育職員としての勤續でないから恩給法第六十二條第三、四項によつて計算されるべきでない。例へば、官立高等學校尋常科、高等師範學校の附屬中學校・高等女學校・小學校・幼稚園等の職員として勤續する場合の如きである。

第四項　一時恩給を受けた者の普通恩給額

恩給法第六十四條ノ二——一時恩給を受けた者の普通恩給
施行令第三十條ノ二——返還の時期並に手續

一、昭和八年の改正法施行前は一時恩給を受けた者が再就職して、前後の在職年を通算して、普通恩給を受ける場合でも一時恩給を受けたことは普通恩給には何等關係がなかつた。それで、極端の例をとれば、十四年十一ヶ月で退職して、十四年相當の一時恩給を受けた者が間もなく再就職し一ヶ月で退職しても、普通恩給は十五年引續いて在職し一時恩給を受けなかつた者と同樣に、退職當時の俸給を基礎として普通恩給は給與された。

二、改正法では一時恩給を受けた者が、一定の間內（註）に召集其の他の强制（軍人の場

合）によらずして再就職して、普通恩給を受けるようになつた場合は先きに受けた一時恩給の一部を將來の普通恩給額から控除する。

（註）一定の期間内とは、一時恩給の基礎となつた在職年數一年を二ヶ月に換算した月數内に再就職した場合をいふ。例へば、前在職年が四年八月で退職して四年の一時恩給を受けた者は、八ヶ月以内に再就職する場合である。そこで前在職を退職して一定期間經過後、前例に於て九ヶ月以上經過して再就職した者には本條の規定は適用されない。

一時恩給の控除

三、この場合普通恩給額から控除せられる金額は次の如くして算出する。（註）

控除額の算出方法

一、一時恩給の基礎となりたる在職年數一年を二ヶ月として換算した月數から

二、前の退職の月の翌月から再就職したる月まで（其の月を含む）の月數を控除し（差月數とする）

三、其の差月數即ち殘餘月數、を一時恩給の基礎となつた俸給月額二分の一に乘じたる金額の其の十五分の一を控除金額とする。

（註）右の控除金額算出の基礎は、㈠退職期間（失職中）一月につき一時恩給として受けたる金額の内俸給月額の二分の一を消費するものと看做して、㈡殘存一時恩給額を返還させるに當つて、㈢普通恩給の平均受給年數が十五年餘になるから其の十五年間に分割して、㈢其の十五分の一を普通恩給額から控除して、無利息を以て返還させようとするにある。

例へば、退職前の俸給月額百圓で、在職四年八ヶ月で退職して一時恩給を受けた者が、退職した月の翌月から起算して、六ヶ月目に再就職し在職十三年五ヶ月で退職したとすれば、この者の普通恩給額は次の如くして計算する。

一、この者が一時恩給を受けてゐないと假定しての俸給額二千五百四十圓とを基礎として、普通恩給額は八百六十三圓六十錢となる。

二、この者が一時恩給四百圓を受けた故を以て、普通恩給から控除額は、一時恩給の基礎在職年四年の換算月數八ヶ月から退職期間の月數六ヶ月を引くと二ヶ月、一時恩給の基礎となりたる俸給月額百圓の二分の一、五十圓を二倍すると、百圓、百圓の十五分の一は六圓六十七錢が控除額となる。そこで普通恩給額八百六十三圓六十錢から六圓六十七錢を控除すると八百五十六圓九十三錢となる。恩給法第四條の規定によつて、圓未滿は切上げて八百五十七圓がこの者の普通恩給額となる。

控除額による普通恩給を受ける者の扶助料

四、一時恩給を受けたがため控除された普通恩給を受ける者は、死亡後に於て、遺族扶助料となる場合にも、この控除された普通恩給額が基礎となつて、扶助料額は算定せられることにも注意せねばならぬ。

一時恩給の返還

五、上述の如く、一時恩給を受けたがため終身の間普通恩給額及び扶助料額から一定金が控除せられることが不利益（註）と思ふ者は一時恩給を一定の期間内、即ち再就職の月の翌月から一年内に一時に又は分割して返還すれば、普通恩給から控除せられなくてもよい

二十二頁を參照せよ

規定がある。一時恩給の返還金額は前例の差月數一ヶ月に對して、一時恩給の基礎となつた俸給月額の二分の一に相當する金額である。尙ほ返還は一時恩給を給與したる主體（國庫又は府縣其の他地方經濟）にするのである。

（註）一般の場合大抵の者は普通恩給額から控除を受けた方が利益である。（施行令第三十條ノ二參照）

六、改正法の規定は、改定法施行後に退職して一時恩給を受けたる者について適用せられる。改正法施行前に一時恩給を受けた者には適用はない。

第三款　增加恩給金額の算定

恩給法第六十五條――增加恩給算定方法
施行令第二十三條――準戰鬪の傷病
施行令第二十四條――不具癈疾の程度
施行令第二十七條――教育職員の階等

第一項　增加恩給額表

一、公務員及び準公務員の增加恩給金額は、當該公務員又は準公務員の退職當時の階等、傷病の原因、不具癈疾の程度の三つによつて定められたる恩給法別表第二號表による。

二、恩給法別表第二號表は次の如くである。

階等	傷病原因	症狀等差	親任	奏任	判任	判任	判任
			勅任	三等乃至五等	六等乃至九等	一等	二等三等	四等
			奏任待遇			判任待遇		
			將官	佐官	尉官	准士官	下士官	兵
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓
		第一項	二四〇〇	一八〇〇	一二〇〇	一〇八〇	九九〇	九〇〇
		第二項	二〇〇〇	一五〇〇	一〇〇〇	九〇〇	八二五	七五〇
		第三項	一六〇〇	一〇〇〇	八〇〇	七二〇	六六〇	六〇〇
		第四項	一二八〇	九六〇	六四〇	五六七	五二八	四八〇
		第五項	一〇〇〇	七五〇	五〇〇	四五〇	四一三	三七五
		第六項	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇
乙號	普通公務	特別項	圓	圓	圓	圓	圓	圓
		第一項	一九二〇	一四四〇	九六〇	八六四	七九二	七二〇
		第二項	一六〇〇	一二〇〇	八〇〇	七二〇	六六〇	六〇〇
		第三項	一二八〇	九六〇	六四〇	五七六	五二八	四八〇
		第四項	一〇二四	七六八	五一二	四六一	四二三	三八四
		第五項	八〇〇	六〇〇	四〇〇	三六〇	三三〇	三〇〇
		第六項	六四〇	四八〇	三二〇	二八八	二六四	二四〇

（備考）特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以內ヲ加ヘタルモノトス

第二項　退職當時の階等

施行令第二十五條――第二十九條

教育職員で官吏たるも者の階等

高等官の官等

判任官の等級

一、高等官の官等は、一等から九等までに分れ、親任、高等官一・二等を勅任官とし、三等以下を奏任とする。（高等官官等俸給令）高等官の官等は辭令書其の他に明記されるので別に疑問も起らない。尙又高等官の俸給は、親任、勅任文官は概ね各官職によつて一定し、奏任文官の俸給は一級俸から十二級俸までである。大體、官等と俸給とは平行するのが普通であるが、固より二つは別個の觀念である。從つて、高等官四等で七級俸を受ける者もあれば、高等官五等で六級俸を受ける者もあり得る。

判任官の等級は、常に俸給（本俸）（註）によつて次の如く定まる。（文武判任官等級令）そこで、判任官の等級は別に辭令書には明記せられない。年功により加給を受けてゐても其れがため等級は昇らない。

一等
- 特別俸
- 一級俸
- 二級俸
- 三級俸

二等
- 四級俸
- 五級俸
- 月俸九十五圓以下八十五圓以上

兼職の官等等級

教育職員で待遇官吏たる者の階等

公立學校職員の階等

三等
- 六級俸
- 七級俸
- 八級俸
- 月俸八十五圓未滿五十五圓以上

四等
- 九級俸
- 十級俸
- 十一級俸
- 月俸五十五圓未滿

二、增加恩給算定の場合に於ける公務員の階等は、上述の如き高等官にあつては官等により（俸給には關係がない）、判任官にあつては等級による。（註）尙ほ、兼職の官等又は等級はこの階等には關係しない。例へば、鐵道省書記（判任官）で內務省事務官（高等官）を兼任する者であつても增加恩給の階等は判任官による。

（註）教育職員で官吏たる者は道府縣立師範學校長、朝鮮の公立中等學校及初等學校（保姆を除く）の職員、臺灣の初等學校（准訓導保姆を除く）の職員、樺太の公立高等女學校の職員である。

三、教育職員で待遇官吏たる者は、其の待遇官等又は待遇等級による。公立の各種學校の職員の待遇官等等級は、公立學校職員待遇官等等級令・市町村立小學校長及教員名稱及待遇ニ關スル件、市町立幼稚園長及保姆待遇ニ關スル件、在外指定學校職員名稱待遇及任用解職ニ關スル件によつて定まる。

一、公立の大學・專門學校・高等學校・中等學校の職員で奏任官の待遇を受くる者の官等は別表第一表によつて辭令書（官記）に明記され、判任官の待遇を受くる者の等級は辭

令書には明記されないが俸給によつて定まる。（註）

（註）公立學校職員待遇官等級令（大正六年勅令第七號、昭和六年八月改正）

第一條　公立學校職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ官等ハ別表第一表ニ依ル

第二條　公立ノ中學校、高等女學校（高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク）及實業學校ノ學校長竝公立高等女學校高等科教授ニシテ高等官四等ノ待遇ヲ受ケ在職三年以上ニ至リ功績アル者ハ特ニ高等官三等ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ實科高等女學校、女子實業學校、實業補習學校、ニ盲學校及聾唖學校ニ付テハ文部大臣ノ指定シタルモノニ限ル

第三條　高等官官俸給令第二條、第三條第二項及第五條第一項ノ規定ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ノ任免及叙等ニ之ヲ準用ス

公立大學ノ幹事及學生監ノ叙等ニハ前項ノ外高等官俸給令第四條ノ規定ヲ準用ス

高等官三等ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ハ在職二年ヲ超ユルニ非サレハ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得ス

前三條ノ規定ノ適用ニ付テハ高等文官ノ在職年數ハ之ヲ同官待遇ヲ受クル公立學校職員ノ在職年ト看做ス

第四條　公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ等級ハ別表第二表ニ依ル

職員制上他ノ職ニ在ル者ヲ以テ叙ネシムル職ノ等級ハ本職ノ等級ニ依ル

第五條　公立學校職員ニシテ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ進退ハ地方長官之ヲ專行ス

第六條　公立學校職員ニシテ勅任官、奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ席次ハ同官等又ハ同等級内ニ於テハ文武官吏ノ次席ニ依ル

第七條　公式令第十四條第三項第四項及第十五條第三項・第四項ノ規定ハ勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ノ官記及免官ノ辭令書ニ之ヲ準用ス

第八條　本令ニ於テ實業學校ト稱スルハ實業專門學校以外ノ實業學校ヲ謂フ

附　則

本令ハ大正六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ奏任官又ハ判任官ノ待遇ヲ受クル公立學校職員ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セサルモノハ現ニ配當セラレタル官等等級ノ待遇ヲ受クルモノトス

附　則（大正九年勅令第三百二十五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ公立學校職員タル者ハ本令ノ規定ニ拘ラス仍從前ノ等級ヲ保有ス

第一表（公立學校職員待遇官等等級令別表）

	勅任官待遇	高等官三等待遇	高等官四等待遇	高等官五等待遇	高等官六等待遇	高等官七等待遇	高等官八等待遇
大學	大學總長						
	大學長						
	教授	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	助教授	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	學生主事	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	藥局長	同上	同上	同上	同上	同上	同上
大學豫科	教授	同上	同上	同上	同上	同上	
專門學校	學校長	同上	同上	同上	同上	同上	
實業專門學校	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
高等學校	生徒主事	同上	同上	同上	同上	同上	

高等科ヲ置ク高等女學校		學校長	同上	同上	同上	同上	同上
			教授	同上	同上	同上	同上
				教諭	同上	同上	同上
師範學校			教諭	同上	同上	同上	同上
高等學校尋常科 高等學校豫科				教諭	同上	同上	同上
中學校 高等女學校（高等科ヲ置ク高等女學校ヲ除ク）			學校長	同上	同上	同上	同上
實業學校 盲學校 聾唖學校				教諭	同上	同上	同上

第二表（公立學校職員待遇官等等級令別表）

判任官一等待遇	判任官二等待遇	判任官三等待遇	判任官四等待遇
月俸百圓以上	月俸七十圓以上百圓未滿	月俸五十圓以上七十圓未滿	月俸五十圓未滿

市町村立小學校教員の階等

二、市町村立小學校長及び教員は判任官の待遇を受ける。（註）而して、判任何等の待遇を受くる者であるか、公立學校職員で判任官の待遇を受くる者の如く別段に相當等級の定めがない。

本法では等級の定めのない者は其の最下位の等級に依ることになつてゐる。（恩給法施行令第二十七條）そこで、市町村立小學校教員は俸給の高低に係らず判任四等となる。今日では巡査にも相當等級の定めがあるので、相當等級の定めがない小學校教員は巡査以下の等級にならねばならぬ矛盾が起る。そこで或る者は市町村立小學校教員も公立學校職員待遇官等等級令の適用を受け俸給に依り相當等級が定まると說くのである。（註）

奏任待遇の小學校長の階等

小學校長で奏任官の待遇を受くる者があるが、これは奏任官の階等に依らずして、訓導としての等級卽ち判任官四等の階等になる。蓋し、奏任官の待遇は校長たる資格に於て受くる者で校長は兼職にして本職は訓導であるが故に、本職たる訓導（正教員）としての待遇により兼職の官等等級よによるべきではない。（小學校令第四十三條參照）

（註）立法上の問題として注意すべきことは、準敎育職員は官吏の待遇を受けないものであるが、增加恩給給與の場合の階等に付ては、特に、公立學校職員待遇官等等級令別表第二表の例によつて、俸給によつて其の階等を定めることになつてゐる。（施行令第二十七條第二項）然るときは五十圓の俸給を受くる准訓導は、判任官三等の階等に依るものであるのに月俸百圓を受くる訓導は判任官四等の階等によらねばならぬやうな矛盾がある。又、奏任の待遇を受くる市町村立小學校長の階等を判任官四等とするは實際に卽しない。

市町村立小學校長及教員名稱及待遇

（註）**市町村立小學校長及敎員名稱及待遇ニ關スル件**（明治二四年勅令二一八號 昭和七年五月改正）

市町村立小學校長敎員名稱及待遇

第一條　市町村立小學校長及敎員ノ名稱左ノ如シ

第二章　公務員　第八節　恩給金額算定の方法

一、小學校長

二、訓　導　小學校ノ正教員タル者ノ名稱トス

三、准訓導　小學校ノ准教員タル者ノ名稱トス

第二條　市町村立小學校及正教員ハ判任官ノ待遇トス但シ小學校長ニシテ效績アル者ハ特ニ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

第三條　前條ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル小學校長ノ待遇相當官等ハ高等官五等以下トス

在外指定學校職員の階等

三、在外指定學校職員には奏任の待遇を受けるものと、判任の待遇を受けるものとがある。其の相當官等等級は、公立學校職員待遇官等等級令が準用せられるから該勅令の別表第一、二表によつて定まる。（註）

在外指定學校職員の名稱待遇及任用解職に關する件（明治三十八年勅令第二三〇號　昭和七年二月改正）

（註）**在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件**

第一條　在外指定學校中小學校ノ學科ヲ授クル學校又ハ之ニ準スヘキ學校ニハ左ノ職員ヲ置ク

學校長、訓導、准訓導

前項以外ノ在外指定學校ニハ左ノ職員ヲ置ク

學校長、教諭、助教諭、舍監、書記

在外指定學校ニ於テ必要アルトキハ職員トシテ前二項ニ揭ケタルモノ以外ノ教員ヲ置クコトヲ得

第二條　前條第一項ノ學校ノ學校長及訓導ハ判任文官ト同一ノ待遇トス但シ學校長ニシテ效績アル者ハ特ニ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケシムルコトヲ得

第二條ノ二　第一條第二項ノ學校中學校、高等女學校若ハ實業學校又ハ實業補習學校ノ學科ヲ授クル學校ヲ除ク）又ハ之ト同等以上ノ學校ノ學校長ハ奏任文官ト同一ノ待遇トス

第二條ノ三　第一條第二項ノ學校ノ教諭ニシテ奏任文官ト同一ノ待遇ト爲スコトヲ得ル者ノ員數ハ學級數五學級以下ノ學校ニ在リテハ二人ヲ超ユルコトヲ得ス學校長ヨリ兼任スル教諭ハ前項ノ定員ノ外トス

第三條　奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ハ外務大臣及文部大臣之ヲ奏薦シ內閣總理大臣之ヲ宣行シ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ハ所官領事官之ヲ專行ス

第四條　大正六年勅令第七號ハ文官ト同一ノ待遇ヲ受クル在外指定學校職員ニ關シ之ヲ準用ス

第五條　本令ニ規定スルモノノ外在外指定學校職員ノ懲戒其ノ他進退ニ關スル規程ハ外務大臣及文部大臣之ヲ定ム但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受ケタル職員ノ懲戒ニハ文官懲戒令中高等官ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條　本令中外務大臣、文部大臣及領事館ノ管掌ニ屬スル事項ハ關東州及滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ關東長官之ヲ行フ但シ奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル職員ノ任免ノ奏薦ハ拓務大臣ニ由ルヘシ

大正六年勅令第七號は公立學校職員待遇官等級令である

市町村立幼稚園保姆の階等

四、市町村立幼稚園長及保姆は判任文官と同一の待遇を受けるが、判任官何等の待遇をするかの定めがない。從つて、小學校教員の場合と同様に判任官四等の待遇とするより外仕方がない。（註）

第二章　公務員　第八節　恩給金額算定の方法

市町村立幼稚園長及保姆待遇に關する件

（註）**市町村立幼稚園長及保姆待遇ニ關スル件**（大正一五年勅令第七五號）

市町立幼稚園長及保姆ハ判任官ト同一ノ待遇ヲ受ク

五、準教育職員の階等は、公立學校職員待遇官等等級令別表第二表の例に依つて俸給によつて階等を定める。（恩給法施行令第二十七條）

傷病原因

第三項　傷病の原因

傷病の原因は(甲)戰鬪又は戰鬪に準すべき公務(乙)普通公務との二つに分れる。この區別は恩給法施行令第二十三條に規定する。

不具癈疾の程度

第四項　不具癈疾の程度

不具癈疾の程度に付ては、恩給法施行令第二十四條に規定せられ、特別項症より第六項症の七項症に分れる。

（設例）以上述べた所によつて、增加恩給額算定の實例に付て說明すると、公立中學校教諭（奏任六等待遇）が理化學實驗に際して兩耳を聾にし、これがため其の職務に堪へずして、退職したときの增加恩給年額は、恩給法施行令第二十三條の規定によつて傷病原因は普通公務に因る場合、不具癈の程度は恩給法施行令第二十四條の規定によつて第二項症、階等は恩給法施行令第二十七條の規定によつて奏任待遇六等として、算定するときは八百圓となる。

一時恩給金額の算定

第四款　一時恩給金額の算定

恩給法第六十九條――一時恩給算定の方法

一般公務員の一時恩給金額の計算は、退職前の俸給月額に在職年數を乘じたらよい。例へば、退職前の俸給月額百圓（準本俸も加算する）、在職年數十年（月數は切捨）であつたら一千圓が一時恩給額となる。これを算式に表せば次の如くなる。（註）

算式

俸給月額×在職年數＝一時恩給額

退職前の俸給月額については、俸給の意義（一七二頁以下）**其の他本節第一款通則**（二五七頁以下）**に注意すべき事項を擧げてある。**

（註）從來は一時恩給及び一時扶助料は一年以上の在職者に給與せられたが、昭和八年の改正法では三年以上の在職でなければ給與しないことにした。しかし三年在職の者に從來の在職一年分を給與するといふのではなく、三年以上の在職者に對しては退職前の俸給月額に在職年を乘じたものを給與するのであるから、一時恩給の規定には變りはない。

第五款　傷病年金額の算定

恩給法第六十五條ノ二——傷病年金額の算定
施行令第二十四條ノ二——傷病の程度

傷病年金額

恩給法別表第三號表

一、公務員及び準公務員の傷病年金の金額は、増加恩給に於けるが如く、公務員又は準公務員の退職當時の階等、傷病の原因、傷病の程度によつて定められた恩給法別表第三號表に依つて定められる。それで増加恩給金額算定に準じたらよい。

二、傷病原因の區別は増加恩給の場合と全く同一である。傷病の程度は増加恩給に於ける不具廢疾の程度に相當するもので、症狀等差は第一款症より第四款症に分れてゐる。ただ公務員の階等に付ては増加恩給に於けるが如く高等官を細別せず、かつ、高等官及び同待遇者に給すべき傷病年金の金額を一樣に判任一等の者に給すべき金額の一割増としてゐる。これは、傷病年金が下級官吏の如き身體的勞作を主とするものは比較的低度の身體的障害でも勤務が不能になるので給與せられるが、高等官級にあつては、傷病年金の給與せられる位の輕い傷病では、其の儘在職し得ることが多いので、増加恩給に於けるが如く嚴格に各階等に應ずる金額を定め置くの要がないからである。

第三章　遺族

第一節　遺族の意義

恩給法第七十二條——遺族の意義
恩給法第七十四條——遺族（夫・子）の特別要件

第一款　遺族の範圍

扶助料給與の理由

一、公務員をして退職後の生活を憂ることなく全力を擧げて其の職を執らせようとするには、公務員自身の生存中の生活を保障することは、固より公務員の死後に於ても、遺族の生活が保障されてゐることの確信を持たせねばならぬ。この意味に於て給與せられる恩給が扶助料である。遺族は公務員によつて生活資料を得てゐることが普通であるが、遺族の中には何等生活上の扶助を要しない者もある。これ等も一樣に扶助料を給與することは、却つて徒食の徒を作ることになつて給與の目的に反する。そこで、扶助料は扶助を必要とする特種の遺族に對してのみ給與すれば足る。遺族の範圍が限定される所以は玆にあ

る。

遺族の範圍（遺族たる要件(一)）

二、本法にいふ遺族はまづこれを次の範圍のものに限定してゐる。（註）

一、祖父・祖母・父・母・夫・妻・子・及兄弟姉妹ナルコト

二、死亡當時之ト同一戸籍内ニ在ルモノナルコト

（註）是等の者に付ても恩給法第七十四條第七十六條の規定によつて、尚ほ一層の制限（特別要件）が加へられるから上述の遺族は、必ずしも扶助料を受くる資格を有する者でないことに注意せねばならぬ。

祖父母父母子等の意義

三、祖父母・父母・子及兄弟姉妹は血統の連絡のあるもので、祖父母は父母の父母で、父母は自己の因つて生ずる基で、子は自己から出たもので、兄弟姉妹は同一父母を有するものであるから、遺族は自己と血族關係にある。併し血族關係はないが、法律によつて血族關係のあるものと擬制せられてゐる所謂準血族がある。準血族は言葉の示す如く、血族に準せられるもので、法律上血族として取扱はれる。例へば、血統の連絡のある實の親子に對し（血族）、養父母と養子、又は繼父母と繼子、若くは嫡母と庶子（準血族）も等しく親子である。

祖父母父母の身分

本法では單に父又は母といふから當然これ等のものを包含する。そこで一人の公務員で

二種の父母を持つことがある。例へば、養子緣組によつて養子の身分を取得したものは養父母と實父母が存在することになる。又、子といふ場合は其の子の身分が嫡出子でも庶子でも私生子でも本法の子となる。

子の身分

上述の如く、一人の公務員に養父母と實父母とがあるとき、又は嫡出子と庶子若くは私生子とがあるときは、いづれを先にすべきか、是等の者の間の順位を定める必要が起る。このことに付ては「次節遺族の順位」で説明しよう。

夫妻の身分

夫又は妻とは、法律上の用語としては婚姻中の男女をいふ。其の婚姻は我が國では屆出主義によるから、事實上の夫婦關係があつても婚姻の屆出がないときは、其の男女は夫又は妻といふことは出來ない。內緣の夫婦は茲に謂ふ夫妻ではない。併し公務員死亡までに婚姻屆出さへすれば、妻たり又は夫たるの身分を取得するから、本法の遺族となつて扶助料權利者となることが出來る。（註）

從前の妻

（註）大正十二年の現行恩給法施行前は公務員の在職中又は現役中（兵籍簿に記載せられた者に限る）からの妻でなくてはならなかつた。

要するに、公務員死亡後は其の者の妻たり、又は夫たる身分を取得することが絶對に出

来ないが、死亡前であれば、何時でもよいから公務員・準公務員の退職後死亡間際に扶助料を得んがため妻を娶つても、其の妻は扶助料を受くることが出來る。

【例規】婚姻ノ效力ハ寄留地ノ戸籍役場ニ於テ婚姻届ヲ受理シタルトキ發生スルモノト解スルヲ以テ設例ノ場合ニハ公務員ノ妻ニ扶助料ヲ給ス

普通恩給受給者甲ハ大正十四年五月一日乙ト婚姻シ其ノ旨寄留地村長ニ届出ノ處寄留地村長ハ本籍地村長ヘ右關係書類發送シタルニ其ノ書類ハ郵送途中紛失シタルモノナルカ未着ノ爲本籍地ニ於テ入籍ノ運ヒニ至ラサル内甲ハ同年同月二十一日死亡シタルニ因リ本籍地村長ハ入籍不能ナリトノ解釋ヲ採リ受理セサルヲ以テ寄留地村長ハ司法省民事局長ニ禀伺ノ結果入籍可能ナリトノ決定ヲ受ケ之等書類往復ノ爲メ死亡後數ヶ月ヲ經テ十月二十七日入籍ノ手續ヲ了シタルモノナリ

三、同一戸籍内にあるときとは、同一の戸主(家長)によつて統督された同一家族であることをいふ。各人の身分關係を明かにするため戸籍の制度が設けられてゐる。戸籍は戸主を本として之に屬する家族を一戸即ち一家として記載されてゐる。この一戸内に記載されたる者を同一戸籍内にあるものといふ。そこで(一)に述べた遺族であつて、尚ほ公務員又は準公務員死亡當時この者と同一戸籍内にあつたが、公務員(準公務員)死亡當時は婚姻・養子縁組・分家其他の理由によつて其の者が除籍又は離籍されて同一戸籍内になかつたならば、公務員(準公務員)の死亡後復籍しても扶助料權利者となることは出來ない。併し一旦除籍又は離籍された遺族が、公務員死亡當時は再び同一戸籍内に復籍してゐた時は、扶助料を受ける遺族たるに差支へない。

同一戸籍内の意義

元同一戸籍内にあつたものが復籍した場合

一、養子は養子縁組によつて實家の戸籍より除籍されて、養父母と同一戸籍内にあることゝなる。これで、公務員たる養家に入籍してゐる場合は養父母に次いで權利者となる。尤も、實父母が何かの理由で養父母のみが權利者となることがある。

二、公務員たる父の家族であつた子の一人が、養子として他家に入り、父死亡後離縁によつて復籍しても、他の未成年の子(兄弟姉妹)と同じやうに扶助料を受くる資格を有しない。併し、復籍が死亡前であつたら他の子と同じやうに取扱はれる。死亡前の復籍でも其の子(例へば未成年の女子)が婚姻によつて他家に入り後に離婚によつて復籍した場合は、本法第七十六條(二九五頁參照)により婚姻したといふ理由によつて、扶助料を受くる資格を失ふ。

三、胎兒は出生によつて始めて人となるが、出生前即ち胎兒たるときは原則として權利能力の主體(權利の享有)となることは出來ない。然るに、法律は胎兒の利益を保護するため或る種の權利に付ては、胎兒と雖も之を生れたる者と看做して權利を享有させることがある。(註)

胎兒の例外規定

(註)　胎兒は損害賠償の請求權又は家督相續若くは遺產相續に付ては既に生れたるものと看做す(民法七二一・九六八・九九三條)

第七十二條第二項の例外規定

併し、本法第七十二條第二項の規定は斯る權利の享有時期に對する胎兒の例外を規定したのではない。(一般法律上の原則として胎兒は出生したるとき始めて扶助料權利者となることが出來るのであつて、胎兒のときから權利を享

有するものではない）たゞ同一戸籍内にあることを要する遺族たる要件に對する例外規定として、公務員準公務員死亡當時は未だこの者と同一戸籍内にないが、之を同一戸籍内に在つた者と看做すまでゝある。例へば、公務員の妻、夫死亡後五月を經過して分娩したと假定すると、其の子は夫死亡當時は同一戸籍内に無かつたが、之をあつた者と看做して、妻死亡後、扶助料權利者となることが出來る。

四、公務員たる者の内緣の妻の胎兒を認知して公務員が死亡したときは、この公務員に妻（法律上の妻）又は他に未成年の子のないときは、公務員の父又は母が扶助料を受け、この場合出生前の胎兒が扶助料權利者となることは出來ない。只胎兒が出生したとき始めて公務員の子（庶子）として扶助料を受くる資格を有する者で、公務員の父又は母が失權したときより始めて扶助料を受くることが出來るやうになる。

第二款　遺族の特別要件

遺族たるの要件（二）

一、本法にいふ遺族とは前述した範圍の遺族でなければならぬが、其の範圍の遺族でも、特に未成年の子・夫・成年の子・養子は次の要件を充たすものでなければならぬ。換言すれば、本法の遺族には其の範圍に付ての一般的制限と、子・夫に對する特別制限との二重の制限がある。

一、未成年ノ子ハ未ダ婚姻セザルトキ

二、夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキ

未成年の子は婚姻しない者に限る

成年の子又は夫は不具癈疾で且扶養者のない者に限る

三、養子ハ公務員・準公務員ノ家督相續人タルトキ

二、未成年の子は、まだ婚姻しないときに限り扶助料を受けることが出來る。そこで、一旦婚姻したときは、假令其後の離婚によつて現在では婚姻中でなくても扶助料を受ける資格を失ふ。これは、未成年の子（男女とも）でも婚姻するだけの能力と資力を有する者に對しては、最早、國家が養扶するの必要がないからである。「婚姻ハ成年トナス」といつて婚姻することによつて、民法上未成年者が成年者となる規定を設けられた國すらある。

三、心身共に一定の發育を遂げた成年は、自己自からの技能によつて、生活資料を得ることが出來るから國家がこれを扶養することは、却つて、徒食遊惰の徒を作ることになる。そこで、成年の子又は夫には扶助料を受くる資格を與へない。たゞ、例外として不具癈疾で自活の途なく、且つ、他にも扶養する者のない場合に限つて扶助料を給與せられる。茲に謂ふ不具癈疾の程度・扶養者の有無は法律上の觀念でなく事實上の問題として、たとへ、法律上の養扶義務者があつたにしても事實上扶養を受けてゐないときは扶養者がないものとし、法律上の扶養義務者でなないにしても事實上扶養する者があるときは、扶養者があるものと見られる。

養子は家督相續人たる地位にある者に限る

四、養子は實子と異つて、公務員又は準公務員が戸主であるときは家督相續人たる養子に限る。公務員又は準公務員が戸主でないとき、即ち、公務員又は準公務員が家族である場合には、これを戸主と見れば家督相續人たるべき地位にある養子に限る。即ち、養子が次女であるとすると、長女が生存せる場合には家督相續人でないから其の養子には扶助料を給せない。蓋し養子も養子緣組によつて嫡出子たる身分を取得して實子の嫡出子と何等區別する必要はないやうなものであるが、併し、公務員又は準公務員が永く扶助料を得るために、多數の養子をしたときはこれ等の養子は逐次に扶助料を受けることゝなつて、國家は其の負擔に堪へないことになるのでこの制限的規定が置かれたのである。

（註）臺灣本島人の如く家督相續の規定のない者には家督相續人に準ずべき者を謂ふのである。

民法第八百三十九條　法定推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ヲ養子トナスコトヲ得ス但女婿トナス爲メニスル場合ハ此限リニ非ス

第二節　扶助料を受くる遺族の順位

恩給法第七十三條――遺族の順位

一、扶助料は一時に一人に限り給與されるから、第一節に述べた如き要件を具備した遺族が數人あるときは、これが順位を定める必要が起る。其の順位は次のやうに規定されてゐる。

次順位者が權利者となる場合

第一位　妻

第二位　未成年の子　未成年の子數人あるときは家督相續の順位による（民法九七〇條）即ち、一、嫡出子男二、庶子男　三、嫡出子の女　四、庶子の女　五、私生子の男　六、私生子の女　同順位者間にあつては未成年者としての年長者を先にする、そこで庶子たる男子は嫡出子の女子より先きに扶助料を受ける

第三位　夫

第四位　父　母　養父母を先にする

第五位　成年の子

第六位　祖父母　養祖父母を先にする

二、右の順位によつて先順位の者が其の權利又は資格を失つたときは、次順位者が逐次に權利者となる。例へば、妻が死亡又は婚姻等によつて其の權利を失つたときは、未成年の子が權利者となつて爾後扶助料の給與を受ける。然るに、未成年の子が滿二十年即ち成年に達したときは、次順位者の養父母となる。尤も、未成年の子數人あるときは、全部の

未成年の子が數人ある場合、家督相續の順位によるとは其の死亡したる公務員を戸主と見て其の戸主の相續についての順位である。（民法第九百七十條參照）又、養子は、嫡子たる身分を有するものであるが實子の場合と違つて、一定の制限が加へられてゐることは既に第二節に述べた通りである。

先順位者が後になつて生じたとき

三、先順位者となるべき者が、後になつて生じたときは、後順位者が第八十條の各號の一に該當したため、扶助料を受くる權利を失つた後に始めて權利者となるのであつて、先順位者が生じたことによつて後順位者が失權することはない。例へば、公務員と妻との間に二人の女子があつて公務員死亡當時妻が男子を懷妊してゐると假定すると、扶助料は長女が之を受け、嫡子たる男子（嫡出子の長女より先順位者）が生れても之がため長女は扶助料を受くる權利を失はない。長女は滿二十年に達したとき又は婚姻したとき、若くは其の家を去つたとき始めて其の權利を失ふ。長女が失權したときより先順位たる嫡出子の男子が、茲に始めて扶助料權利者となる。

公務員準公務員の死亡後發生した事由

失格原因其の一

失格の意義

第三節　扶助料を受くるの資格を失ふ場合

恩給法第七十六條――扶助料の失格

一、扶助料を受ける資格を失ふ場合とは、現在は扶助料を受けてゐないが將來、之を受けることの出來得る者が、或る事由の發生したため之を受けることの出來なくなることをいふ。法律上の言葉でいつたら扶助料の失格をいひ其の事由を失格原因といふ。そこで、現に扶助料を受けてゐる者が或る事由の發生したため爾後これを受けることが出來なくなるとき、再言すれば扶助料を受ける權利を失ふ場合は扶助料權の消滅又は扶助料權の失權であつて、茲に謂ふ失格とは異なる。

二、遺族は如何なるとき將來扶助料を受くべき利益（期待權）を失ふかといふに、公務員又は準公務員の死亡後に次のやうな事由のあつた遺族は扶助料を受ける資格を失ふ。

一、子が婚姻したとき

恩給法第七十六條の規定によつて未成年の子に限らず、成年の子でも婚姻することによつて扶助料を受ける資格を失ふ。成年の子は原則として扶助料權利者となれないそこで

婚姻の意義

この場合成年の子とは不具廢疾で自活の途なく且扶養者のない成年の子である。茲に注意すべきは婚姻といふことで、この語は法律上二樣の意味に用ひられてゐる。其の一は夫婦關係を作ることを目的とする法律行爲を指して婚姻といひ、他は夫婦關係そのものを婚姻といふ。本法に用ひられた婚姻は、第一の意味に解することが適當であらう。そこで「婚姻シタトキ」とは一度夫婦關係を作つた(婚姻した)以上は、其の後離婚、死亡等によつて現在は夫婦關係がなくても、換言すれば、婚姻中でなくても「婚姻シタトキ」に含まれて失格者となるものと解すべきである。

失格原因
其の二
子の去家

二、子が家を去つたとき

去家とは其の屬してゐた家の家族たる身分を喪失することである。例へば、子が公務員たりし父が戸主であるときは子が他家相續・婚姻其の他の事由で父(戸主)の家族たる身分を失ふことで、又父が家族である場合は父と同一家族でなくなることである。

【例規】亡公務員ノ子カ戸内緣組ニ因リ戸主又ハ家族ノ養子トナリタル場合ト雖モ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フコトナシ

【例規】本條(恩給法第八十條)第一號ニ「遺族タル子」トハ公務員タリシ者ノ子ヲ謂フ從テ公務員タリシ者ノ死亡後入籍シタル公務員ノ妻ノ婿養子ハ遺族タル子ト謂フヲ得ス從テ右養子ノ分家ニ伴ヒ妻カ其ノ家ニ入ルトキハ扶助料ヲ失フ

子の去家の例外

併し、去家については例外規定があつて、次の如き事由によつて其の家を去つた場合はこれがため扶助料を受くるの資格を失はない。

1. 公務員(準公務員)たる父の屬する家から子が分家したとき
2. 公務員(準公務員)の妻若しくは子が其の公務員(準公務員)の屬する家から分家するものに從つて其の分家に入つたとき

失格原因
其の三
夫の婚姻及去家

三、夫が婚姻したとき、又は其の家を去つたとき

公務員(準公務員)が女子である場合に、夫であつて扶助料を受くる資格を有する者とは、不具廢疾で自ら生活資料を得る途なく、且つ之を扶養する者のない者である。かゝる夫でも他の女と婚姻したとき、又は妻の屬して居た家を去つたときは扶助料を受くる資格を失ふ。

失格原因
其の四
父母祖父母の去家

四、父母、祖父母が其の家を去つたとき

公務員の父母又は祖父母が、公務員の屬してゐた家を去つたときは扶助料を受くる資格を失ふ。併し、父母又は祖父母は婚姻によつては其の資格を失はない。例へば、公務員の母が後夫を迎へたときの如きである。

第四節　扶助料を受くる權利を失ふ場合

恩給法第八十條――扶助料の失權

一般恩給權の消滅

一、すべて恩給を受くる權利を有する者は、恩給法第九條の規定する事由の發生したときは、其の權利を失ふものであることは既に述べたところである。（九二頁參照）そこで、扶助料も一つの恩給であるから扶助料を受ける者が、**死亡・死刑又は無期若くは二年以上の處刑・國籍を喪失したとき**は當然其の權利を失ふ。

扶助料の失格と失權との別

然るに、扶助料については、特にこれ以外の事由によつても其の權利を失ふ場合がある。恩給法第八十條の規定がこれである。されば扶助料を受くる權利は、恩給法第九條と同法第八十條との二條に揭げられた事由の發生したとき消滅する。（註）

（註）前節の扶助料を受くる資格を失ふ場合と異なる點は、一は將來權利者となることが出來ない場合で（失格）、他は現在自己が權利者として扶助料の給與を受けつゝある者又は受くべき者が爾後其の權利を失つて給與を受けることの出來なくなる場合である。（失權）

扶助料失權の場合去家したとき

二、恩給法第八十條の規定によつて扶助料を受くる權利を失ふ場合は次の如くである。

一、其の家を去つたとき

遺族が公務員（準公務員）の屬したる家を去つたときは、本法にいふ遺族たる身分を失ふから、爾後扶助料を受くることは出來ない。例へば、現に扶助料を受けつゝある未成年の子が養子となつて他家に入つたとき、又は妻が夫の死後再婚して他家に入つたときの如きである。

去家の例外規定

遺族たる妻又は子の去家に付ては、法律は世間多くありがちな夫の死後舅姑の冷遇に堪へ兼ねて遺兒を抱へて其の家を出ねばならない破境のあることを豫想して、例外規定を設け、次の如き場合には去家しても依然扶助料を受くる權利を失はないものとした。

1、妻が夫（公務員又は準公務員）の屬してゐた家から分家したとき又は夫の遺子たる子で分家するものについて其の分家に入つたとき　（二九六頁例規參照）

2、子が父（公務員準公務員）の屬してゐた家から分家したとき、又は母（公務員準公務員の子）の分家するものについて其の分家に入つたとき

婚姻したとき

二、妻・子・夫が婚姻したとき

この場合は其の家を去らなくても婚姻しただけで其の權利を失ふ。例へば、家附の女た

る妻が入夫(公務員)の死亡後、扶助料を受けてゐるときに後夫を迎へたときは、其の家は去らないでも尙ほ扶助料を受けるの權利を失ふ。但し、父母、祖父母は婚姻することによつて扶助料を受くるの權利を失はない。例へば、扶助料を受くる父が後妻を娶つたとき、又は扶助料を受くる母が後夫を迎へたときの如きである。

事實上の婚姻關係による失權

上述の婚姻は戸籍上の婚姻届出を爲さざるときは、法律上婚姻と見られない。そこで、事實上は婚姻してゐても、引續いて扶助料を受けんがため、故意に戸籍上の婚姻届出の手續をせなかつた者も往々あつた。そこで、改正恩給法ではこの弊を除くため、婚姻の届出を爲さゞるも事實上婚姻關係と同樣の事情に入りたりと認められる遺族に付ては、裁定官廳は恩給審査會に諮問の上、其の者の扶助料を受くるの權利を失はしめることが出來るやうにした。詳言すれば、婚姻關係と同樣の事情に入れば當然、扶助料權を失權するといふのではないが、かかる者に對しては裁定官廳は失權の處分を爲し得ることが出來るやうになつた。失權の處分を爲すには裁定官廳は必ず恩給審査會に諮問の上でなければこれを爲すことが出來ない。失權の處分に不服あるときは、恩給局長に具申し更に行政裁判所に出訴することが出來る。

裁定官廳は前項に規定する事情を調査するため必要あるときは、他の官廳又は公署の援助を求めることが出來る。

扶助を必要としないとき

三、不具癈疾で生活資料を得るの途なく、且、之を扶養するものがない夫（妻が公務員・準公務員たるとき）又は成年の子に其の事情が無くなつたとき

成年となつたとき

(註)　例へば財產の贈與を受けて生活資料を得たときとか又は扶養してくれるものが出來たときとか不具癈疾が全癒したときなどである。

四、未成年の子が成年となつたとき

普通恩給を受くべき者死亡したとき

第五節　扶助料を給與される場合

恩給第七十三條――扶助料權發生の要件

第一、新に扶助料を給與される場合

一、扶助料を受くる權利は、如何なる場合に發生するかといふに、次の如き二つの場合がある。

1、公務員又は準公務員が在職中死亡し其の死亡を退職と看做すときはこれに普通恩給を給すべきとき、卽ち

㈠ 普通恩給年限に達してゐる公務員又は準公務員（準軍人に限る）が在職中死亡（死亡原因を問はず）したとき

㈡ 公務上の傷病が不具癈疾の程度になつてゐる公務員又は準公務員がまだ退職しないうちに死亡したとき

㈢ 公務員又は準公務員が在職年の長短に拘らず、在職中公務のために死亡したとき（註）

（註）如何なる場合が公務のため死亡した者と爲すかは、事實上の問題であつて當時の四圍の事情によつて定まるものである。從來、問題となつた事案について、二三を擧げて見よう。

一、小學校訓導が水泳敎授中兒童の溺れんとするものを救はんとして却つて自己が溺死したとき、之を公務のため死亡した者として其の遺族に扶助料を給與した。

二、生徒修學旅行の際暴風のため遭難殉職した者を、職務のため死亡した者として扶助料を給與した。

三、小學校敎員が縣主催講習會に出席して其の歸途避くべからざる天災のため凍死した者に對し、職務のため死亡した者として扶助料を給與した。

四、公立學校職員で生徒修學旅行中流行性感冒に罹つた生徒に附添つて看護したため感染して死亡した者を、職務上の死亡として扶助料を給與した。

五、小學校敎員病氣に罹り居るも意とせず强いて出勤して生徒訓諭中死亡した者に對しては、之を職務のための死亡と認めなかつた。

2、普通恩給を給せられる者が死亡したとき

普通恩給の給與せられる場合とは第二章第四節に說明したが如く、（一）普通恩給年限に達して退職して普通恩給を受くるもの、（二）公務上の傷病により不具癈疾となつたがために退職して增加恩給と併せて普通恩給を受けつゝある者、（三）現に受けてはゐないが退職後（五年內）重症に赴いて不具癈疾となつたがため當然普通恩給と增加恩給を受くべき者の死亡したときをいふ。

二、右第一號の場合は公務員又は準公務員が退職したとするも、當然、普通恩給を給與せられるべきであるのに、偶〻其の者が死亡したため自らがこれを受くることが出來なくなつたときである。第二號の場合は公務員又は準公務員たりしものが死亡したことによつて爾後普通恩給の給與を受くることが出來なくなつたときである。かかる場合にその者の遺族に對して普通恩給に代へて給與されるものが扶助料である。

第二、引續き次順位者に扶助料を給與される場合

一、扶助料權は先位者たる一人の遺族のために發生する。然るに、先位者たる遺族が扶助料の給與を受けつゝあるとき、恩給法第九條及び第八十條に列記する事由（扶助料權消滅原因）

の發生したときは、先順位者たる遺族即ち、其の際扶助料の給與を受けつゝある遺族は其の權利を失つて、次位者が先位者の受けてゐたものと同一の扶助料を受くることゝなる。

二、要するに、第一の場合は、新に扶助料權の發生する場合で、第二の場合は扶助料を受くるもの卽ち受給者の主體に變更を生ずる場合である。

第六節　扶助料の請求手續

恩給給與規則第六條――第十一條

請求權利者無能力なるとき

一、普通恩給を給せらるべき者　又は給せられる者が死亡したときは、其の者の遺族は死亡と同時に扶助料を受くる權利を取得する。併しながら、前屢〻述べたが如く、恩給はこれが請求を俟つて始めて給與せられるのであるから、扶助料を受くべき權利を有する遺族はこれが請求をせねばならぬ。又、其の遺族が未成年、禁治產者等の如く無能力者である場合には、法定代理人又は後見人等が其の者に代つて請求せねばならぬことは一般の法律行爲となす場合と同樣である。

二、請求手續に關しては、恩給給與規則第六條乃至第十一條の規定によるべきである。

普通恩給を受くべき者死亡したときの請求手續

甲、普通恩給を給せらるべき者の死亡したときの扶助料請求手續（普通恩給の裁定を受けてゐない場合）――恩給給與規則第七條

1　普通恩給年限に達してゐる者が、在職中死亡したときの扶助料請求は左記の書類を公務員たりし者の本屬廳を經て裁定官廳に差出す。（註一）

一、扶助料請求書　（恩給給與細則別表第四號書式）

二、公務員在職中の履歷書　（同第十三號書式）

三、請求者の戶籍謄本　（公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの）（註二）

公務員が前に恩給證書を受けたことのあるときは、右書類の外に恩給證書を添附せねばならぬ。

（註一）請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。

（註二）普通恩給請求の場合と違つて戶籍謄本でなくてはならぬ。戶籍抄本では公務員と扶助料請求者との身分關係が不明であるから役立たぬ。

2　公務のため不具癈疾となつて退職前に死亡したとき、又は公務のため死亡したときの扶助料請求は、左記の書類を公務員（準公務員）たりし者の本屬長を經由して裁定官廳に差出す。（註三）

普通恩給を受くる者の死亡したときの請求手續

一、扶助料請求書（同第四號書式）
二、公務員（準公務員）在職中の履歴書（同號十三號書式）
三、傷痍疾病が公務に起因したことを認めるに足るべき書類（例へば、現認者の現認證明書（第十四號書式）所屬長の事實證明書（第十五號書式））
四、症狀の經過を記載した書類
五、死亡者の死亡診斷書又は死體檢案書
　但し、死亡診斷書を添付することが出來ない場合は死亡の事實を證する公の證明書を添付すればよい
公務員（準公務員）が前に恩給證書を受けたことのあるときは、右書類の外に恩給證書を添付せねばならぬ。
（註三）請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。
乙、普通恩給を給せられるゝもの死亡したときの扶助料請求手續（普通恩給の裁定を受けてゐる場合）――恩給給與規則第八條
普通恩給を受けてゐる者、又は現實の支給を受けたことはないが、最早支給さるべき裁定を受けてゐる者が死亡したときは、左記の書類を裁定官廳に差出す。（註四）
一、扶助料請求書（第四號書式）
二、請求者の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの）
公務員（準公務員）が前に受けた恩給證書を右書類に添附せねばならぬ。
（註四）請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類註參照
丙、次順位者が引續き（第二次）扶助料を請求する場合の手續――恩給給與規則第十條
先順位の扶助料權利者が失權した場合は次順位者が扶助料權利者となる。この場合の扶助料の請求は左記書類を裁定官廳に差出す。（註五）
一、扶助料請求書（第五號書式）
二、前扶助料權者の扶助料證書
三、請求者の戸籍謄本（公務員死亡の時以後の請求者の身分關係明瞭にし得るもの）
（註五）請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。
前扶助料權者がまだ扶助料の裁定を經てゐないときは、右書類の外に前扶助料權者が扶助料を請求する場合に添付することを要する書類を添付せねばならぬ。例へば、公務員が

次順位者の請求手續

公務のため死亡したとき其の遺族の先順位者たる妻は第一次に扶助料を受くることが出來るのに、まだ其の請求をしない內に死亡又は再婚などしたときは次位者たる未成年の子は扶助料權者となるが、前扶助料權者たる妻が扶助料の裁定を經てゐないから、㈠公務員在職中の履歷書　㈡傷痍疾病が公務に起因したことを認めるに足るべき書類　㈢症狀の經過を記載した書類等を添附せねばならぬ。

夫又は、成年の子が恩給法第七十四條第二項の規定によつて扶助料を請求するには、別に不具癈疾を證する診斷書及び生活資料を得る途なく、且、扶養する者なきことを證する市町村長等の證明書を添付せねばならぬ。（恩給給與規則第十一條）內閣恩給局長の裁定すべき扶助料請求書を直接に裁定官廳に差出す場合に於て帝國外に居住する者は、所管領事官の現住證明を受け書留郵便を以て之を內閣恩給局長に差出す。（恩給給與細則第四條）

第七節　扶助料年金額算定の方法

恩給法第七十五條――扶助料年額

一、扶助料の金額は公務員（準公務員）の死亡の原因によつて其の率が三つに分れてゐる。

未成年の子請求手續

扶助料年額

同額の場合

一、戰鬪又は之に準ずべき公務のため死亡したときは、普通恩給額と同額のものを扶助料額とする。（註）

（註）如何なるものが戰鬪か又は之に準ずべきものかは、恩給施行令第二十三條に規定されてゐる。又、普通恩給額は第二章第十節第二款に述べてある。扶助料額算出の基礎となる恩給は、常に普通恩給にして增加恩給は何等關係がない。

十分の八の場合

二、普通公務により死亡したときは、普通恩給額の十分の八に相當する金額を扶助料額とする。

この二分一の場合

三、其の他の場合は、普通恩給額の二分の一に相當する金額を扶助料額とする。（註）

（註）其の他の場合とは前二號以外の原因による死亡をいふ。換言すれば、公務上の死亡を除く一切の場合を云ふ。例へば、病死したとか自殺したとかである。從來の恩給法規では、この場合は普通恩給（退隱料）の三分の一しか給與されなかつた。

特殊の遺族扶助料

二、昭和八年の改正恩給法により、前項の第一號又は第二號に規定する場合、及び增加恩給の併給せられる者の死亡したる場合、換言すれば、㈠戰鬪又は準戰鬪による公務に因る傷病のため死亡したるとき、㈡普通公務に因る傷病のため死亡したるとき、㈢公務傷病のため增加恩給と普通恩給とを併給されてゐる者の死亡したるときは、其の遺族の遺族扶

助料年額は前項に規定する扶助料の年額に各其の十分の三に相當する金額を加へたる金額を扶助料金額として給與する。換言すれば、㈠の場合は普通恩給の十分の十三、㈡の場合は普通恩給の五十分の五十二、㈢の場合は普通恩給の百分の六十五が扶助料となる。但しこの扶助料年額は公務員の死亡の月の翌月より五年間增給するのみであつて、五年間を經過すれば前項の規定する扶助料年額に復歸する。例へば、普通公務のため死亡したる公務員の遺族は、普通恩給年額の十分の八に相當する金額を扶助料額として、受けることを原則とするが、最初五年間だけは、十分の八の十分の三、卽ち五十分の十二を加へたる金額、結局普通恩給額の五十分の五十二に相當する金額が扶助料額として給與される。尙ほ五年後は普通恩給年額の十分の八に相當する扶助料金額を給與される。

經過規定

三、從來兎角、公務傷病者の遺族に對する扶助が餘りに薄いといふ批難があつたので、未だ以て充分ではないが、上述の如く特殊扶助料の增額をなした。この改正規定は改正法施行後死亡したる場合は勿論、其の施行前に死亡した場合でも改正法施行の際、未だ五年を經過せざるものに付ては、殘存年月に對しては增額したものを給與する。

第八節　扶助料の停止及び轉給

恩給法第七十七條〕
恩給法第七十八條〕——扶助料の停止
恩給法第七十九條——扶助料の轉給

一、扶助料の停止される場合

扶助料の停止される事由

一、扶助料の停止とは、扶助料を受くる者に一定の事由が發生したために其の事由の止むまで扶助料の給與を停止することである。一定の事由は、恩給法第七十七、八條に規定するところで次の場合である。

一、二年未滿の懲役又は禁錮の刑に處せられ其の刑の執行中にあるとき

二、一年以上所在不明なる場合次順位者の申請に依り裁定廳が其の停止を命じたとき

二、恩給權利者が二年未滿の刑に處せられ、刑の執行中にある間は扶助料に限らず、凡ての年金恩給は其の給與を停止される。（第五十八條第二項）刑に處せられたときとは、判決の確定したときのことで、未決又は第一審判決があつたにしても控訴中のものなぞは、未だ判決が確定しないから停止されない。扶助料の停止は刑の執行中にある場合で執行猶豫の

執行を受けることのない場合は停止されない

言渡しのあつたときなどは固より停止されない。要するに刑の執行中は扶助料の給與を停止し、執行を終り、又は執行を受けることなきに至つたときは復活して給與される。

次順位者の請求によつて始めて停止される

三、扶助料を受くる者の所在が一年以上不明であるとき、次順位者たる遺族が扶助料停止を請求したときは、裁定官廳は所在不明の狀態を調査して、果して不明である場合は、扶助料の給與を停止することが出來る。併し裁定官廳が次順位者の請求のないのに自らが進んで之が停止をすることは出來ない。この點は刑の執行中の場合の如く、法律上當然停止される場合と異なる。所在不明の前扶助料權者の所在が分明したときは、元通り前扶助料權者に給與するやうになる。この場合は、前扶助料權者の請求を俟たなくても裁定官廳が自ら停止を解くことが出來る。

扶助料の轉給

二、扶助料の轉給される場合

上述の如く、扶助料を受くる遺族が、二年未滿の刑の服役中に在るとき、又は一年以上所在が不明であるときは、扶助料は停止される。この場合、他の遺族は之がため扶助料の恩惠に浴することが出來なくなる。それでは、扶助料給與の目的が、遺族全體の扶助のための趣旨にも反するから、斯る場合は、次順位者たる遺族のあるときは、停止期間中は此の者に扶助料は轉給されることとなつてゐる。

停止及轉給の手續

三、扶助料の停止及び轉給の請求手續

恩給給與規則第十二條——第十三條

一、恩給法第七十八條の規定によつて、扶助料權者一年以上所在不明の場合に扶助料の停止を申請せんとする者は、これと同時に扶助料轉給の請求をもせねばならない。これが手續は左記の書類を裁定官廳に差出せばよい。(註)

一、扶助料停止請求書　(第十一號書式)

二、扶助料權者の所在不明なることを證する公の證明書

三、請求書の戸籍謄本

四、扶助料轉給請求書　(第十號書式)

(註)　請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。

二、恩給法第七十七條の規定によつて、二年未滿の處刑を受けたときの停止は、次順位者の申請を俟たずして當然停止されるから、次順位者たる遺族はたゞ扶助料轉給請求書

（第十號書式）に、請求者の戸籍謄本を添附して裁定官廳に差出せばよい。

第九節　一時扶助料の給與される場合並其の金額

恩給法第八十一條――兄弟姉妹の一時扶助料
恩給法第八十二條――一般一時扶助料

第一款　兄弟姉妹に給與される一時扶助料

兄弟姉妹の一時扶助料發生の要件

一、上述の扶助料は年金恩給として永續的に給與されるが、玆に謂ふ一時扶助料は一時金として一回限り給與される恩給である。この一時扶助料には兄弟姉妹に給與せられるものと、一般の遺族に給與せられるものとの二種がある。兄弟姉妹に一時扶助料を給與されるときの要件は、公務員又は準公務員の側に於ては扶助料發生の要件と同一であるが、遺族の側に於て恩給法第七十三條及第七十四條の要件を充たす所の遺族がなく、恩給法第八十二條の要件を充たす兄弟姉妹のある場合である。卽ち、

公務員側の要件

一、公務員又は準公務員が恩給法第七十三條第一項の各號に該當するとき（註）

（註）公務員又は準公務員が、在職年中死亡し、其の死亡を退職と看做す時は之に普通恩給を給せられる時、又は普通恩給を給せられる者が死亡したときを云ふ。

兄弟姉妹側の要件（一）

二、兄弟姉妹以外に他の遺族のないとき（註）

（註）遺族の側に本法所定の要件を充たす所の遺族、例へば妻・未成年の子などあるときは、兄弟姉妹の一時扶助料といふ問題は起らないが、是等の遺族のない場合に始めて兄弟姉妹の一時扶助料給與といふことになる。

兄弟姉妹側の要件（二）

三、未成年又は不具癈疾で自活の途なく且扶養者のない成年の兄弟姉妹であるとき

一時扶助料の金額

二、本法では、兄弟姉妹は公務員（準公務員）の直系血族又は配偶者でないから他の遺族卽ち妻・未成年の子・父母・祖父母と區別して扶助料を（年金）を受くることの出來得る遺族の範圍外に置いて、特に、扶助を要する場合のみ一時扶助料（一時金）を給することとした。

三、兄弟姉妹に給與せられる一時扶助料の金額は、扶助料年額の一年分乃至五年分までの範圍内で扶助を要する兄弟姉妹の人數等によつて裁定官廳が任意に決定する。例へば、一年分とか二年分とかして、從來の例によれば、一人一年分の割合で給與されたやうである。扶助料年額とは妻・子などの遺族に年金恩給として給與せられる扶助料の年金額をいふ。例へば、公務員が普通公務のため死亡したときは扶助料額は普通恩給額の十分の八であるが戰鬪により死亡したときは扶助料額は普通恩給額と同額である。普通恩給額は公務員の在職年（十七年未滿の場合は十七年とし）と俸給額によつて定まる。（普通恩給令額の節參照）

第二款　一般遺族に給與される一時扶助料

一、兄弟姉妹の一時扶助料は公務員（準公務員）の側に付てのみ考へると扶助料權が發生したのであるが、遺族の側に於て之を受くる資格の遺族がないため、兄弟姉妹のための一時扶助料に變つたものである。然るに、玆に謂ふ一時扶助料は公務員の側に於て、扶助料權を發生するだけの要件を缺くものである。故に同じやうに一時金であつても、兄弟姉妹の一時扶助料と一般の一時扶助料とは權利發生の事由を異にしてゐる。一般遺族に給與される一時扶助料發生の要件（公務員に一時恩給權の發生）を示せば次の如くである。

公務員側の要件

一、公務員が在職三年以上でかつ普通恩給年限に達せずして、在職中公務上以外の事由で死亡したとき

例へば、十六年在職した教育職員が普通病氣の爲死亡したときの如きである。公務員が三年以上在職し、かつ普通恩給年限に達せずして失格原因なく退職したときは、その公務員に一時恩給を給與される。それが偶〻公務員死亡したゝめ其の者に一時恩給を給することが出來なくなつたので、一時恩給に代へて、その者の遺族に一時扶助料として

遺族側の要件

これを給する。

二、公務員に遺族あるとき

玆に謂ふ遺族は如何なる範圍のものであるか。昭和八年の改正法前は恩給法第八十二條には單に「其ノ遺族ニ扶助料ヲ給ス」と規定してゐたので、恩給法第七十條にいふところの遺族に解して兄弟姉妹を含むものであるか、それともこれを除外するものか、尙ほ又子・夫たる遺族に付ても恩給法第七十四條の特別要件（例へば未成年は婚姻せざるとき、夫又は成年の子は不具癈疾で且扶養者のないとき）を充たすの必要なきかの疑問があつた。

されど、兄弟姉妹の一時扶助料（第八十一條）の規定の關係から見ても、こゝにいふ遺族中（第八十二條）には兄弟姉妹を包含せず、かつ未成年の子でも婚姻したる者及び成年の子又は夫で不具癈疾でない者は、之を除外するものである。卽ち、全然年金たる扶助料を受くべき遺族と同範圍の遺族と解せねばならぬ。そこで、昭和八年の改正法はこの點に疑を挿まぬように條文を追加した。

【例規】恩給法第八十一條ニ於テハ年金タル扶助料ノ給與シ得ヘキ場合ニ公務員ノ兄弟姉妹以外ニ之ヲ受クヘキ遺族

トキ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給與シ然モ其ノ金額ハ年金扶助料金額ノ一年乃至五年分ニ限定セルニ比較シ之トノ權衡上本條ニ規定セル遺族ノ範圍及順位ハ年金タル扶助料ヲ受クヘキ遺族ノ範圍及順位ニ依ルヘキモノト解ス

【例規】一時扶助料ヲ給スヘキ遺族ノ範圍ハ年金タル扶助料ヲ受クヘキ遺族ノ範圍トス從テ有夫ノ小學校教員在職中死亡ノ場合ニ一時扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル夫ハ恩給法第七十四條第二項ニ定ムル要件ヲ具備スル者ニ限ル、

【例規】公務員ノ死亡當時之ト同一戸籍内ニ在リタル其ノ妻ニハ去籍後ト雖モ本條ニ依ル一時扶助料ヲ給ス

二、一時扶助料の金額は公務員の死亡前の俸給月額に相當する金額に其の公務員の在職の年數を乘じたる金額とする。換言すれば、一時恩給額を以て一時扶助料額とする。(註)

(註)　昭和八年改正法施行前は、一時扶助料額計算の基礎在職年に付ては、從來からの沿革上不合理と知りながらも(恩給法第二十八條第二項但書の規定の精神に反するに拘らず)一時恩給の基礎となつた在職年をも通算してゐた。ところが、改正法は恩給法第二十八條第二項但書の規定に追加して、一時恩給の基礎となりたる在職年は一時扶助料の基礎在職年に通算出來ないことを明記した。

第十節　一時扶助料の請求手續

恩給給與規則第十四條ノ二——第十六條

一、兄弟姉妹の一時扶助料を請求する場合

恩給法第八十一條の規定によつて、兄弟姉妹の一時扶助料を受けんとする者は、左記の書類(註)**を公務員(準公務員)の本屬廳を經て裁定官廳に差出す。**

一般の一時扶助料額

兄弟姉妹の一時扶助料請求手續

一、一時扶助料請求書　(第七號書式)

二、不具廢疾を證する診斷書及び生活資料を得るの途なく且扶養する者なきことを證する市町村長又は之に準ずべき者の證明書

三、公務員が既に普通恩給の裁定を經たるときはその恩給證書及請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

四、公務員がまだ普通恩給の裁定を經てゐないときは公務員の在職中の履歷書及請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

(註)　請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。

二、一般の一時扶助料を請求する場合

恩給法第八十二條の一時扶助料を受けんとする者は、左記書類(註)**を公務員の本屬廳を經て裁定官廳に差出す。**

一般の一時扶助料請求手續

一、一時扶助料請求書　(第八號書式)

二、公務員在職中の履歷書　(第十三號書式)

三、請求者の戸籍謄本(公務員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

(註)　請求書類の書式に付ては普通恩給請求書類の註參照。

第四章　附　則

第一節　恩給法令の概要

一、現行恩給法は、大正十二年四月制定せられ、同年十月一日から實施せられ、昭和八年四月に大改正が行はれ、改正規定は同年十月一日から實施せられる。但し改正規定のある條項に付ては昭和九年四月一日から實施せられることになつてゐる。恩給法は一の法律であつて、恩給に關する法令の根本法、卽ち實體法である。公務員準公務員及び其の遺族はこの法律によつて恩給權を取得し、其他の恩給法規はたゞ補足法又は手續法であつて恩給權に付て規定するのではない。

二、恩給法施行令は、恩給法を以て規定すべき事項を、特に施行令を以て規定することを委任されたもので（委任勅令）、恩給法の不足を補ふものである。恩給法に於て「勅令ニテ定ム」とか又は「勅令ヲ以テ指定スルモノ」とか云ふのは概ねこの恩給施行令をいふ。

三、恩給與規則は、一の命令(勅令)で法規の內容は所謂手續法で、恩給法によつて恩給權を有するものが、如何なる手續によつて恩給を請求すればよいか、恩給請求書類を受

付たときは裁定官廳は之を如何にして裁定するか、其の他異動通知、恩給證書の返還及び再交附、具申及び裁決等についての手續を規定してゐる。

恩給與細則

四、恩給與細則も一の命令(閣令)で、恩給給與規則の細則をなすもので恩給請求書類を提出すべき本屬廳及び書類の書式(内閣恩給局長に提出する書類)等について規定してゐる。但し、恩給給與細則は内閣恩給局長が管掌する場合の規定であるから、地方長官が管掌する恩給給與に付ては直接適用されない。從つて、恩給局長以外の官廳(地方行政廳長官)が裁定官廳である場合の恩給請求書類は、當該官廳の規定するところ(府縣令等)によらねばならない。

恩給審査會官制

五、恩給審査會官制は一の令令(勅命)で、恩給の裁定審査機關としての恩給審査會の組織、議決の方法等を定めたものである。

第二節　廢止された法令

從來は公務員の種類によつて、獨立した別個の恩給法令が適用されてゐたが、現行の恩給法が實施されるやうになつては、自然不用となるので從來の恩給法規は全部廢止された。

從來、學校職員に適用された恩給法規で廢止されたものを掲げてみよう。

一、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法(明二三年法九〇號)
　市町村立小學校教員退隱料等支給ニ關スル在職年數算定ノ件(明二五年勅一八號)

二、府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法(明二三年法九一號)
　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ノ件(明三二年勅一九六號)
　府縣郡市町村制不施行地方ニ於テ學校職員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律施行方ノ件(明二四年勅二四號)

三、公立學校職員退隱料ニ關スル件(明二九年法一三號)
　二十九年法律第十三號ノ施行ニ關スル件(明三二年勅二〇一號)
　府縣立師範學校長及公立中學校並市町村立小學校職員ノ退隱料遺族扶助料ニ關スル行政訴訟ノ件(明二五年勅三二號)

四、朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律(明四五年法一一號)
　明治四十五年法律第十一號施行ニ關スル件(明四五年勅七〇號)

五、臺灣ニ在勤スル地方稅支辨ノ俸給ヲ受クル文官判任以上ノ學校職員退隱料及遺族扶

助料ニ關スル法律（明三三年法七七號）

公立學校職員退隱料等ニ關スル法律ヲ臺灣ニ施行ニ關スル件（明三三年勅四〇四號）

六、樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料ニ關スル法律（明四一年法三五號）

樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料支給ニ關スル件（明四一年勅七一號）

七、在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法（明三八年法六四號）

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定方等ニ關スル件（明三八年勅二二九號）

在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料中主務大臣及領事官ノ管掌ニ屬スル事項ニ關スル件（明四一年勅一三七號）

第三節　舊恩給法令と新恩給法との關係

第一款　舊法によつて恩給を受くる權利を有する者の取扱

恩給法第八十五條――從來の恩給の取扱

一、法は既往に遡らざるを原則とするが故に、現行恩給法施行前卽ち大正十二年九月三十日以前に恩給事由の發生したものは、從來の恩給法規（當時行はれた）によつて恩給を受くる權利が發生する。そこで新法施行後に之が請求を爲す場合と雖も新法によつて權利の有無を決定するものではない。例へば、大正十二年八月退隱料を受くる公務員死亡したため、其の遺族たる妻が大正十二年十月十日扶助料の請求をする場合に、其の妻が公務員の退職後に婚姻したものであるときは、退隱料法によつて扶助料を受くる資格はないのである。蓋し新法に於ては公務員の退職後に婚姻した妻も扶助料を受くる資格を有し、かつ新法施行後に請求するのであるから一應新法によつて其の妻に扶助料が給與されるやうではあるが、給與事由の發生（死亡）が舊法時代であるから此際新法は絶對に適用されない。公務員が大正十二年十月以降に死亡したものであるときは、遺族たる妻の資格は新法によつて定まることはいふまでもないことである。又、大正十二年九月三十日以前に自己の便宜のため退職した者は、新法施行後に於ても權利を回復することはない。

大正十二年九月三十日以前に恩給事由の發生したものには舊法による

恩給給與の根據となる法令の改廢

二、從來の恩給法規によつて恩給を受くる者は、新恩給法施行と共に從來の恩給法規は廢止されたので法規の廢止と共に、其の權利を失ふことになつて爾後恩給の給與を受けることが出來なくなる。於是この不都合を除くため、新恩給法は第八十五條の規定を設けて

新舊恩給の種類

從來の恩給・退隱料及遺族扶助料等は本法（新恩給法）施行後は、本法に依つて給與せられる恩給と看做し、引續いて給與するやうに規定してゐる。換言すれば、從來の恩給法によつて恩給を受くる權利を有する者は、新法施行後は新法によつて其の權利を有するものとなつた。恩給の給與を受くる權利の根據となる法令が替つた。例へば、從來の縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第二條第三條によつて終身退隱料を受けてゐる者は、本法施行後は本法第六十二條によつて普通恩給として引續き給與を受ける。

三、從來の恩給・退隱料等が本法の如何なる恩給に該當するものであるかを明かにする必要がある。學校職員の新舊恩給を比較して見るに、普通恩給、退隱料（終身退隱料）と謂はれものが普通恩給となり、退官賜金退職給與金が一時恩給となり、增加恩給又は增加退隱料が增加恩給になり、遺族の扶助料は依然扶助料とし、一時恩給金が一時扶助料となつた。

第二款　新法の規定が遡及適用される事項

恩給法第八十六條――消滅時效の規定
恩給法第九十七條――公務傷病の程度增進の規定

消滅時效の規定の遡及適用

一、本法施行前に發生した恩給に付ては、凡て從前の恩給法規により本法の規定が遡及適用されないことを原則とする。然るに、本法の消滅時效の規定は例外として之を遡及適用されることになつた。併し、舊法によつて請求期間が滿了したものは、最早本法適用の餘地がない。たゞ舊法に依つて時效期間が進行中のものに、本法の消滅時效の期間を適用するに過ぎないのである。

公務傷病の增進規定の遡及適用

二、從來公務上の傷病のため退職した者の爾後傷病の程度が增進したときは、大抵退職後三年內は保障されてゐた。それを新法では五年內とした。この規定を遡及適用するといふてあるから本法施行前即ち舊法時代に公務のため傷病を受け退職した者にも適用されるわけである。

第三款　本法施行前の在職年の計算

恩給法第九十條――施行前の在職の計算

本法施行前の在職年に付ては從來の法規に依ることを原則とす

一、本法施行前の在職年數を計算する場合、通算・除算・加算の規定に付ては、凡て從來の恩給法規により本法施行後即ち大正十二年十月一日以降の在職年の計算は、本法の在職年の計算・除算・加算等の規定によることを原則とする。例へば次の如くである。

（設例一）　**本法施行前**

第一回（明治四十二年二月 明治四十五年一月）　任公立某中學校教諭 病氣ニヨル退職　（退隱料法）

第二回（大正二年二月 大正五年一月 大正七年一月）　任公立某高等女學校教諭 任公立某中學校教諭（兼任） 自己便宜ニ依ル退職　（退隱料法）

第三回（大正七年二月 大正十一年一月）　任公立某高等女學校教諭 病氣ニヨル退職　（恩給法）

本法施行後（大正十二年十月　日以降）

第四回（大正十二年十月 大正十三年九月）　任某師範學校教諭 自己便宜ニヨル退職　（恩給法）

在職年の除算

二、設例一の教育職員の在職年數計算は、まづ第一・二・三回までの在職年に付ては從來の恩給法規卽ち「公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及在職年數算定ニ關スル件」（註）によつて計算せねばならぬ。該規定によれば、自己の便宜に依り退職した者、又は免職に處せられ、若くは失職に該當した者が再就職したるときは、其の前在職の年月數は在職年數から除算された。されば、第一・二回の在職年は之を在職年に算入することが出來ない。そこで、本法施行前の在職年としては、第三回の在職年があるのみである。而して第四回の在職年は本法によつて計算されるもので、本法によれば自己便宜による退職も除算されないから、結局此者の在職年數は第三・四回の在職年を合算したものが本法の在職年數となる。

要するに本法施行前の在職年に付ては、本法によれば除算されない在職年でも舊法によつて除算されるものは、之を除算して以て本法の在職年とする。從來の在職年の計算に付ては第二編第二章第一節に既に述べた。

（註）從來の市町村立小學教員の在職年の計算に付ては「市町村立小學校教員退隱料等支給上ニ關スル在職年數算定ノ件ニ」よらねばならぬ。

（設例二）　**本法施行前**

第一回　市町村立小學校正教員として在職　（退隱料法）

第二回　公立中學校職員として在職

第三回　學習院職員として在職　（恩給法）

第四回　府縣視學として在職

本法施行後（大正十二年十月一日以降）

第五回　學習院職員として在職

第六回　公立師範學校職員として在職　（恩給法）

第七回　府縣運動體育主事として在職

改正法施行後（昭和八年十月一日以降）

第八回　公立高等女學校長として在職

在職年の通算

三、前例二の如き教育職員の在職年の通算に於ても、本法施行前のものは從來の規定によつて通算又は不通算を定めねばならぬ。從來の規定卽ち、公立學校職員退隱料等ニ關スル件（第一編第一章第一節註一參照）の規定によれば、學習院職員の在職年は公立學校職員の在職年に通算されないが、府縣視學の如き教育文官の在職年は之を通算するから施行前の在職年數は、學習院職員の在職年を除く全部を通算したものである。

然るに、本法施行後は恩給法第九十九條によつて學習院職員の在職年は、之を教育職員の在職年に通算されることゝなつたので、第五回の在職年數は之を通算することが出來る。從つて第三回の在職年を除く全部を通算したものを以て、公立師範學校教諭としての本法の在職年とする。尙ほ、昭和八年の改正法施行後は教育職員の在職年も、大正十二年十月に遡り一般公務員の在職年と通算されるので、體育主事（待遇職員）の在職年と公立高等女學校長との在職年の通算は固より、第五回學習院職員としての以降の在職年をも通算することが出來る。

四、設例二の場合は個々の在職年が本法施行前後に於て切斷されてゐるので別に疑問も起らないが、茲に施行前後に亙つて在職年が繼續せる場合は如何にすべきか。例へば、大正五年より引續き公立學校職員として在職せるものが大正十三年十月退職したときは、この引續いた一個の在職年は舊新兩法に跨つてゐる。この場合前項の原則を適用すれば、大正十二年九月三十日以前の在職に付ては從來の退隱料法により、大正十二年十月一日以後は本法によつて計算することになる。然るに、本法は特別の規定を設けて本法施行の際現に在職する者に付ては、其の在職に繼續する在職に限り本法施行前の在職年と雖之を本法によつて計算するものとした。（但し加算年の規定は除く）、茲に繼續せる在職とは、前後の在職が事實上一日の間隙もなく接續してゐる場合をいふ。そこで、勤續と看做されるときは勿論、勤續と看做されないときでも事實上前後が接續してゐればよい。例へば、公立學校職員を廢職廢校によらないで退職した者が卽日又は翌日再就職したときは前後の在職年は之を繼續せる在職年と見る。

本法施行の際現に在職する者は其の在職に繼續する在職は施行前のものと雖本法によつて計算する

茲にいふ繼續は事實上の繼續を意味するものと解してよい

（設例三）

第一回（大正六年二月 大正十二年十二月）　任學習院教授 依願免官

第二回（大正十三年二月 大正十三年十二月）　任公立專門學校教授 依願免職

退隱料法（公立學校教授）　恩給法

本法施行の際の在職に繼續せる在職に付ても加算年のみは從來の規定による

第一回の學習院教授の在職に付て、原則によれば、大正十二年九月三十日以前の在職年は舊法によつて之を計算し、大正十二年十月一日以後は本法によつて計算することになる。そこで、學習院職員の在職年は舊法によつては公立學校職員の在職年に通算されなかつたのであるから、大正六年二月から大正十二年九月までの在職年は除算すべきで、大正十二年十月以降の二月のみが通算されるに過ぎない。然るに、この場合第九十條第二項の所謂但書規定によつて、本法施行の際の在職に繼續せる在職年であるから學習院教授としての全部の在職年が教育職員の在職年に通算される。

五、本法施行の際現に在職するものは、其の在職に繼續せる在職は本法施行前の在職と雖本法に依つて其の在職年を計算するものであることは前項に述べた所であるが、併し、此の場合に於ても加算年だけは本法によらず從來の規定によつて計算する。（施行前の在職に付ての加算）蓋し、加算年は其の性質上は實在職年に從たる關係にあるものであるから實在職年が通算される場合は加算年も之に從つて通算されようし、實在職年が新法によつて計算されるものであれば、加算年も新法の加算年の規定によつて計算すべきものである。然るに、本法は茲に特別規定をおいて加算年の規定に付ては本法施行の際現に在職するとき其の在職に繼續せる在職についても施行前の在職に付ては從前の加算規定によるとしたのである。

加算年の計算

（設例四）

第一回（大正五年二月　大正七年一月　任東京市某小學校訓導　依願退職）
第二回（大正八年二月　大正十三年一月　任東京府小笠原島某小學訓導　依願退職）
第三回（大正十三年二月　大正十四年一月　任東京府荏原郡某小學校訓導　依願退職）
退隱料法（加算年ニ付）
恩給法

第二回第三回の實在職年の計算は本法によるべきであるが、加算年の計算については第二回の在職は之を十二年九月以前と、十二年十月以降とに分けて九月以前の實在職に對する加算年は從來の法規によるのである。蓋し、從來は邊陬加算の規定がなかつたのであるから加算年はないわけである。然るに、十月以降は本法によつて邊陬加算年が認められ、小笠原島の如き邊陬の地に在勤するものには、一月に付二分の一月が加算されるから、大正十二年十月から十三年一月に至る四月の實在職に對し二月が加算されるのである。從つ

て本法施行後に繼續してゐるからと云つて大正八年二月から邊陬加算年は付かない。

【例規】加算年ニ付テハ恩給法施行前ト施行後トハ其ノ計算法ヲ異ニス（舊法ニ依レバ日ヲ以テ曆ニ從ヒ計算シタルモ恩給法ニ依レバ月ヲ以テ計算ス）

第四節　改正前の恩給法第九十九條の規定の內容

第一款　教育職員の恩給不停止及び在職年不通算

恩給法第九十九條——教育職員の當分規定
施行令第三十四條——教育文官の意義

恩給法第九十九條の規定は教育職員・教官・其の他教育事務に從事する文官・學習院職員に對する例外規定として特に注意せねばならぬ。

第一項　恩給の不停止

イ、恩給法第九十九條第一項

（一）第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官（註）ニ付テハ當分ノ內之ヲ適用セス

（二）其ノ退隱料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル

（三）但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官・學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限リニアラス

（註）施行令第三十四條　恩給法第九十九條ノ教育事務ニ從事スル文官トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　官立ノ學校又ハ圖書館ノ職員
二　文部省官吏
三　教育事務從事ノ北海道・府・縣・島廳・朝鮮總督府・朝鮮總督府道郡島・臺灣總督府・臺灣總督府州廳郡市・樺太廳・關東廳又ハ南洋廳ノ官吏
四　臺灣公立學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノ
五　教育事務從事ノ區・統監府又ハ關東都督府ノ官吏

恩給の停止

一、第五十八條の規定は、一般公務員の恩給停止の規定である。（恩給の停止の節參照）この規定によると普通恩給を受くる者が、本法にいふ公務員（文官・軍人・警察監・獄職員・待遇職員）又は宮內職員として再就職したときは、其の再在職中は普通恩給の給與を全部停止される。然るに、教育職員、教官、其他教育事務從事する文官にはこの規定が適用されない。そこで、教育職員

（たりしもの）で普通恩給を受くる者が文官（教育文官を除く）・軍人・警察・監獄職員・待遇職員として再就職しても教育職員（たりしもの）として受くる恩給は依然給與されて停止されることはない。これは教育職員が他の公務員と異なる點である。教官其他教育に從事する文官が本條の規定の適用を受くる場合は、教育職員としての普通恩給を受くる者が、教官其他教育文官として再就職したときを云ふので、文官、軍人等としての普通恩給を受くる者が教官其他教育文官として再就職したときは、當然一般規定によつて停止さる。

従來の恩給停止

二、教育職員は如何なる場合に恩給は停止されるかといふに、從來の退隱料法によつて退隱料（恩給）が停止される場合である。卽ち教育職員の恩給停止は（一）恩給の支給に付在官在職年數を通算することを得る官職に就いたとき（二）公權を停止されたときである。（一）の場合に於ては、再就職により受くる俸給と恩給とを合した金額が退職現時の俸給額を超過するときは其の差額に限り停止されるのである。

三、前述するが如く教育職員等の恩給の停止は從來の通りであるが、爰に唯一つ從來と變つたのは學習院の職員となつたときである。從來の退隱料法では學習院職員の在職年は通算されなかつたのであるが、本法に於ては之が通算關係を認められるやうになつたで、教育職員、教官、其他教育文官たりし者で教育職員としての普通恩給を受くる者が、學習院職員となつたときは普通恩給は停止されるのである。尙此際の停止は差額停止であるか、其れとも全部停止であるか多少の疑問も起るのであるが、しかし、學習院職員に再就職したときの停止は、新に本法によつて認められたものであつて、從來、其の例がないのであるから一般の恩給停止の規定による外なく、從つて全部停止となる。

在職年の不通算

第二項　在職年の不通算

ロ、恩給法第九十九條第二項

（四）前項ノ規定ノ施行セラル期間內ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其他教育事務ニ從事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル

（五）教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ揭クル在職年トノ間ニ付亦同シ

（六）但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

四、各種公務員相互間の在職年は、これを通算することを前提要件（原則）として現行恩

宮内職員及び準公務員との在職年の不通算

學習院職員の在職年通算

給法は諸種の規定を設けてゐる。然るに、この原則に對する例外として教育職員の在職年は他の公務員の在職年との間に通算を認めず、唯從來から通算を認められた範圍のもの（教官[illegible]育文官）に限つてこれが通算を認めた。蓋し、一般公務員は從來は認められなかつた各公務員間の通算が認められるやうになつたのに較べると、教育職員は非常の不利益を蒙つてゐるわけである。（從來から軍人と文官とは在職年通算があつた）

五、一般公務員は、宮内職員の在職年とも通算されるし、又、準公務員の在職年とも一定の制限の許に之を通算することが出來るものであるのに、教育職員には、是等の通算も當分認められない。夫れ故に準教育職員（例へば准訓導）が引續き教育職員（例へば訓導）となつても準教育職員の在職年は通算されないのである。要するに恩給法第四十二條の規定は當分教育職員には適用されない。

六、たゞ現行恩給法によつて教育職員の在職年の通算の範圍を廣められたのは學習院職員（宮内職員）の在職年である。

第二款　文官より教育職員に轉任して退職したときの恩給の關係

恩給の種類

恩給權の發生

八、恩給法第九十九條第三項

（七）第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他ノ教育事務ニ從事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金タル恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應シ之ニ一時恩給ヲ給ス

七、い、本項の規定を必要とする理由

恩給の種額は退職當時の公務員の種額によつて定まる。例へば、永く官立學校職員（文官）として在職したものが、公立學校職員（教育職員）に轉任して、間もなく退職した場合でこもの者に對しては教育職員としての恩給（第六十二條）を給與する。（次項の註一參照）又、恩給は公務員を退職した時に始めて給與されるものであつて、退職しない限りは給與されない。例へば、十五年以上も文官として在職した者が教育職員に轉任したときは、文官を退職しないのであるからいくら恩給年限に達してゐても文官の恩給は給與されない。然らば

茲に教育職員を退職したときは、非教育文官と教育職員との在職年は通算されないから教育職員の在職年に對しては教育職員としての恩給を受くることが出來るが、非教育文官の在職に對しては、何等の恩給を受くることが出來ないことになる。（註一）於是第九十九條第三項の規定が置かれたわけで、教育職員を退職したとき非教育文官の在職に對しても其れ相當の恩給を給與する。（註二）

（註一）從來の恩給法規では非教育文官から教育職員に轉任した場合は、非教育文官の在職に對しては、何等の恩給をも受くることが出來なかつたのである。例へば、非教育文官として十六年在職したものが、教育職員に轉任し在職三年で失格原因なく退職したときは、教育職員三年の在職に對して退職給與金を受くることが出來るのみで、非教育文官十六年の在職は空になつたのである。この點は如何にも不合理のことであるが、恩給の發生が退職を要件とする以上は仕方のないことである。但し實際問題としては、斯る場合大抵教育職員退職後、文官に一寸再就職させて（一日在職しても可）前の十六年の在職年と通算して文官の恩給を受くることが出來るようにさせたのである。

（註二）從來は教育職員として年金恩給（退隱料）を受けない場合でも非教育文官の在職に對しては何等の恩給を給與しなかつたのであるが、現行恩給法は其れはあまり酷であるといふので、教育教員として一時恩給を受くるときに限り、特に文官の在職に對しても一時恩給を給することにしたのである。

ろ、文官より教育職員に轉任する場合（次項註三參照）

文官が教育職員に轉任して退職（次項註三參照）する場合は二つある。

A　非教育文官から教育文官に轉任し更に教育職員に轉任して退職したとき

內務省官吏——↓文部省官吏——↓公立高等女學校長

B　非教育文官から直ちに教育職員に轉任し退職したるとき

朝鮮總督府土木技手——↓朝鮮公立高等普通學校教諭

は、恩給給與の關係

①、Aの場合に教育文官と教育職員との在職年を通算して恩給年限に達し（又は公務傷病のため）、教育職員としての普通恩給を受くる場合は非教育文官の在職に對しては何等の恩給も給與されない。唯教育職員としての普通恩給を受くることのない場合にのみ文官の在職年數に應じて一時恩給を給與される。例へば內務省官吏として十年在職し、文部省官吏に轉任し、在職五年で更に公立學校職員と轉じ在職十年で失格原因なく退職したときは、文部省官吏（教育文官）の在職年を通算して教育職員としての普通恩給を受くることが出來るのであるから、此の場合、內務省官吏としての在職年に對しては何等の恩給を受くることも出來ない。

文部省官吏と教育職員との在職年を通算して普通恩給年限に達せず、唯教育職員として

の一時恩給を受くるときに限り、内務省官吏としての在職十年に對しても一時恩給を受くることが出來る。この點は教育職員と非教育文官（例へば内務省官吏）との在職年の不通算から來る不利益で、一般公務員の如く在職年の通算があれば斯ることはない。

㈡、Bの場合に於てもAの場合と同樣で、教育職員として普通恩給を受くる場合は、非教育文官の在職に對しては何等の恩給も給與されない。唯教育職員の在職に對し一時恩給を受くる場合は非教育文官の在職に對しても一時恩給を受くることが出來る。例へば、朝鮮總督府土木局の官吏として、十三年在職した者が朝鮮公立高等普通學校職員に轉任し、在職十五年（加算年算入）で失格原因なく退職したときは、教育職員としての普通恩給を受くることが出來るのみで、土木局官吏としての在職年に對しては一時恩給を受くることは出來ない。今、高等普通學校職員の在職が十年であるがため一時恩給しか受けられないときは、土木局官吏の十三年に對しては土木局官吏最終の俸給により一時恩給を受くることが出來る。

恩給の種類は退職當時の公務員の種類による

第三款　教育職員より文官に轉任して退職したときの恩給の關係

二、恩給法第九十九條第四項

（八）　教育職員ヨリ文官ニ轉シタル教官其他教育事務ニ從事スル文官以外ノ文官トシテ退職シタルトキハ教官其他教育事務ニ從事スル文官トシテ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

（八）い、本項の規定を必要とする理由

前項で說明したるが如く恩給の種額は退職當時の公務員の種類によつて定まる。例へば公立中學校教諭（教育職員）として十六年以上も在職した者が、官立高等學校教授（教育文官）に轉任して在職一年で退官しても文官を退職したのであるから文官としての恩給（第六十條）を受け、決して教育職員としての恩給（第六十二條）を受けない。そこで、第六十二條第四項の再加給率はない。（註一）

（註一）　從來の退隱料では教育職員が教育文官に轉任して退職した場合でも、官吏恩給法によらず退隱料法により退

俸料を受くることが出來た。例へば、公立中學校長たりし者が、教育文官に轉任し文部次官となつて退官したとき、次官退官當時の俸給を以て「府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法」によつて退隱料を受けることが出來るものとして取扱はれたのである。この取扱ひを或る者は違法といつてゐるが、決して、これは違法ではない。固より、新恩給法の立場から見れば違法ともなるであらうが、從來の如く恩給法規が區々であり、且、官吏恩給法では公立學校職員の在職年の通算が認められないので次官退職當時が官吏であるとの理由を以て官吏の恩給を請求すると公立中學校長としての在職年が通算されないから、其れだけ不利益を蒙らねばならぬ。尙、公立學校職員退隱料法では教育文官として退官した場合でも退隱料法によつて所定の退隱料・扶助料等を請求する權利のあることを明かに規定してゐるのである。（明治二十九年法律第十三號第四號ノ二參照）

恩給は退職したとき始めて給與せらるもので轉任では給與の問題は起らない

恩給は公務員を退職したときに始めて給與せらる。されば、恩給年限に達してゐても退職しない限りは、恩給給與の問題は起らない。例へば、前例に於て中學校教諭を退職したのであつたら恩給法第六十二條によつて教育職員の恩給を給與せられるが、高等學校教授に轉任したのであるからこの轉任は退職でないから教育職員としての恩給給與といふ問題が起らない。すると、玆にこんな問題が起る。教育職員が教育文官に轉任して教育文官を退職したときは、教育職員と教育文官との在職年は通算されるので、教育文官を退職したときに文官としての恩給を受けたら、其の中には教育職員としての在職年も入つてゐるから、別に、教育職員としての恩給を受くる必要はない。それを教育職員から在職年の通算されいな一般公務員（例へば非教育文官）に轉任して退職したときは、教育職員の在職年は通算されないから一般公務員（例へば非教育文官）の在職年に對してのみ恩給が給與されて、教育職員の在職年は空になつて仕舞ふ。於是在職年の不通算の認められる間は、恩給法第九十九條の第三・四項の規定を必要とする所由である。

ろ、教育職員より文官に轉任する場合（註一）

教育職員か文官に轉任して退職（註二）する場合は三つある。

A　教育職員から教官其他教育文官に轉任するとき

公立小學校長→郡視學→公立學校職員→官立學校職員

B　教育職員から教官其他教育文官に轉任し、更に非教育文官に轉じて退職するとき

公立學校教諭→府縣視學→郡長

C　教育職員から直ちに非教育文官に轉任して退職するとき

朝鮮公立中學校教諭→朝鮮總督府土木局官吏

（註一）官吏たる教育職員は、直ちに非教育文官に轉任することが出來るが、待遇官吏たる教育職員（官吏にあらざるもの）は、教官其他教育事務に從事する文官以外の官吏との間には今日の官制上轉任の途はない。（明治三十二年勅令第四百五十六號）故に教育職員（官吏にあらざるもの）が直接に非教育文官又は警察監獄職員等に就職する場合は、

教育職員を一旦退職するのである。

（註二）失格原因によつて退官又は退職したときは、其の引續いた在職につき恩給を受くる資格を失ふものである。例へば公立學校職員が文官に轉任して、文官を懲戒免官されたときは、公立學校職員としての在職に付ても恩給を受くることが出來ないのである。（轉任ば引續いた在職となる）

は、恩給給與の關係

①　Aの場合は教育職員の在職年を通算して文官としての恩給を給する。而して、恩給金額の計算に付ては、恩給法第六十二條第三・四項の規定を適用しないで、同法第六十條の規定によつて計算するから教育職員の在職年に對しても再加給率はない、尙この場合、教育文官より更に教育職員に轉任して退職したときは教育職員としての恩給を給し、同法第六十二條第三・四項の規定によつて恩給金額を計算する。（いの註參照）

（註）公立小學校訓導として十七年在職した者が、郡視學に轉任し五年在職して失格原因なく退職したときは、前後を通算して二十三年を在職年數として恩給法第六十條の規定によつて、恩給金額を算定する、文官としての恩給を恩するのである。

㊁　Bの場合は文官を退職したのであるから當然文官としての恩給を給する。從つて、文官の在職卽ち教官其他教育事務に從事する文官の在職年と非教育文官との在職年を通算して恩給を受くることは出來るが、教育職員の在職に對しては退職がないから恩給を受する譯にいかない。然るに、此の場合恩給法第九十九條第四項の規定によつて、特に教育職員と教官其他教育文官としての在職最終の俸給額によつて（第六十條によつて恩給金額を算定し）文官としての恩給を受くることが出來る。（明治二十九年法律第十三號第四條ノ二參照）併し、玆に注意すべきことは、教育文官と非教育文官との在職年を通算して文官の恩給と、教育職員と教育文官との在職年を通算して文官との、二つの恩給を受くることは出來ない。何となれば、二つの恩給を受くることが出來るとしたら教育文官の在職に付ては非教育文官の恩給と教育職員の恩給と二つの恩給の基礎となるなどについて、恩給法第八條の規定に戻ることになるからである。

（註）公立中學校教諭として八年在職した者が、府縣視學に轉じ在官五年で、更に郡長に轉任し在官六年で、失格原因なく退官したときは、先づ府縣視學としての在職五年と郡長の六年とを通算して十一年、この十一年の在職に對し郡長退官當時の俸給額によつて文官の恩給を受くることが出來るのであるが、この場合、特に公立中學校教諭の八年と府縣視學の五年を通算して、府縣視學在職最終の俸給額によつて十三年相當の恩給を受くることも出來るので、いづれか一方利益な方を選擇することが出來るのである。

索引

一、公立學校職員退職料ニ關スル件……四六
二、公立學校職員退隱等ニ關スル法律施行ニ關スル件…四八
三、公立學校職員ト教官其ノ他教育事務ニ從事スル文官トノ間ノ轉任ニ關スル件……四九
四、公立學校職員加俸令……一七七、二〇三
五、師範學校長勤續加俸令……一七七、二〇三
六、市町村立小學校教員加俸令……一七七、二〇四
七、帝國大學高等官官等俸給令……一七八
八、官立大學教官の職務俸ニ關スル件……一七九
九、公立大學職員俸給令……一七九
一〇、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル件……一九一
一一、昭和七年法律第十三號施行令……一九一
一二、市町村立小學校教員及幼稚園園長保姆の俸給……一九五
一三、公立學校職員俸給令……一九六
一四、判任官俸給令……二〇〇
一五、高等官官等俸給令……二〇〇
一六、公立學校職員待遇官等等級令（大六、勅七）……二七四
一七、市町村立小學校長教員名稱及待遇ニ關スル件……二七七
一八、在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件……二七八
一九、市町村立幼稚園長及保姆待遇ニ關スル件……二八〇

一、恩給法（大正十二年四月十四日法律第四十八號）

沿革　昭和八年七月十一日法律第五〇號改正

注意　條文左側ノ數字ハ恩給法施行令ノ條文ヲ示ス

第一章　總則

第一條　公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條　本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、傷病賜金、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給、傷病賜金及一時扶助料ハ一時金トス

第三條　年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條　恩給年額竝一時恩給扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條　恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第六條　普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

前項ノ規定ハ普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職シタリ場合ニ付之ヲ準用ス

第七條　時效期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變ノ爲請求ヲ爲ス事能ハサルトキハ其ノ妨碍ノ止ミタル日ヨリ二十日內ハ時效完成セス

時效期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時效完成セス

時效期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アルトキハ時效期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時效期間內ニ到達シタルモノト看做ス

第八條　公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ者ノ撰擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコトヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ本法ニ依ル恩給ト宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給トヲ給セラルヘキ場合

ニ於テ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給ヲ給セラレタルトキハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セス

第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ權利消滅ス

一 死亡シタルトキ

二 死刑又ハ無期若ハ二年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑(陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依ル一年未滿ノ禁錮ノ刑ヲ含マス)ニ處セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職カ普通恩給ヲ受ケタル後ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再就職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス

第九條ノ二 裁定官廳ハ[1]勅令ノ定ムル所ニ依リ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケサリシモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ當該公務員又ハ之ニ準スヘキ者[1]V[2]ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

第十一條 恩給ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ[3]勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外內閣恩給局長之ヲ裁定ス

第十三條 行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ內閣恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ內閣總理大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ公務傷病ノ程度ニ付テハ出訴ヲ爲スコトヲ得ス

第一項ノ具申ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 內閣總理大臣及內閣恩給局長ノ裁決ハ關係官廳ヲ覇束ス

第十五條 內閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一 文官及準文官竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ文官ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル者ノ一時恩給ハ

最終ニ之ニ俸給ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

二 軍人及準軍人竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

三 朝鮮、臺灣及樺太ニ於ケルモノヲ除クノ外公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟之ヲ負擔ス

四 前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ在外指定學校職員ノ一時恩給ヲ除クノ外一時恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給ジタル者之ヲ負擔ス

五 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六 待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス但シ官國幣社ノ神職及其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス

第十七條 前條第一號、第二號若ハ第四號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ[4]勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ第一號第二號若ハ第四號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其通算セラルヘキ在職年ニ應シ[4]勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ノ管轄內ニ於テ在職シタル第三號ニ揭クル公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他府縣又ハ之ニ準スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ[4]勅令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ揭クル公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ準用ス

第十八條　國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ「百分ノ二」ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ府縣費ヨリ俸給ヲ給スル文官、神宮司廳又ハ神宮皇學館ノ職員タル文官、在外指定學校及國庫ノ支辨ニ屬スル地方費ヲ以テ維持スル公立學校ニ付テハ此限ニ在ラス國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

前項ノ經濟ニ對シテハ國庫ハ前項ニ規定スル納金額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第二章　公務員

第一節　通則

第十九條　本法ニ於テ公務員トハ文官、軍人、教育職員及警察監獄職員竝第二十四條ニ揭クル待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ準文官、準軍人及準教育職員ヲ謂フ

第二十條　文官トハ武官又ハ宮內官以外ノ官ニ在ル者ヲ謂フ但シ勅令[6]ヲ以テ定ムルモノヲ除ク

外國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

準文官トハ高等文官ノ試補、判任官見習及國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニシテ前項但書ノ規定ニ基ク勅令ヲ以テ指定セラレサル者ヲ謂フ

第二十一條　軍人トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　陸軍又ハ海軍ノ現役、豫備役、後備役又ハ補充兵役ニ在ル者

二　國民兵役ニ在ル者ニシテ召集セラレタルモノ及志願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者

準軍人トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　陸軍見習士官及海軍ノ候補生

二　勅令[7]ヲ以テ指定スル陸軍又ハ海軍ノ學生生徒

第二十二條　教育職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　公立ノ學校、幼稚園若ハ圖書館又ハ在外指定學校ノ職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ルモノ及判任官以上ノ待遇ヲ受クルモノ

二　府縣立師範學校長

前項ノ在外指定學校トハ在外國本邦人ノ爲ニ設置シタル學校ニシテ勅令[8]ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定シタルモノヲ謂フ

準教育職員トハ官立又ハ公立ノ學校又ハ幼稚園ノ職員ニシテ勅令[9]ヲ以テ指定スルモノヲ謂フ

第二十三條　警察監獄職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　警部補、巡査、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞及衆議院守衞

二　看守、女監取締、陸軍監獄看守及海軍監獄看守

三　判任官ノ待遇ヲ受クル消防手

第二十四條　待遇職員トハ左ニ揭クル者ヲ謂フ

一　判任官以上ノ待遇ヲ受クル神宮司廳職員、神宮神部署職員及官國幣社ノ神職

二　判任官以上ノ待遇ヲ受クル監獄職員（前條第二號ニ揭クル者ヲ除ク）感化院職員及矯正院職員

三　地方待遇職員令ニ依リ判任官以上ノ待遇ヲ受クル者ニシテ勅令[10]ヲ以テ指定スルモノ

四　前三號ニ揭クル者ヲ除クノ外國庫ヨリ俸給又ハ給料ヲ給スル待遇職員ニシテ勅令[11]ヲ以テ指定スルモノ

第二十五條　本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ任官但シ終身官タル文官ニ在リテハ任官ノ外復職

二　現役軍人ニ在リテハ任官又ハ入營若ハ入團、非現役軍人又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

第二十六條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第二十七條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第二十八條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第二十九條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十一條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十二條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十三條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十四條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十五條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十六條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十七條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十八條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第三十九條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十一條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十二條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十三條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十四條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十五條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十六條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十七條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十八條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第四十九條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第五十條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第五十一條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第五十二條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第五十三條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官ニ在リテハ免官、退官、失官ノ外退職

二　現役軍人ニアリテハ現役ヲ離ルルコト、非現役軍人ニ在リテハ召集セラレタル者ニ付テハ召集解除志願ニ依リ軍人タル勤務ニ服スル者ニ付テハ解職但シ下士官准士官以上ノ軍人ト爲リタルトキハ普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ノ計算ニ關シテハ之ヲ退職ト看做ス

三　教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職、解職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命但シ巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手警部補ニ任シ又ハ警部補巡査若ハ判任官ノ待遇ヲ受クル消防手ニ就職スルトキハ之ヲ轉任ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ任命

第五十四條　本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

一　文官ニ在リテハ免官、退官又ハ失官但シ終身官タル文官

又ハ失職

四　警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官、又ハ失官、其ノ他ノ者ニ在リテハ免職、退職又ハ失職但シ警部補他ノ官職ニ轉シ又ハ他ノ官ヨリ警部補ニ轉シタルトキハ之ヲ退職ト看做ス

五　待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

第二十七條　第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ準文官ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

第二十五條第三號及前條第三號ノ規定ハ準教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ準用ス

準軍人ノ就職トハ戰務、戒嚴地域内ノ戰務又ハ外國ノ鎭戍ニ服スルコトヲ謂ヒ退職トハ其ノ勤務ヲ終ルコトヲ謂フ

第二十八條　公務員ノ在職年ハ就職ノ月日ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條　公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條　軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條　削除

第三十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一　戰地ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二　戰地外ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ戰務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戰爭ノ期間及地域、戰務ノ範圍竝戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　公務員外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　公務員戒嚴地境内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條　公務員外國鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十六條　航空機乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算シタルトキ亦同シ

第三十七條　潛水艦乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潛水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務スル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第三十九條　公務員二以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニ依ル

第三十條　軍人又ハ警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ准士官以上ノ軍人ニ付テハ十三年ニ達スル迄、下士官以下ノ軍人及警察監獄職員ニ付テハ十二年ニ達スル迄ハ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

第三十一條　削除

第三十二條　公務員其ノ職務ヲ以テ從軍シタルトキハ左記各號ノ規定ニ依リ加算ス

一　戰地ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ從軍期間ノ一月ニ付三月

二　戰地外ニ在リテハ戰務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半

前項ノ規定ハ公務員其ノ職務ヲ以テ戰爭ニ準スヘキ事變ニ際シ戰務ニ服シタル場合ニ付之ヲ準用ス

戰爭ノ期間及地域、戰務ノ範圍竝戰爭ニ準スヘキ事變ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條　公務員外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ在勤期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ外國ノ交戰又ハ擾亂ノ地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條　公務員戒嚴地境内ニ於テ危險ヲ顧ミス其ノ職務ヲ以テ勤務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月ヲ加算ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ勤務ノ場所カ内國ナルトキハ加算年ハ其ノ二分ノ一トス

第三十五條　公務員外國鎭戍ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

第三十六條　航空機乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ航空勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付二月以内ヲ加算シタルトキ亦同シ

第三十七條　潛水艦乘員タル公務員其ノ職務ヲ以テ在役潛水艦ノ勤務ニ服シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月ヲ加算ス

第三十八條　公務員其ノ職務ヲ以テ邊陬又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算ス不健康ナル業務ニ引續キ一年以上服務

二　第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年

三　在職中二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル場合ニ於テハ其ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄ノ在職年月數

四　公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數

五　公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル日ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

六　宮內職員トシテノ在職年月數ニシテ宮內官ノ恩給規程ニ依リ除算セラルヘキモノ

第四十二條　左ニ揭クル年月數ハ之ヲ在職年ニ通算ス

一　宮內官ノ恩給規程ニ依リ宮內官恩給權ノ基礎ト爲ルヘキ宮內職員トシテノ在職年月數

二　準軍人ノ在職年月數

三　高等文官ノ試補又ハ判任官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

四　準教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤續年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數

第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於ケル準軍人又ハ皇宮警手トシテノ在職年ハ夫々之ヲ軍人又ハ警察監獄職員トシテノ在職年ト看做ス

第四十三條　第三十二條乃至四十條ノ規定ハ準軍人ノ在職年ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス

第四十四條　本法ニ於テ俸給トハ本俸及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

本俸ニ準スヘキモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公務員二以上ノ官職ヲ有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

第四十五條　公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條　公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具癈疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及增加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受ケル增加恩給ヲ不具癈疾ノ程度ニ相應スル增加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定官廳ニ於テ恩給審查會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審查會ニ於テ不具癈疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ決議シタル月ノ翌月ヨリ後之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ改定ス

公務員公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス

第四十六條ノ二　公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癈疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ失格原因ナクシテ之カ爲其ノ職ニ堪ヘスシテ一年內ニ退職シタルトキ又ハ其ノ公務員カ下士官以下ノ軍人ニシテ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件（傷病ノ程度ヲ除ク）ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病程度カ前項ノ勅令ニ定ムル程度ニ達セサリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給ルヲ妨ケス

第四十七條　前二條ノ規定ハ準文官、陸軍ノ見習士官、海軍ノ候補生以外ノ準軍人又ハ準教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノ及陸軍ノ見習士官又ハ海軍ノ候補生ニシテ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ

爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス

一　勅令ヲ以テ指定スル地域ニ在勤中其ノ地ニ於テ流行病ニ罹リタルトキ[21]

二　戰地ニ於テ又ハ公務旅行中流行病ニ罹リタルトキ

三　公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ流行病ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス[22]

第四十九條　公務傷病ノ原因ヲ分ツテ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ト普通公務トス[23]

戰鬪ニ準スヘキ公務ノ範圍及公務傷病ニ因ル不具廢疾ノ程度及傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度竝教育職員、[24]警察監獄職員、待遇職員、準文官、準軍人及準教育職員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム[24II 25 26 27 28 29]

第五十條　裁定官廳ハ增加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具廢疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ普通恩給及增加恩給ヲ給ス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷痍疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スルコトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナル時ハ之ニ相當ノ恩給ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一　懲戒、懲罰又ハ教育免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ

二　在職中陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ死刑、懲役刑若ハ一年以上ノ禁錮ノ刑ニ處セラレ又ハ其ノ他ノ法令ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第二十六條第二號但書及第四號但書ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス

第五十二條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スルモノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤續ト看做サルルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條　公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ在職スル者ニ付テハ本法ニ依ル恩給ハ之ヲ給セズ

第五十四條　普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

一　再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ

二　再就職公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具廢疾ト爲リ退職シタルトキ

三　再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年內ニ之カ爲不具廢疾ト爲リ又ハ其ノ程度增進シタル場合ニ於テ其ノ期間內ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條　前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ合算シ其ノ年額ヲ改メ增加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノヲ以テ不具廢疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷痍又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ區別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

一　後ノ傷痍又ハ疾病カ戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ基因スルトキハ別表第二號表甲號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ヨリ前ノ增加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具廢疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス但シ後ノ傷痍又ハ疾病ノミニ因ル增加恩給年額カ前後ノ傷痍又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル增加恩給年額ト同額ナルトキハ此ノ控除ヲ爲サス

二　後ノ傷痍又ハ疾病カ普通公務ニ基因スルトキハ別表第二號表乙號中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具廢疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額ニ前ノ增加恩給年額ト別表第二號中其ノ不具廢疾ノ程度ニ相應スル增加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ增加恩給ノ年額トス

第五十五條ノ二　前二條中增加恩給改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條　前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額トス

第五十七條　前四條ノ規定ハ宮內官ノ恩給規程ニ依ル恩給

ヲ受クル者公務員ト爲リ退職シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

一 公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮內職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未滿ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵トシテ就職スルトキ又ハ准士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クル者軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ增加恩給又ハ傷病年金ヲ併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四 恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額五千圓ヲ超ユルトキハ恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額ヲノ合計額六千圓ヲ超ユル額ノ二割ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法竝停止方法ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ增加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

下士官以上ノ軍人ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

教育職員ハ每月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ朝鮮、臺灣又ハ樺太以外ノ地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ハ其ノ學校又ハ幼稚園ノ所在地ヲ管轄スル府縣又ハ之ニ準スヘキ地方經濟ニ對シ其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ一ニ相當スル

金額ヲ納付スヘシ

待遇職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、府縣其ノ他ノ經濟ニ對シ每月其ノ俸給(又ハ給料)ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 本節ニ於テ退職前ノ俸給年額ト稱スルハ退職前一年內ノ俸給(軍人及準軍人ニ在リテハ各階等ニ付定メラレタル別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ其ノ階等ニ對スル俸給額トス)ノ總額ヲ謂フ但シ左ノ特例ニ從フ (24/X)

一 公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡ノ際昇給アリタルトキハ其ノ爲サレタル昇給ノ中級俸ノ定アルモノ(軍人及準軍人ニ付テハ別表第一號表ノ假定俸給額ヲ以テ級俸トス)ニ付テハ一級、其ノ定メナキモノニ付テハ昇給前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ限度トシ退職一年前ヨリ昇給セラレタルモノトシテ計算ス (24/X)

二 前號ニ規定スル場合以外ノ場合ニ於テ退職前一年內ニ昇給アリタルトキハ其ノ昇給カ前俸給二年以上据置ノ後爲サレタルモノナルトキニ限リ前號ノ規定ヲ準用ス

轉官職ニ依ル俸給ノ增額ハ之ヲ昇給ト看做シ前項但書ノ規定ヲ準用ス

前二項ニ規定スル退職前一年內ノ俸給ノ算出方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

實在職期間一年未滿ナルトキハ其ノ俸給額ヲ月數ノ割合ニ依リ一年分ニ換算ス

本節ニ於テ退職前ノ俸給月額ト稱スルハ退職前ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

第六十條 文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職十七年以上十八年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國ノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

在職年四十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年四十年トシテ計算ス

第一項ノ在職年ハ國務大臣トシテ退官スル者ニ付テハ國務大臣トシテノ在職年七年以上ナルヲ以テ足ル

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號、第五十五條ノ二又ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ準文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トス

第六十一條 准士官以上ノ軍人在職年十三年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第一號ノ準軍人在職年十三年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年以上十四年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十四年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前條第三項ノ規定ハ准士官以上ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

在職年五十年ヲ超ユル者ニ給スヘキ恩給年額ハ之ヲ在職年五十年トシテ計算ス

陸海軍准士官ニシテ其ノ官ニ二年以上實在職シ最高ノ俸給ヲ受ケタル者ニハ高等官八等ノ額ヲ給ス

第四十六條、第四十七條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十三年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

準軍人ノ階等ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條ノ二 下士官以下ノ軍人在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ第二十一條第二項第二號ノ準軍人在職年十二年以上ニシテ退職シ且其ノ身分ヲ免セラレタル場合ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十三年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ下士官ニ在リテハ七圓、兵ニ在リテハ六圓ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項竝前條第五項、第七項及第八項ノ規定ハ下士官以下ノ軍人ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス每ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校ノ教育職員トシテノ勤續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤續在職年一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ三百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

前項ノ中學校ト同等以下ノ程度ノ學校ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ增ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項竝第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數內ニ召集其ノ他ノ强制ニ依ラスシテ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ勅令ノ定ムル時期ニ於テ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條 公務員ノ增加恩給ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及不具癈疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ增加恩給ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ階等、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラルルノ程度ニ至ラサルモ之カ爲退職シ又ハ退職後一年內ニ之カ爲一種以上ノ兵役ヲ免セラレタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給ルヲ妨ケス

傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等竝傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條 文官、教育職[31]又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿ニシテ又ハ下士官在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス但シ下士官以上トシテノ在職年一年未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十九條 削除

第七十條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十一條 削除

第三章 遺族

第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ト同一戶籍內ニ在ルモノヲ謂フ

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時其ノ戶籍內ニ在リタルモノト看做ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父、母、成年ノ子、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其死亡ヲ退職ト看做ス時ハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

前項ノ規定ニ依ル同順位ノ子數人アルトキハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ヲ被相續人トシタル家督相續ノ順位ニ準シ之ヲ定ム

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシテ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者タル者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前三項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限リ之ヲ適用ス

第七十四條 未成年ノ子ハ未タ婚姻セサルトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

夫又ハ成年ノ子ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキトキニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

養子ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ家督相續人タルトキ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

前項ノ家督相續人ニハ之ニ準スヘキ者ヲ包含ス

第七十五條 扶助料ノ年額ハ左ノ各號ニ依ル

一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ全額

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ其ノ普通恩給年額ノ十分ノ八ニ相當スル金額

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラルル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額

前項第一號又ハ第二號ニ規定スル場合及增加恩給ヲ併給セラルル者ノ死亡シタル場合ニハ其ノ死亡ノ月ノ翌月ヨリ五年間ハ前項ノ規定ニ依ル扶助料年額ニ各其ノ十分ノ三ニ相當スル金額ヲ加給ス

第七十六條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡後遺族左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助料ヲ受クルノ資格ヲ失フ

一 子婚姻シ又ハ其ノ家ヲ去リタルトキ但シ父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者カ家督相續人ニシテ之ヲ戸主ト看做ストキハ其ノ死亡ノ時ニ於テ其ノ家督相續人タルヘキ者ニ限リ之ニ扶助料ヲ給ス

二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者女子ナル場合ニ於テ夫婚姻シ又ハ家ヲ去リタルトキ

三 父、母、祖父又ハ祖母其ノ家ヲ去リタルトキ

第七十七條 扶助料ヲ受クル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル時ハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル時ハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタル時ハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

第七十八條 扶助料ヲ給セラルヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定官廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條 前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ次順位者アルトキハ停止期間中扶助料ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第八十條 遺族左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失フ

一 其ノ家ヲ去リタルトキ但シ妻夫ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ遺族タル子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキ及子父ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ妻若ハ子ニシテ分家スルモノニ伴ヒ其ノ家ニ入リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

二 妻、子又ハ夫婚姻シタルトキ

三 不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ夫又ハ成年ノ子ニ付其ノ事情止ミタルトキ届出ヲ爲ササルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ入リタリト認メラルル遺族ニ付テハ裁定官廳ハ恩給審査會ニ諮問ノ上其ノ者ノ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ハシムルコトヲ得

裁定官廳ハ前項ニ規定スル事情ヲ調査スル爲必要アルトキハ他ノ官廳又ハ公署ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第八十一條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者第七十三條第一項各號ノ一ニ該當シ兄弟姉妹以外ニ扶助料ヲ受クル者ナキトキハ其ノ兄弟姉妹未成年又ハ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキ場合ニ限リ之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一年分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第八十二條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿、准士官以上ノ軍人在職年三年以上十三年未滿、下士官タル軍人又ハ警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ公務員ノ死亡前ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第四項ノ規定ハ死亡前ノ俸給月額ニ付之ヲ準用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ扶助料ヲ給スル場合ニ付之ヲ準用ス

附則

第八十三條 本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一 官吏恩給法

一 官吏遺族扶助法

一 軍人恩給法

一 市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法

一　府縣立師範學校長俸給竝公立學校職員退隱料及遺族扶助料法

一　明治二十四年法律第四號

一　明治二十九年法律第十三號

一　官吏恩給法及官吏遺族扶助料法補則

一　明治二十九年法律第七十八號

一　明治三十三年法律第七十五號

一　明治三十三年法律第七十六號

一　明治三十三年法律第七十七號

一　巡査看守退隱料及遺族扶助料法

一　明治三十五年法律第二十九號

一　在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法

一　明治四十年法律第四十八號

一　明治四十年法律第四十九號

一　明治四十一年法律第三十五號

一　明治四十三年法律第三十號

一　明治四十四年法律第六十一號

一　明治四十四年法律第六十七號

一　明治四十五年法律第十一號

一　明治四十五年法律第十二號

一　大正七年法律第三十號

一　大正十年法律第三十五號

一　大正十年法律第九十四號

一　大正十一年法律第十八號

一　大正十一年法律第十九號

一　明治二十二年勅令第百三十三號

一　明治二十三年勅令第九十八號

一　明治二十五年勅令第十八號

一　明治二十五年勅令第三十二號

一　明治三十二年勅令第百九十六號

一　明治三十八年勅令第二百二十九號

一　明治四十年勅令第百八十八號

一　明治四十年勅令百八十九號

一　明治四十一年勅令第七十一號

一　明治四十五年勅令第七十號

一　大正七年勅令第六十二號

一　大正十年勅令第二百六十八號

一　大正十一年勅令第八十七號

一　大正十一年勅令第二百八十四號

一　明治九年第九十九號達陸軍恩給令

一　明治十五年第四十一號達巡査看守給助例

一　明治十六年第三十八號達海軍恩給令

一　明治十七年第一號達官吏恩給令

第八十五條　本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノハ之ヲ本法ニ依リ受ケ又ハ受クヘキ恩給ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキカハ公務員及其ノ遺族ノ種類竝給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退隱料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條　第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシテ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付之ヲ適用ス

第八十七條　第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑恤金、一時扶助金、其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條　從前ノ規定ニ依リ內閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依ル內閣恩給局長ノ裁定ト看做シ從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ依リ之ヲ完結ス

第八十九條　府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員竝其ノ遺

族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ニ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條 內地人タル公務員其ノ職務ヲ以テ臺灣、朝鮮、關東州（關東廳及其ノ所屬官署職員ニ付テハ南滿洲鐵道附屬地ヲ含ム）樺太又ハ南洋群島ニ一定ノ期間引續キ在勤シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付半月ヲ加算[32]ス

前項ノ引續キ在勤スヘキ期間ハ軍人ニ在リテハ一年、警察監獄職員ニ在リテハ三年、其ノ他ノ公務員ニ在リテハ四年トス

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十二條 公務員其ノ職務ヲ以テ國境警備又ハ理蕃ノ爲危險地域內ニ勤務シタルトキハ當分ノ內在勤期間ノ一月ニ付一月半ヲ加算ス

前項ノ危險地域及期間ハ勅裁ヲ以テ之ヲ定ム

第四十條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡査ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十四條 朝鮮總督府巡査補ヨリ朝鮮總督府巡査ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ統監府巡査補及朝鮮總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡査補ヨリ臺灣總督府巡査ト爲リシモノニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡査補トシテノ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡査トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金タル恩給

ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令[33]ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シ本法施行後不具廢疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 削除

第百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受クルノ權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ增額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ增額セラレタルモノト看做ス

第百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金タル恩給、退隱料、遺族扶助料、其他之ニ準スヘキモノヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサル者ニハ當該金額ニ其金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ增給ス

第百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衞若ハ衆議院守衞又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令[37]ノ定ムル所ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ增

額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡査又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ準用ス

第百三條　北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ者ノ受クル年金タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ第五條ニ規定スル扶助料ニ付之ヲ準用ス前二項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金タル前項ノ規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第百四條　第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（別表）

第一號表（甲）

階等	將官及相當官	佐尉官及相當官
親任	高等官一等	同上　二等
假定俸給年額	七、五〇〇圓	六、五〇〇圓
親任	同上　二等	同上　三等
假定俸給年額	六、五〇〇圓	五、六〇〇圓
親任	同上　三等	同上　四等
假定俸給年額	四、六〇〇圓	三、九五〇圓
親任	同上　四等	同上　五等
假定俸給年額	三、二五〇圓	二、三五〇圓
親任	同上　五等	同上　六等
假定俸給年額	二、七〇〇圓	一、七〇〇圓
親任	同上　六等	同上　七等
假定俸給年額	一、五〇〇圓	一、四〇〇圓
親任	同上　七等	同上　八等
假定俸給年額	一、二〇〇圓	一、〇〇〇圓

（乙）

階等	准士官	下士官	兵
判任官一等	同上　二等	同上　三等	同上　四等	海軍一等兵	陸軍上等兵	陸軍一等兵	陸軍二等兵
假定俸給年額	八五五圓	七六五圓	六七五圓	六〇〇圓	五四〇圓	四九五圓	四五〇圓
判任官一等	同上　二等	同上　三等	同上　四等	海軍一等兵	海軍上等兵	海軍三等兵	海軍四等兵
假定俸給年額	八五五圓	七六五圓	六七五圓	六〇〇圓	五四〇圓	四九五圓	四五〇圓

第二號表

傷病症狀等差原因	階等	甲號	乙號
		戰闘ニ又ハ戰闘ニ準ズヘキ公務	普通公務
		親任	親任
		勅任	勅任
		勅任待遇	奏任
		將官	佐官
特別項	特別項	二、四〇〇	一、九二〇
第一項	第一項	二、〇〇〇	一、六〇〇
第二項	第二項	一、六〇〇	一、二八〇
第三項	第三項	一、二八〇	一、〇二四
第四項	第四項	一、〇〇〇	八〇〇
第五項	第五項	八〇〇	六四〇
第六項	第六項		
		判任	判任
		待遇	待遇
		佐官	尉官
特別項	特別項	一、八〇〇	一、四四〇
第一項	第一項	一、五〇〇	一、二〇〇
第二項	第二項	一、二〇〇	九六〇
第三項	第三項	九六〇	七六八
第四項	第四項	七六八	六〇〇
第五項	第五項	六〇〇	四八〇
第六項	第六項		
		判任	判任
		待遇	待遇
		尉官	准士官
特別項	特別項	一、二〇〇	九六〇
第一項	第一項	一、〇〇〇	八〇〇
第二項	第二項	八〇〇	六四〇
第三項	第三項	六四〇	五一二
第四項	第四項	五〇〇	四〇〇
第五項	第五項	四〇〇	三二〇
第六項	第六項		
		判任	判任
		待遇	待遇
		准士官	下士官
特別項	特別項	一、〇八〇	八六四
第一項	第一項	九〇〇	七二〇
第二項	第二項	七二〇	五七六
第三項	第三項	五六七	四六一
第四項	第四項	四五〇	三六〇
第五項	第五項	三六〇	二八八
第六項	第六項		
		判任	判任
		待遇	待遇
		下士官	兵
特別項	特別項	九九〇	七九二
第一項	第一項	八二五	六六〇
第二項	第二項	六六〇	五二八
第三項	第三項	五二八	四二三
第四項	第四項	四一三	三三〇
第五項	第五項	三三〇	二六四
第六項	第六項		
		判任	判任
		待遇	待遇
		兵	
特別項	特別項	九〇〇	七二〇
第一項	第一項	七五〇	六〇〇
第二項	第二項	六〇〇	四八〇
第三項	第三項	四八〇	三八四
第四項	第四項	三七五	三〇〇
第五項	第五項	三〇〇	二四〇
第六項	第六項		

備考　特別項ハ各號第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ヲ加ヘタルモノトス

第三號表

傷病原因	症狀等差	階等	判任 一等	判任 二等 三等	判任 四等
甲號	戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一款	三一二円	二八六円	二六〇円
		第二款	二四〇	二二〇	二〇〇
		第三款	一九二	一七六	一六〇
		第四款	一五六	一四三	一三〇
乙號	普通公務	第一款	二五二円	二三一円	二一〇円
		第二款	一九二	一七六	一六〇
		第三款	一五六	一四三	一三〇
		第四款	一三二	一二一	一一〇

高等官及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ判任一等ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第四號表

傷病原因	症狀等差	下士官	兵
甲號 戰鬪又ハ戰鬪ニ準スヘキ公務	第一目	九九〇円	九〇〇円
	第二目	八二五	七五〇
	第三目	六六〇	六〇〇
	第四目	四九五	四五〇
	第五目	三三〇	三〇〇
	第六目	一六五	一五〇
乙號 普通公務	第一目	七九二円	七二〇円
	第二目	六六〇	六〇〇
	第三目	五二八	四八〇
	第四目	三九六	三六〇
	第五目	二六四	二四〇
	第六目	一三二	一二〇

附則

第一條 本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ繫屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 第十八條第一項ノ改正規定ニ依ル納付金額ハ同項ニ規定スル公務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員ガ第五十九條(改正前又ハ改正後)及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第五條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第六條　第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ遡行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第七條　傷病年金ハ本法施行後公務ノ爲傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前賜慰金（之ニ準ズルモノヲ含ム）又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ッテ之ヲ給ス

第八條　第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル增額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第九條　第五十九條ノ改正規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給（又ハ給料）ガ昇給若ハ增額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十條　第五十九條ノ二第一項但書ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實在職年二十年以上勤續シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ內同但書各號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十一條　本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ニ達セズシテ退職シタル場合ト雖モ退職前ノ俸給ニ依リ之ニ普通恩給ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十二條　前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ準用ス

第十三條　第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十四條　第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第十五條　恩給法施行前同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテ普通恩給（退隱料）ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給（退隱料）ヲ文官ノ普通恩給ニ改定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ增額セラルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ揭グル公務員トシテノ普通恩給（退隱料）ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第十六條　第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第十七條　本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限リ仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第十八條　本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條　前條ニ規定スル者ヲ除クノ外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト五ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ノ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限リ此ノ規定ニ依ル

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第一項ノ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

二、恩給法施行令（大正十二年八月十七日勅令第三百六十七條）

改正　大正一二年一二月第五二〇號、一三年三月第五一號、一二月第四〇七號、一四年四月第五三號、一五年七月第二四四號、九月第三〇四號、昭和二年一二月第三六二號、三年四月第七三號、五年二月第一九號、七年四月第六〇號、八年九月第二三六號改正

第一條　恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依ル恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ

遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具廢疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外特ニ右事情ノ繼續ノ有無ヲ調査ス

第一條ノニ　受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定官廳ニ提出スヘシ

一　前條第一項ノ事實ヲ證スル爲ニハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者及妻ニ在リテハ戸籍抄本、妻以外ノ扶助料權者ニ在リテハ戸籍謄本

二　前條第二項ノ事實ヲ證スル爲ニハ不具廢疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナク且之ヲ扶養スル者ナキコトヲ證スル居住地ノ市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

前項ノ書類ハ事實カ裁定官廳ニ顯著ナル場合又ハ他ノ相當官公署ノ證明アル場合ニ於テ裁定官廳カ明カニ之ヲ承認シルタトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第一條ノ三ニ規定スル書類ヲ提出スヘキ月カ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月（證書ノ日附ニ在ル月）ノ翌月ヨリ十二月內ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ提出スルコトヲ要セス

第一條ノ三　各受給者ハ前條ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年提出スヘシ

一　公務員又ハ之ニ準スヘキ者トシテ恩給ヲ受クル者ハ一月

二　遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ七月

陸軍ノ軍人、之ニ準スヘキ者及警察監獄職員竝其ノ遺族ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出シ他ノ公務員及之ニ準スヘキ者竝其ノ遺族ハ其ノ奇數年ニ於ケル前項ノ月ニ提出スヘシ

第一條ノ四　第一條ノ二ニ規定スル書類ヲ提出セサル受給者ニ對シテハ之ヲ提出スヘキ月ヨリ一期隔リタル後ノ支給期以後ノ支給ヲ一時差止ムヘシ

第一條ノ五　恩給法第十條ノ規定ニ依リ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

同法第十條ノ恩給權者カ死亡ノ當時家族ナリシトキハ其ノ相續人ハ恩給權者死亡ノ當時之ト同一戸籍內ニ在リタルコトヲ要ス

第二條　恩給法第十條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲ササリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三條　恩給法第十二條ノ規定ニ依リ內閣恩給局長以外ノ者ニ於テ恩給ヲ受クルノ權利ヲ裁定スヘキ場合ハ左ノ區分ニ依ル

一　內地ニ於ケル公立ノ小學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

二　前號ニ揭クルモノヲ除クノ外內地ニ於ケル公立ノ學校又ハ圖書館ノ教育職員ニシテ文官ニ非サルモノノ一時恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事之ヲ裁定ス

三　朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル公立ノ小學校、普通學校、公學校、實業補習學校、幼稚園、盲學校、聾唖學校及小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員及準教育職員竝其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官之ヲ裁定ス

四　朝鮮、臺灣、樺太、關東州（南滿州鐵道附屬地ヲ含ム以下同シ）又ハ南洋群島ニ於テ國庫ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員（陸海軍ニ屬スルモノ及樺太ニ於ケル刑務所ニ屬スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督（道ノ警部補、巡查及消防手竝其ノ遺族ノ恩給ハ道知事）、臺灣ニ在リテハ臺灣總督（州又ハ廳ノ警部補及巡查竝其ノ遺族ノ恩給ハ州知事又ハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官之ヲ裁定ス

五　內地ニ於テ國庫以外ノ者ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事（警視廳部內ノ職員ニ在リテハ警視總監）之ヲ裁定ス

六　恩給法第二十四條第三號ニ揭クル待遇職員（國庫ヨリ俸給ヲ給スルモノヲ除ク）及其ノ遺族ノ恩給ハ北海道ニ在リテハ北海道廳長官、府縣ニ在リテハ府縣知事、